国第 二 百 十
会回
参
議
院
外
交
防
衛
委
員
会
会
議
録
第
$\equiv$
号

第四部 外交防衛委員会会議録第三号					<b>3</b>					理事	委員長	出席者は左のとおり。		音喜多 駿君	矢倉 克夫君	辞任 雄	十一月一日	那	福山 哲郎君	辞任	十月三十一日	安江 伸夫君	辞任	十月二十五日	委員の異動		午前十時開会	令和四年十一月一日(火曜日)
\$\$第三号 令和四年十	高橋 光男君	川田川	松川 るい君 巌君	中曽根弘文君武見の野田紀美君	猪口 邦子君	<i>Z</i>	平木 大作君	佐藤 正久君	岩本 剛人君		阿達 雅志君			青島 健太君	高橋 光男君	補欠選任			村田 享子君	補欠選任		山口那津男君	補欠選任					
-十一月一日 【参議院】	審議官総務省大臣官房	局審議官ション推進事務 ・イノベー	内閣府科学技議官房内閣審	政府参考人員会專門	事務局側  下閣法集局長官	政府特別補佐人	防衛大臣政務官	外務大臣政務官	外務大臣政務官		防衛副大臣	国土交通副大臣	財務副大臣	外務副大臣	外務副大臣	総務副大臣	内閣府副大臣	副大臣	防衛大臣	外務大臣	国務大臣							
	池田 達雄君	坂本 修一君	小柳 誠二君	神田 茂君	近脳正君君		木村 次郎君	吉川ゆうみ君	秋本 真利君		井野 俊郎君		井上 貴博君	山田 賢司君	武井 俊輔君	尾身 朝子君	星野 剛士君		田靖一	林 芳正君		髙良 鉄美君	伊波 洋一君	山添 拓君	榛葉賀津也君			矢倉 克夫君
	局長防衛政策	審議官	野ティ・ 情報化 ・情報化 ・ は は に に に に に に に に に に に に に	議官 政策立案総括審 政策立案総括審	長衛省大臣官房	官房審議官国土交通省大臣	長財務省主計局次	外務省領事局長	長	外務省国際協力	長)	リカ局アフリカ 外務省中東アフ	彩雀図	<b>卜务</b> 育次   号表	政策局軍縮不拡	外務省総合外交	参事官才目官房	<b>小务</b> 省 人名马克	<ul><li>外務省大臣官房</li></ul>	審議官	外務省大臣官房	審議官	外務省大臣官房	審議官	<b>                                      </b>	<ul><li>外務省大臣官房</li></ul>	長	外務省大臣官房
	増田 和夫君	茂木陽君	上田 幸司君	石川 武君	芹澤 清君	五十嵐徹人君	寺岡 光博君	安藤 俊英君			1	齋田 伸一君	中记 正志君	-	海部 篤君		大河内昭博君		林誠君		宮下 匡之君	岩本村	ŧ	實生 泰介君		石月 英雄君		<b>志</b> 化
	享子君が選任されました。	`に動		(日朝関係に関する件)	() )人に関する件)	(米軍の空中給油訓練に関する件)(日中関係に関する件)	(ウクライナ情勢に関する件)	(下院を開き間にの件)	(円安・物価高騰の在外職員給与への影響に関	に関する件)	(『旧粉一孝会』問題に関する件)	(「日充一女会」問題に関する訳書	○ トで、方面等に関する関する件	つ女母参考しい出来を見れる中でもある。	本日の会議でサンミ家中		戦略部長 堀江 和宏君		ジェクト管理部 坂本 大祐君	ブ プ コ	) ) ) ) ) ) ) ) ) ) ) ) ) )	長	防衛省地方協力 架睪 雅貴君	局長 1 一 町田 一 仁君	新省人事教育	弱長 防衛省整備計画 川嶋 貴樹君	次長	防衛省防衛政策 安寨 敦史昌

す。 を求められておりますので、順次これを許しま ○委員長(阿達雅志君) 山田外務副大臣 この際、 副大臣から発言

ました山田賢司でございます。 ○副大臣(山田賢司君) 外務副大臣を拝命いたし

職責を果たしてまいります。 様々な外交課題に直面する中、副大臣としての

支配の強化、 国連外交、沖縄の基地負担軽減、経済外交、法の 諸国との関係強化に努めます。また、安全保障、 いります 特に、担当である北米、欧州、中東、アフリカ 在留邦人の安全確保に取り組んでま

阿達委員長を始め、理事、委員各位の御理解と

○委員長(阿達雅志君) 御協力を心からお願い申し上げます 武井外務副大臣。

いたしました武井俊輔でございます。 ○副大臣(武井俊輔君) 様々な外交課題に直面をする中、 同じく外務副大臣を拝命 副大臣として

の職責を果たしてまいります。

り組んでまいります。 軍縮・不拡散、科学技術外交、ODAの戦略的活 まいります。また、戦略的対外発信や文化外交、 ジア、南西アジア、中南米諸国との関係に努めて 特に、担当でございますアジア大洋州、東南ア 地球規模の課題、 また省内の働き方改革に取

を担当させていただきます なお、二人の副大臣の中で、特に私が本委員会

御協力を心からお願い申し上げます。 阿達委員長を始め、理事、委員各位の御支援、

○委員長(阿達雅志君) 政府参考人の出席要求に

求め、その説明を聴取することに御異議ございま 関する件についてお諮りいたします。 小柳誠二君外二十八名を政府参考人として出席を 会に、理事会協議のとおり、内閣官房内閣審議官 防衛等に関する調査のため、本日の委員

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

う決定いたします。 ○委員長(阿達雅志君) 御異議ないと認め、さよ

一その事実の有無、

査を議題とし、 ○委員長(阿達雅志君) 質疑を行います。 外交、防衛等に関する調

○小西洋之君 います。 質疑のある方は順次御発言願います。 立憲民主・社民の小西洋之でござ

両大臣の所信に対する質疑をさせていただきま

しなくても直接解散命令の請求はできるはずなん 適合する疑い、疑いがない限り発動できないこと して解散命令の検討に入ると。質問権でございま けでございます。 体である、そういう疑いがあるという認識の下 すけど、宗教法人法の条文で、解散命令の要件に ですが、少なくともそうした状況にあるというわ に、今、法に基づく手続、まあ本来質問権を行使 に違反し公共の福祉に著しく反する、そうした団 になっております。すなわち、岸田政権は、法令 まず、先般、岸田政権において旧統一教会に対

開発にそうした資金が回ったのではないかという 防衛政策に対する信頼、あるいは旧統一教会とい 頭質問をさせていただきます。 民を狙い撃ちにしてその人権を侵害し、財産を奪 弁等なさられている方々もいらっしゃるところで 会との関係について報道等、あるいは衆議院で答 答弁されておりますけれども、北朝鮮のミサイル い韓国の教団本部に送る、あるいは、防衛大臣も うのは、我が国の国益に反する、もちろん日本国 ような疑いも報道等されているところでございま ございます。こうした問題は、国民から見て外交 一方で、今日お越しいただいておりますけれど 両省の政務三役におかれましては、 防衛の在り方の重要事項として冒 旧統一教

皆様に質問通告させていただいておりますが、旧 示を受けたことがあったか、署名をなさったか、 統一教会から推薦確認書、いわゆる政策協定の提 まず、今日お越しいただいている各政務三役の

順次答弁をお願いいたします。 ディアに出演をしたり、教会関係者と懇談をした からの支援に限らず、旧統一教会と関係の深いメ 挙支援を受けたことはあるか、また旧統一教会側 したことはあるか。外務省政務三役から防衛省と 会合へ出席する又は祝電を送るなどの対応を

認書や政策協定の提示を受けたり署名したことは たこともございません。 確認をされませんでした。また、選挙支援を受け ○国務大臣(林芳正君) 御指摘の団体から推薦確

ます。 係を持たないことを徹底いたしたいと思っており 状についての認識を欠いたものであり、今後は関 を受けたことを確認しております。当該団体の現 団体から、今から十年前の二〇一二年当時、取材 ございますが、旧統一教会との関連が指摘される 一方、既に記者会見の場で御説明したとおりで

和連合より推薦確認書の提示を受け、署名をいた ○副大臣(山田賢司君) お答え申し上げます。 教会ではございませんが、令和三年九月に世界平 しました。 まず、推薦確認書の件でございますが、旧統一

以上です。

アの出演についてもございません。 以上でございます。 選挙支援に関しましてはございません。 メディ

ざいます。 たと思いますが、 ○大臣政務官(秋本真利君) 何点かお尋ねがあっ ○副大臣(武井俊輔君) は、いずれも該当がないところでございます。 全ての質問がノー、いいえでご 御指摘の三点について

でした。また、選挙支援を受けたこともございま の推薦確認書や政策協定の提示は確認されません 〇大臣政務官(吉川ゆうみ君) 御指摘の団体から

ことを徹底いたします。 今後は所属する党の方針に従い、関係を持たない 対し事務的に祝電を送ったことはございますが、 他方、旧統一教会との関連が指摘される団体に

また旧統一教会の関係者から選 私はありません ○国務大臣(浜田靖 君 今お話のあった三点、

薦確認書もございませんでした。 ○副大臣(井野俊郎君) ありませんし、署名したこともございません。推 でございますけれども、署名を求められたことも まず、政策協定について

ども、来ていただいたことはあったかもしれませ して来ていただいたり、電話等のですか、ボラン 私も全部全て把握しているわけじゃないですけれ 説会等にそういう関係者らしき人、まあちょっと ティア等の支援を受けたことはございません。 たりということはございません。 んけれども、例えば選挙事務所にボランティアと メディア等については、出演したり取材を受け 選挙支援についてでありますけれども、私の演

送ったり、また秘書が代理出席したことはあった つということで徹底してまいりたいと思っており と思います。その点は反省し、また今後関係を絶 教会の関係団体と思われるところに祝電等は

○大臣政務官(木村次郎君) 受けたり署名を求められたことはございません まず、お尋ねの推薦確認書、政策協定の提示を 、実際に署名したこともございません。 お答えいたします。

を受け取りました。 衆議院総選挙に際し、 関係がございました。具体的には、二〇二一年の において報告した内容で公表されておりますが、 選挙におけるボランティア支援に該当する接点、 一教会からの名簿として提供の申出があり、 そして、二つ目でございますが、既に党の調査 地元の第三者を介して旧統 それ

席するとともに、会費一万五千円を支出しており 関連団体であります世界平和女性連合の会合に出 の調査で報告、 た。具体的には、二〇一九年三月に、 ます。その会合の出席当時は、私自身、当該団体 会関連団体の会合へ出席をしたことがございまし それと、三つ目でございますが、これもまた党 公表されておりますが、旧統一教

りませんでした。 が旧統一教会関連団体であるという認識をしてお

係を持たないことといたします。(発言する者あ 今後は、旧統一教会及びその関連団体と一切関

#### ○委員長(阿達雅志君) 山田外務副大臣

## ○副大臣(山田賢司君) 答弁漏れが一件ございま

に出席いたしておりました。 月にアジアと日本の平和と安全を守る兵庫県大会 世界平和連合が主催いたしました、二〇一六年二 会合の出席につきましては、関連団体と言われる えした上で、祝電につきましてはございません。 私も、メディアの出演はないというふうにお答

以上でございます。

#### ずれもございません。 ○大臣政務官(小野田紀美君) 御指摘の三点 W

うんですが、いましばらく確認をさせていただき るだけ早く退室をお願いさせていただきたいと思 〇小西洋之君 ありがとうございました。 外交、防衛を担う政務官の皆さんなので、でき

たいと思います。

れぞれ答弁お願いいたします。 がないという事実関係でよろしいでしょうか。そ をすることになっていますので、署名をしたこと ないという御説明でしたが、あれ、基本的に署名 務官は、政策協定等のものについて確認されてい 念のためでございますが、林外務大臣と吉川政

た、私自身もしたことがないという認識でござい うに、署名したことは確認されませんでした。ま ○国務大臣(林芳正君) 先ほど申し上げましたよ

## ○大臣政務官(吉川ゆうみ君) お答え申し上げま

私も、署名したこともございません。

が、 は退席、だからどうかということはないんです すが、通告をさせていただいている政務三役以外 〇小西洋之君 こういう形は余り本意でないんで 余りこういう形は本意ではないんですが、大

| 切な外交、防衛を担われている政務でいらっしゃ いただいて、あと小野田政務官には御退席をいた 大臣、秋本政務官、また吉川政務官には御退席を いますので、申し上げましょうか、では、武井副 だきたいと思います。

秋本外務大臣政務官、吉川外務大臣政務官、小野 田防衛大臣政務官は御退席いただいて結構です。 ○委員長(阿達雅志君) では、武井外務副大臣、 (発言する者あり)

速記を止めてください。

# ○委員長(阿達雅志君)

せていただきます ○小西洋之君 では、 山田副大臣に重ねて質問さ

| だいておりますけれども、推薦をいただいた場合 ね。
は、推薦を下さった側は選挙支援をするんです ですが、普通、私も三期参院選を戦わさせていた いますけれども、選挙支援はないということなん れと政策協定を結ばれている、推薦確認書に署名 と一体そのものと言っていいと思うんですが、そ をなさっているということなんですが、通告して か、まさにその活動の運動の、まさに旧統一教会 会の教祖でございますので、まあ関連団体という 会の関係団体、世界平和連合の創設者は旧統一教 令和三年九月に、世界平和連合という旧統一教 h,

| 求めての答弁をお願いしております。お願いいた の国民の皆さんは山田副大臣の昨年の総選挙を支 援したんではないんですか。統一教会側に確認を します。 なので、旧統一教会の教会あるいは組織、会員

#### ○副大臣(山田賢司君) 何を選挙支援と捉えるかということを整 お答え申し上げます。

理さしていただきたいと思います。

ているよという形でやるのを選挙支援と考えるか 援でございますし、 として入って選挙活動等を行うというのも選挙支 選挙支援という言葉におきましても、スタッフ あるいは有権者として応援し

> | なっている方に、支援者の方に確認をいたしまし とのない旨を確認しております。 どうかということにつきまして、私の今窓口に たところ、組織として選挙活動の手伝いをしたこ まず、スタッフとして入って選挙活動をしたか

ということだと思います

いった実態があるかということは承知をしており 人的に声を掛けたということについては、どう 他方で、当方の知らないところで様々な方が個

速記を起こしてくださ 以上でございます。

については、当方では承知をいたしておりませ 自発的にどのように何の活動をしたかということ ○副大臣(山田賢司君) そこについては、彼らが う、そういう選挙支援をしたのではないでしょう 御質問させていただきましたけど、旧統一教会の ○小西洋之君 その旧統一教会側の窓口の方に御 旧統一教会の中で投票を呼びかけられ、投票を行 組織あるいはその会員の皆さんは、山田副大臣へ 確認をいただいたということなんですが、先ほど

一いないということを確認いたしております。 確認しましたが、組織としてそういう活動はして を手伝うという活動をしたかどうかということを 少なくとも、窓口になっている担当の方に選挙

○副大臣(山田賢司君) 一般論といたしまして、 賛同した上で当然推薦確認書を署名されているは ございますが、そのうちの一つ、LGBT問題、 いろ問題のある項目が非常に多岐にわたるわけで 和連合の推薦確認書がございますけれども、いろ が署名されたという旧統一教会関連団体の世界平 ずだと思うんですが、こうした考え方に賛同され の制定に取り組むなどの記述がございますが、山 ているということでよろしいでしょうか。 庭教育支援法及び青少年健全育成基本法の国会で 〇小西洋之君 私の手元に副大臣が、山田副大臣 田副大臣はこうした旧統一教会サイドの考え方に 同性婚合法化に関しては慎重に扱う、あるいは家

> という思いはございます。そうした中で、推薦を ります。 ことにつきましては大変軽率であったと考えてお 提示され、サインをいたしました。今思えば、選 するのでサインをしてくれと言われて今の書類を 中身を深く考えずにサインをしてしまったという 知っていただき、そして応援をしていただきたい 挙前の慌ただしい中ではございましたけれども、 選挙においてはですね、できるだけ多くの方々に

などの政策につきまして、何らかの活動、 支援法及び青少年健全の国会での制定に取り組む したということはございません。 また、その上で、今おっしゃいました家庭教育

○小西洋之君 私も政治家なので、できるだけ多 てはいけないと思うんですが。 ンしてはいけないし、日本国の政治家はサインし いは世界人権規約、国際の人権保障の潮流に反す いうのはあるんですが、ただ、それが憲法やある くの方に支援いただき、投票していただきたいと るような見解のものであっては、当然、私はサイ

はないと思うんですが、繰り返し聞きますけれど と思うんですが、これについて中身を惑ういとま 法化に関しては慎重に扱うって、これ一見明白だ てサインしたということでよろしいですね。 も、この推薦確認書の項目に政治家として賛同し かったと言うんですが、LGBT問題、同性婚合 何か慌ただしい中だったので中身深く考えな

まったことは大変軽率であったということで、 したように、中身をよく読まずにサインをしてし ○副大臣(山田賢司君) 先ほど御答弁申し上げま く反省しております。 深

一切絶つということを明言させていただいており いずれにいたしましても、この団体との関係を

問題について反対をするということではなく、 重に扱うということにつきましては、 れば反対の方もいらっしゃる中で、よく議論をし また、LGBT問題、同性婚合法化に関して慎 賛成の方もあ

た上で進めるべきだという点についてはそのよう

して読まずにサインしたということを事実として 推進するとかあるんですが、この項目を日本語と 化するですとか、あるいは日韓トンネルの実現を るんですけど、憲法改正をし、安全保障体制を強 たと言っているんですけど、 〇小西洋之君 先ほどからよく読まずにサインし . あの項目、五項目あ

大変軽率であったと深く反省しております。 うな感覚でサインをしてしまったというところ、 中で推薦書を渡すというので、何かその受取のよ は受けるかもしれませんが、選挙前、慌ただしい ○副大臣(山田賢司君) 大変申し訳ございませ 。政治家として軽率であるというのを、 御批判

ということで先方にも申入れしているところでご いる団体との関係については、一切の関係を絶つ いずれにいたしましても、今問題が指摘されて

とは事実としてありますか。明確に答えてくださ いは御地元以外に旧統一教会の教会に行かれたこ 大きな教会があるんですね。大臣は、御地元ある ○小西洋之君 旧統一教会のホームページを調べ 、大臣の御地元の西宮には旧統一教会の ですね。

いただいて、それはいわゆる宗教施設、教会に該 室内の構造があっただとか、そういうのを考えて すか、あそこの建物がどういう構造で、どういう いが、世界平和連合の関係の皆さんが集まる場で 〇小西洋之君 今の答弁は、教会という認識はな されているということは理解をしております。 ないんですが、世界平和連合の方々がそこで集会 ○副大臣(山田賢司君) 私も、教会という認識は

記憶をしておりません。 ○副大臣(山田賢司君) 教会的なものは私は全く

でしたか、行かれたのが。で、何回行かれたこと 〇小西洋之君 山際大臣より記憶があって、 具体的にどういう施設 質問 しますのですが、大変お恥ずかしながら、私の地

がありますか

見たことがございません。 うな建物があるということは理解しておりますけ れども、何か教会みたいなものがあるというのは ○副大臣(山田賢司君) 建物というと、ビルのよ

○小西洋之君 過去何回ぐらい行かれたことがあ りますか。

○副大臣(山田賢司君) 二回ございます 記憶しているところでは

たということですか。 おっしゃっていないんですけど、虚偽答弁をされ 〇小西洋之君 先ほどの冒頭の答弁では一回しか

設に行きました。 は別の公民館であったか何かそういったものの施 ほど答弁を申し上げました二〇一六年二月に、 〇副大臣(山田賢司君) 会合という意味では、 ジアと日本の平和と安全を守る兵庫県大会、これ ア 先

ども、教会に行かれたことが二回あるということ つまりその西宮の建物ですが、教会なんですけれ ○小西洋之君 は、二回ほどと記憶をしております。 連合の建物に行ったことがあるかという意味で 今委員が御質問になられた西宮にある世界平和 いや、おっしゃったんですけど、

会という認識がございません。 〇副大臣(山田賢司君) 申し訳ございません。 教

○副大臣(山田賢司君) どの辺りの地名ですか、 板選挙でいらっしゃるので。大体、地名でいうと 〇小西洋之君 衆議院の先生なので地元のことは 裏路地まで全部御存じだと思うんですけど、どぶ 阪神西宮から南のところ 行かれた建物は。

ます。 〇小西洋之君 それは住所でいうと、西宮市甲子

の線路下の施設だったというふうに記憶しており

○副大臣(山田賢司君) 園口三の十四の二十の辺りではございませんか、 ん。御通告をいただいていれば住所等を確認いた 大変申し訳ございませ

承知をいたしておりません。 かったので、その施設なるものの住所について今 元ではございますけれども、それぐらい認識がな

係がないといけないわけですね。 で特別の関係がある議員が、旧統一教会において が、政策協定書というのは簡単にいただけないん 〇小西洋之君 一般に、ここの委員会室にいらっ 応援されるわけですから、だからふだんからの関 は信者、個々の一般市民が応援をしてくださる、 しゃる先輩、同僚の先生方もそうだと思います ですね。ふだんからの政策活動あるいは地元活動

た上での政策協定だと思うんですね。 実関係を答弁いただきたいと思いますけれども、 あ教会と思われる施設、また次回までに調べて事 んから、少なくとも御記憶にある限り、二回、ま 臣は、まあおっしゃっていましたけれども、 席をされ、いろんなそういう団体との関係があっ に行かれ、 なので、私の質問の趣旨というのは、山田副大 かつ、兵庫で開催された関連団体に出 ふだ

○副大臣(山田賢司君) 人権の尊重は、もう言う あるいは同性婚の問題、 ○小西洋之君 国連の公式の機関始め、世界のそ 大臣は、国連の担当をなさっていますね ○副大臣(山田賢司君) の人権保障の今の在り方において、LGBT問題 においてどういう認識にあるか、答弁ください。 ここで質問いたしますが、よろしいですか。 担当しております。 国際的にどういう、国連 副

ますか。 ○委員長(阿達雅志君) もう一度発言をいただけ は重要でございます。

(発言する者あり)

すし、また、LGBTを始め多様性の尊重という ○副大臣(山田賢司君) 人権の尊重、基本的人権 ことは重要だと認識しております。 の尊重というのは言うまでもなく重要でございま

どういう公的な見解にあるのかということを聞い 機関及び世界の、その各国の、先進国も含めです ○小西洋之君 重要じゃなくて、その国連の公式 LGBT問題あるいは同性婚の問題に対して

ております

○副大臣(山田賢司君) で、御通告をいただければそのように回答をさせ ていただきませ 正確に御答弁を申し上げないといけませんの 大変申し訳ございませ

〇小西洋之君 国連担当の外務省の政務三役にし 何か御存じのことありますか 勧告等がなされているんですが、そうしたことを 見解等が発言され、また日本に対してもいろんな 進国でこのLGBT問題に対してどのような公式 聞きますが、副大臣は、国連やあるいは世界の先 けないし、知っていると思うんですが。もう一度 のLGBTについての見解がありますけれども、 GBT、私の手元に今、国連の公式機関の日本語 これぐらいのこと、どなたでも知っていなきゃい

いただければ政府として御答弁をさせていただき ませんので、正確にお答えするためには、御通告 ○副大臣(山田賢司君) 御通告をいただいており

ですが、 大臣は、 〇小西洋之君 山田副大臣に伺いますが、山田副 常日頃のやはり関係があられたわけです もうこの質疑で明らかになったと思うん

までもなく、多様性を認めるということについて 西宮の教会と思われる施設に二回ほど行かれてい はないかと私は質問させていただいたんですが、 か。 た、それは昨年の総選挙の時期ではありません 昨年の総選挙の投票支援というものを受けたので ければいけませんが、さっき私の質問で、実際の もう一問、そうですね、さっきのことを聞かな

だきたいと思っております ○副大臣(山田賢司君) まず、 整理をさせていた

も、霊感商法が問題であったり、あるいは合同結 婚式だと、そして、そういった問題があるという ことは承知しておりました。 この旧統一教会の問題につきましては、 私自身

統一教会は別物だというふうに考えておりまし 被害者の方々には大変申し訳なく思っておりま 私の認識では、 世界平和連合というのと旧

あるということでございます。 中で、そちらに来てくれと言われて行った記憶は たという認識はなく、世界平和連合の活動を聞く られるんですが、私は、旧統一教会の教会に行っ 行ったのではないかということをおっしゃってお た。そんな中で、今委員が旧統一教会の教会に

出していただけますか。 〇小西洋之君 次回委員会までに、理事会に対し . どこに行かれたのかを、事実関係を調べて提

というところ、二回行かれたというところは、昨 ○小西洋之君 私の質問は、その二か所行かれた ○委員長(阿達雅志君) ただいまの件につきまし ては、後刻理事会において協議いたします。

きに行ったかどうかについては記憶してございま に行っておりますので、今明確にそこへ選挙のと と言われた、選対事務局で行けと言われたところ ん。選挙のときで大変慌ただしく回っておりまし ○副大臣(山田賢司君) 大変申し訳ございませ 年の総選挙の時期に行かれたんではないですか。 て、私自身で日程管理をしておらず、ここへ行け

た改めて地元事務所の方に確認してお答えをさせ ていただきたいというふうに思います。 ただ、他方、御指摘をいただきましたので、ま

大臣の方から自主的にお願いをいたします。 だけるというので、先ほどの理事会協議事項で副 〇小西洋之君 いつ行ったかも確認して提出いた

基づいてこういう推薦確認書がなさっているんで 教観に基づいて、そういう教義、そうした教義に 権の尊重という理念には反する独自の世界観、宗 副大臣がおっしゃったような人権保障、基本的人 はなくて、明確に反対されているんですね、旧統 に扱う。これは、慎重に扱う、単に慎重に扱うで 書は、LGBT問題、同性婚合法化に対して慎重 一教会は反対しているんですね。しかも、先ほど その上で、この副大臣が署名なさった推薦確認

議で議事進行役も務められて、自民党でも将来を 副大臣、プロフィールも拝見して、衆議院本会

嘱望されている方だと思います。

際社会にも説明が付かないと思うんですね。 を嘱望される方だと思いますので、これはもう国 ますが、もうこれ以上こういう質疑を、この後外 りとか、 の統一教会の代表者をたたえる祝電を送っていた 交防衛委員会続きますので、私は、副大臣は将来 本件は、非業の死となりました安倍元総理が今 自民党全体の問題ではあるわけでござい

ると、そうしたお考えはございますか。 大臣とも御相談の上、出処進退について検討す

け止めて反省しながら、職務に全力を懸けて邁進 おります。 してまいりたいというふうに、このように考えて ○副大臣(山田賢司君) 様々な御指摘を真摯に受

| ○小西洋之君 いや、だから反省では通らないと すので。 | は思いますが、かつ、どうにも言い逃れのできな 思うんですね。そうした宗教法人に、あるいはそ い推薦確認書に署名をされているわけでございま の関連団体に支援を求め、支援も受けたんだと私

○国務大臣(林芳正君) この政策協定の署名、 たお考えはございますでしょうか。 されている方だとも思いますので、ここは大臣と 先ほど申し上げたとおりなんですが、将来を嘱望 して出処進退についてこの後検討すると、そうし 林外務大臣に伺いますが、先ほど、私の思いは ま

| るわけでございますので、もう一度伺いますが、 るいは申し上げた国連などの組織から見て問われ 大臣ですから、それぞれの政治家の判断ではなく ものと、こういうふうに考えております。 活動、選挙活動に関わることでございまして、そ る。日本国民から見て、また諸外国から見て、あ て、日本の外交政策の基本的な在り方が問われ 〇小西洋之君 いや、大臣、これは、外務省の副 れぞれが政治家としての責任において説明すべき ついて検討されるというお考えはございますで 大臣において副大臣の出処進退、すなわち辞職に た推薦書の受領などにつきましては、個々の政治

> ます。 | と、こういう答弁があったとおりでございまし | をしっかりとしながら職務に邁進してまいりたい にしっかりと仕事をしてまいりたいと思っており て、私もその山田副大臣の答弁を受け止めて一緒 も答弁をさせていただきましたように、この説明 ○国務大臣(林芳正君) ただいま山田副大臣から

| 令は民法は適用できないというこの宗教法人法の 解釈も、私は予算委員会で立証しましたが、 違憲、違法の暴挙です。統一教会について解散命 の、安保法制の集団的自衛権の容認、あるいは黒 ります。第二次安倍政権の、集団的自衛権の容認 させました。この委員会でも随分議論いたしてお えない答弁でございますが、先般、 川検事長の定年延長、学術会議の任命拒否、全て ○小西洋之君 尊敬する林外務大臣の答弁とは思 で、違法な宗教法人法の解釈ですね、それを撤回 予算委員会 違法

| ろしい委員会だというふうに思っておりますの 思います。 ものをしっかり考えていただきたいというふうに しっかりと、まさに低重心の外交の在り方という が、この外交防衛委員会、予算委員会より私は恐 うに動いておりますので、申し訳ございません やく少しずつ法の支配に返る、回復するというふ で、その追及の力という点ではですね、そこは を政府が撤廃する、そのように、今、政治はよう

させていただきます では、続いて、木村防衛政務官に対して質問を

旧統一教会の関係があり、またこの支援を受けて うようなことがございますが、具体的にどういう の関係からボランティアの支援を受けていたとい いたのか、答弁をお願いします。 政務官、マスコミの取材において、旧統一教会

提供を指しておりまして、御指摘、ボランティア 選挙におけるボランティア支援とはかかる名簿の 支援というのは、先ほども申し上げましたけど、

な解釈です。

第二次安倍政権以降初めて、違憲、違法の解釈

〇大臣政務官(木村次郎君) 党の資料におきます

先方のですね……

○委員長(阿達雅志君) いいたします もう少し大きな声でお願

ございまして、それを受け取ったということでご 第三者を介して名簿の提供をしたいという申出が ○大臣政務官(木村次郎君) 先方の申出により、

〇大臣政務官(木村次郎君) 私は、そのいただい 名簿であるということでよろしいですね。 とでよろしいですね。提供を受けた名簿というの 旧統一教会の信者、会員の皆さんの名簿というこ 〇小西洋之君 その提供を受けたという名簿は、 た名簿を、中身を、書いている個々の中身を確認 は、旧統一教会の会員、すなわち信者の皆さんの

こと、まあ名簿の提供をいただくというのは普通 挙の支援というのはその名簿の御提供をいただく 係がない、よほどの支援をしたいという思いがな はなかなかできないことですね、よほどの信頼関 うか、断言することはできかねます。 いとできないことだと思うんですが。 ○小西洋之君 我々政治家にとって一番強力な選

てはそれが信者であるとは私の方からは断言とい したわけではございませんで、厳密な意味におい

う人たちによって構成されている名簿か確認され ていないということでしょうか。 弁の趣旨というのは、その名簿が、中身がどうい 確認させていただきますが、今おっしゃった答

ざいます ○大臣政務官(木村次郎君) お尋ねのとおりでご

け取ったんでしょうか。 柄だと思うんですが、なぜ確認もせずに名簿を受 けたかというのは選挙において物すごく大きな事 か。普通、どういう関係の方々から名簿をいただ 〇小西洋之君 なぜ確認しなかったんでしょう

ざいませんでした。理由ということは、 受け取った後も、特に私の方からその名簿の中身 も、例えば、ほかの私の支持者の方から通常の政 を逐次チェックして目を通したということではご 〇大臣政務官(木村次郎君) その場でどうこう、 ふだんで

しょうか

は確認されていますか。 〇小西洋之君 その名簿をどのように活用したか ケェック、確認しているわけではございません。 の小西洋之君 その名簿をどのように活用したか は確認されていますが、それを私が一人一人

○大臣政務官(木村次郎君) 党の調査を受けて、地元の事務所においてその名簿の所在を確認したた、その用途についても確認することができませた。また、その用途についても確認することができませた。

○小西洋之君 次回委員会までに、その名簿の中 当に誰も理解していなかったのか、またその名簿 がどのように活用されたのかを調べて、答弁の御 がどのように活用されたのかを調べて、答弁の御

また、必要があると思いますが、そのために必また、必要があると思いますが、そうした答弁の準備をしていただけいますが、そうした答弁の準備をしていただけいますが、そうした答弁の準備をしていただめに必要であれば旧統一教会サイドに事実関係を確認す要であれば旧統一教会サイドに事実関係を確認す要であれば旧統一教会サイドに事実関係を確認す要であれば旧統一教会サイドに事実関係を確認す

○大臣政務官(木村次郎君) 先ほど申し上げましたが、党の調査を受けて、私、事務所スタッフも含めて確認をさせていただいたところ、その結果として所在が確認することができなかったということがございますので、これ以上また確認しても、それを見付けるということは非常に極めて困難であるということを申し上げておきたいと思い

それと、先方に中身を確認されてはどうかといるよれと、先方に中身を確認されてはどうかというな話が後段の方であったと思いますが、それ自ついては、なかなか確認、先方に接触すること自体は難しいというふうに認識しておりますが、それ自体は難しいというふうに認識しておりますが、それ自のい質性とは、

務官は、党の関係を断ち切るという方針があるの | 〇小西洋之君 防衛大臣に御質問しますが、今政 | |

大事だと思うんですよね。
大事だと思うんですよね。
大事だと思うんですよね。
防衛省としての方針がどうであろうが、政府としての、防衛省としての方針がどうであろうが、政府としての、防衛省としての方針がどうかを確認

旧統一教会が教義によって日本国民を狙い撃ちして、戦後他に例のないような大きな被害を国民して、戦後他に例のないような大きな被害を国民に与え、で、かつ、先ほども申し上げましたが、に与え、で、かつ、先ほども申し上げましたが、にち答弁されています、北朝鮮のミサイル兵器感もあります。そのような旧統一教会との関係を、しっかりと事実関係を明らかにするために、本村政務官に、旧統一教会サイドに事実関係の確認を大臣として指示する、そうしたお考えはございますでしょうか。

○国務大臣(浜田靖一君) お尋ねの件について ○国務大臣(浜田靖一君) お尋ねの件については個人でできる限りの努力をしていただきたい すべきものと考えておりますので、その点につい すべきものと考えておりますので、その点につい すべきものと考えておりますので、その点につい すべきものと考えておりますので、その点について は、先ほども外務大臣からもお話がありました は、先ほども外務大臣からもお話がありました

○小西洋之君 いや、そんなことをする、そんなですね。

河野太郎大臣の下で災害派遣調整、私させていた河野太郎大臣の下で災害派遣調整、私させていた武力ですから。それを担う、すなわち国民を何が武力ですから。それを担う、すなわち国民を何が武力ですから。それを担う、すなわち国民を何が武力ですから。それを担う、すなわち国民を何が武力ですから。それを担う、すなわち国民を何が武力ですから、急迫不正の事態に対して、日本国防ですから、急迫不正の事態に対して、日本国防ですから、急迫不正の事態に対して、日本

立たないと思うんですね。
立たないと思うんですね。
がきましたけれども、何が何でも国民の命を守るだきましたけれども、何が何でも国民の命を守るが、日本国民を勝つけてきたその教団から支援を受けていたのであれば、日本国民を苦しめ、日本国民を傷つけてきたそに日本国民を苦しめ、日本国民を傷つけないのに、逆にさればいけないのに、逆にさればいけないのに、逆にさればいる。

事実関係の確認を指導するお考えはございません 防衛大臣、もう一回伺いますが、木村政務官に

○国務大臣(浜田靖一君) 繰り返すようでありますけれども、やはりこれは、政治家個人として、しっかりと責任を果たすためにも、説明をさせていただいて、いくことが極めて重要だというふうに考えておりますので、我々としてはこの団体との関係をしっかり絶つことということがこれは我々の使命だと思っておりますので、その上で職我々の使命だと思っておりますので、そのように思う次第であります。

○小西洋之君 何か、与党の先生方の顔も何か、与党の先生方の顔も何か

木村政務官が、先ほど私が質問させていただい木村政務官が、先ほど私が質問させていただのか、あるいはそれを誰がいつ受け取り、またどのように活用されたかなどの事実関係について、統一教会サイドにも確認の上、当委員会に報告することを求めます。

○委員長(阿達雅志君) ただいまの件につきましては、後刻理事会において協議いたします。 いですか。通告もしているんですが、さっきあれいですか。通告もしているんですが、さっきあしては、後刻理事会において協議いたします。

つということを御指示をいただきました。これをのというお考えはございますか、政治家として。いうお考えはございますか、政治家として。いうお考えはございますか、政治家として。は、教会サイドに戻す、推薦確認書を破棄すると問題のこの推薦確認書ですが、これを破棄して

つということを申し上げております。受けまして、先方に連絡し、今後一切の関係を絶

○小西洋之君 記憶していないとおっしゃいますが、普通、署名したことを我々政治家は忘れないが、普通、署名したことを我々政治家は忘れないが、普通、署名したことを我々政治家は忘れない。

答弁をお願いをいたします。かいて衆議院でいろいろ質疑もされておりますが、その後何か明らかになった事実関係があればか、その後何か明らかになった事実関係があればが、その後何か明らいという。

〇副大臣(井野俊郎君) 済みません、ちょっと明 同指摘、山添先生から御指摘あった例えばセミナーの購入、パーティー券ですか、購入あったか どうかということは、一応確認、事務所の方で確 どうかということは、一応確認、事務所の方で確 だっかということは、一応確認、事務所の方で確 だっかということは、一応確認、事務所の方で確 だっかということは、一応確認、事務所の方で確 だっかということは、一応確認、事務所の方で確 だっとが過去、八年前のパーティーであったとい うことは確認が取れました。

ます。
ます。
ます。

○小西洋之君 山添先生が予算委員会で追及されていた論点ですので、山添先生がなさるのかなというふうに思うんですが、旧統一教会関係と、この俊世会ということなんですが、旧統一教会関係と、こしているのか、あるいはこれを解散するお考えがしているのか、あるいはこれを解散するお考えがあるのか、それはいかがでしょうか。

委員会、ごめんなさい、衆議院の法務委員会でも○副大臣(井野俊郎君) 俊世会については、法務

申し上げましたとおり、会長が地元の自民党の県の上げましたとおり、会長が地元の自民党の県の関係を絶つということもありますので、もう私がいいではれてもお何いすることもできませんし、できまし上げて、その県議からもそのように対処するということで回答をいただいております。

○小西洋之君 では、ちょっと次の質問ですが、 の件に関して、旧統一教会の関連団体にこの外務 大臣表彰を授与されているんですが、この外務大臣に伺いますが、アフリカ・モザンビーク を表彰を取り消すお考えはございますでしょうか。

○国務大臣(林芳正君) この改めて過去の外務大臣表彰対象者についても確認をいたしましたが、臣表彰対象者についても確認をいたしましたが、臣表彰対象者についても確認をいたしましたが、臣表彰対象者についても確認をいたしましたが、臣表彰対象者についても確認をいたしましたが、というのである。

ます。

●の小西洋之君 衆議院でも事実関係をこれから確認するということだったんですが、早い対応をお認するということだったんですが、早い対応をおいる。

御退席をいただいて結構でございます。では、山田副大臣と井野副大臣、木村政務官は

○委員長(阿達雅志君) 山田外務副大臣、木村防衛大臣……(発言する者あり)井野防衛副大臣と木 村防衛大臣政務官は御退席いただいて結構です。 一小西洋之君 では、国家安保戦略などの三文書 の改定と、あと防衛費の増大の問題について質問 をさせていただきます。

lの財政法令の規定上、この我が国の予算というまず、財務省の政府参考人に伺いますが、我が

弁をお願いいたします。か作れないということでよろしいでしょうか。答上げ、我が国の予算編成というのは積み上げでし上げ、我が国の予算編成というのは積み上げでし

〇政府参考人(寺岡光博君) お答えいたします。 我が国の予算編成について、財政法におきましては、まず各省の毎年度の歳出、各省は毎年度の 歳出見積りを作成すると。そして、財務相は、各 省の要求を検討して必要な予算を行い、その概算 を作成して閣議決定を経るとされております。 すなわち、財務相は、各省から要求された個別 の施策の経費について検討し、必要な調整を行い、その上でそうした経費を積み上げ、総額についても調整を行い、そのように行われているというふうに理解 ると、そのように行われているというふうに理解 ると、そのように行われているというふうに理解 してございます。

毎年の予算編成は。
○小西洋之君 端的に、積み上げ以外に予算編成

○政府参考人(寺岡光博君) 我が国の法令において、積み上げでなければ要は予算編成ができないと明示的に規定されているというふうには理解してございませんが、実際には、予算の内容につきましては、後に、概算を作成した後に、例えば歳ましては、後に、概算を作成した後に、例えば歳ましたものの作成が義務付けられ、そこにおいて、事項でありますとか予定経費要求書ですとか、そうしたものの作成が義務付けられ、そこにおいて、事項でありますとか予定経費要求書ですとか、そうした内訳を言わば示すことが決められてございます。

先ほど申し上げたように、実際の予算編成過程におきましては、各省の予算の要求に従いまして、それを積み上げて総額をつくっていると、そて、それを積み上げて総額をつくっていると、そういうことだと思ってございます。 シしては積み上げでなされるものというふうに答
なの経験もあるんですが、今の答弁は、制度全体
としては積み上げでなされるものというふうに答

象となる五年間の防衛関係費の総額を定めてお

令和四年度まではこれを基にして予算を編成

の議論がなされているんですが、総額明示方式ともう一度財務省に伺いますが、今中期防の改定

いうことで、現行中期防は二十七兆円ですが、そいうことで、現行中期防は二十七兆円ですが、それをマスコミ報道によれば四十三兆円。その発端は、NATOのGDP対二%を我が国も踏まえるべきだのような論調は自民党やあるいは政府の骨人ですが、中期防であっても、基本的にはその積んですが、中期防であっても、基本的にはその積んですが、中期防であっても、基本的にはその発端の総額が定まると、そういう理解でよろしいでいる。

○政府参考人(寺岡光博君) 次期の中期防の御質 の抜本的強化のために、内容、規模、財源の確保 を一体的かつ強力に進め、予算編成過程で結論を 間ですが、まず総理は、我が国防衛力の五年以内 問ですが、まず総理は、我が国防衛力の毎質

そうした中で、防衛省におかれては、防衛力のとでございます。

ます。 積み上げ、検討を進めていくということでござい すなわち、初めに何か数字ありきという御議論

〇小西洋之君 明確な答弁だと思います。

○国務大臣(浜田靖一君) 現行の中期防では、対省が答弁されたように、数字ありきで、NATOのGDP二%といったような数字ありきではなくて、その個々の必要性の精査に基づく積み上げによってその中期防の総額の数字でございますけど、今財務期防のこの総額の数字でございますけど、今財務期防のことでよろしいですね。

りません。

りません。

現行の中期防は年末に改定される予定である。
現行の中期防は年末に改定される予定である。
しております。

批判は当たらないと考えております。か、年末に向けて防衛力強化の内容をしっかり積か、年末に向けて防衛力強化の内容をしっかり積また、国民の暮らしを守るため何が必要なの

○小西洋之君 前半は別の答弁、質問の答弁読まれているんですが、数字ありきという批判は当たたないではなくて、防衛当局と、防衛省当局としいですね。○国務大臣(浜田靖一君) 当然のごとく、今我々れているんですが、数字ありきという批判は当たいうことでよろしいですね。

○小西洋之君 ちゃんと質問に答えていただきたいんですが、さっき財務省の政府参考人、菅総理いんですが、さっき財務省の政府参考人、菅総理の政務秘書官ですかね、お務めになって、東日本大震災のときには参事官として、私もカウンターパートとして一緒に仕事をさせていただきましれども、立派な方なんですね、寺岡さんというけれども、立派な方なんですね、寺岡さんというできた。

ね。
いずれにしても、財政当局の答弁なんですが、その見解が衛省も共有するということでよろしいですがあうに明確に答弁されているんですが、その見解いずれにしても、財政当局の答弁なんですが、

上げていくということでございます。 〇国務大臣(浜田靖一君) 当然、我々とすれば、ね。

○小西洋之君○小西洋之司○小田○小西洋之司○小西洋之司○小田○

○政府参考人(寺岡光博君)は取組を積み上げ検討を進めていくということだめ数字ありきという議論ではなく、そうした必要め数字ありきという議論ではなく、そうした必要と理解してございます。

○小西洋之君 防衛大臣、今の財務省の政府参考

人のこの中期防の数字について、金額についての大のこの中期防の数字について、しっかりとした積み上げに基づいてその中期防の数字が定とした積み上げに基づいてその中期防の数字はGDP比、対二%などで決まるのではなくて、しっかりとした積み上げに基づいてその中期防の数字について、金額についての大のこの中期防の数字について、金額についての大のこの中期防の数字について、金額についての大のこのでは、

○国務大臣(浜田靖一君) そのとおりであります。

重要だと思っております。
できるということはありましたけれども、当然のにするということはありましたけれども、当然のにするということはありましたけれども、当然のでとく、二%というのは我々とすれば、当然のごとく、二%というのは

まりが安全保障環境を維持するという目的のため という目標は、NATOという民主主義国家の集 ○国務大臣(浜田靖一君) るのか、それについて答弁をお願いいたします。 味があるのか、そこにどういう合理的な根拠があ く違うところとの数字がなぜ一定の指標として意 た地政的な条件を含め、全く違うんですよね。全 国防に関する同盟関係始めその体制も違うし、ま 日 おっしゃられているんですが、私は、NATOと ○小西洋之君 に各国の経済力に応じた相応の国防費を支出する しゃったように、大臣はそのNATOのGDP比 二%は指標として一定の意味があるというふうに 本は置かれている国際環境も違うし、あるいは 次の質問ですが、今大臣がおっ 国防費対GDP比二%

す。

いずれにせよ、我が国の防衛費の内容や規模等の検討に当たっては、新たな国家安全保障戦略等の検討に当たっては、新たな国家安全保障戦略等の検討に当たっては、新たな国家安全保障戦略等しつかりと積み上げてまいりたいと考えております。

す。したがって、こうした意味で、NATO定義ものとして定めているものと承知をしておりま

に基づいて、対GDP比という指標には一定の意

〇小西洋之君 防衛大臣が認識するNATO諸国

に答弁をください。
に答弁をください。
に答弁をください。
に答弁をください。
に答弁をください。
に答弁をください。
に答弁をください。
に答弁をください。
に答弁をください。

○国務大臣(浜田靖一君) 我々とすれば、当然の〇国務大臣(浜田靖一君) 我々とすれば、当然、同じ考えを持ち、そしてまた同盟関係がごとく、同じ考えを持ち、そしてまた同盟関係がごとく、同じ考えを持ち、そ

結ぶわけではないわけでございますので。 はれども、しっかりとした積み上げをして頑張ってまいりたいというふうに思っております。 いっておっしゃられたのでもうこれ以上言いませんが、もう理由が理由になっていないんです、別に日本がNATOと日米同盟のような軍事同盟をに日本がNATOと日米同盟のような軍事同盟をにおかけではないわけでございますので。

問いの四番ですが、年末に向けて検討されているこの中期防の数字なんですが、これ私も一国会自衛官の定員等の確保、非常に困難をいたしております。大臣は、私の地元の千葉にもそのリクルート機関があって、頑張っていらっしゃる姿を私も拝見しておりますが、いずれにしても、装備を幾ら補充しても、それを運用する体制がなければできないわけでございますので、防衛大綱、中ばできないわけでございますので、防衛大綱、中ばできないわけでございますので、防衛大綱、中はできないわけでございますので、防衛大綱、中はできないわけでございますので、防衛大綱、中はできないわけでございますので、防衛大綱、中はできないわけでございますが、の世界に対しておりますが、大手に向けて検討されているようでようした範囲のものであると、そういう理解る、そうした範囲のものであると、そういう理解る、そうした範囲のものであると、そういう理解る、そうした範囲のものであると、そういう理解でようない。

りますが、次期整備計画期間中には、新たな装備等の策定に向けた検討を加速しているところであの定数の在り方を含め、新たな国家安全保障戦略が極めて厳しい状況にございます。現在、自衛官化の進展等によって、自衛官の採用をめぐる環境

ことが不可欠と考えております。は、防衛省自らが大胆な資源の再配分に取り組む強が必要となるところであります。その対応に出の取得ほか、サイバー、宇宙分野等の要員の増

具体的には、既存の部隊の見直し、民間委託等で検討してまいりたい、このように考えておりま備品の用途廃止、早期除籍等、戦車、火砲の数となく防衛力の抜本的強化に対応していく考えでとなく防衛力の抜本的強化に対応していく考えでとなく防衛力の抜本的強化に対応していく考えでとなく防衛力の抜本的強化に対応していく考えでとなく防衛力の抜本的強化に対応していく考えでとなく防衛力の技本的強化に対応している対域を関係を関係を関係を関係している。

○小西洋之君 ちょっとクリアカットじゃなかっ 質問をさせていただきますが、トマホークについて に、少し質問は飛びますが、時間との関係で、防衛大 たように思うんですが、時間との関係で、防衛大

この数日間、防衛省が今、アメリカからトマホークを導入するということについて報道各社のお持ちであるのか、また、トマホークというのはお持ちであるのか、また、トマホークというのはお持ちであるのか、また、トマホークというのはお持ちであるのか、また、トマホークというのは非常に軍事的にも実績のある攻撃型の兵器でございますけれども、それの導入によって拒否的抑止いますけれども、それの導入によって拒否的抑止といったものから懲罰的抑止に我が国の防衛の姿勢が変わるというような指摘もあるんですが、こうしたことについて政府の見解の答弁をお願いいたします。

○国務大臣(浜田靖一君) 反撃能力の保有を急頭は何ら決まっておりません。 しょういては現在検討中であり、具体的な内容等能ることは承知をしておりますが、いわゆる反撃能力については現在検討しているとの報道があ

ち込もうとしている相手にそれはやめた方がいいしている抑止力とは、例えば日本にミサイルを撃その上で申し上げれば、今般政府において検討

| す。| といった観点から分類することは困難でありまい。| て、御指摘の拒否的抑止や懲罰的抑止のいずれかに | と考えさせる能力を意味しているものでありまし

いずれにせよ、今後の、今般の検討は、憲法及び国際法の範囲内で、日米の基本的な役割分担を改めて別の機会に質問させていただきます。今大臣の答弁の中で、今検討されているそのいわゆる反撃能力ですが、日本に対するミサイル攻撃をやめた方がいいと考えさせるためのは、その反撃能力のこの打撃目標とさせるためには、その反撃能力のこの打撃目標とさせるためには、その反撃能力のこの打撃目標とさせるためには、その反撃能力のこの打撃目標とさせるためには、その反撃能力のこの打撃目標とさせるためには、その反撃能力のこの打撃目標とさせるためには、その反撃能力のこの打撃目標とさせるためには、そ後の、今般の検討は、憲法及

○国務大臣(浜田靖一君) これ、今、反撃能力に 対する、能力についての御質問だったと思います が、我が国周辺においては相当の、相当数の弾道 が、我が国周辺においては相当の、相当数の弾道 一たび発射されて極めて短時間で我が国に到達 し、国民の生命、財産に甚大な被害を与えるおそ れがあります。

識の下、ミサイル迎撃能力の向上だけでなく、 るために十分な備えができているかという問題認 囲内で、日米の基本的な役割分担を維持しつつ進 は、これまでるる申し上げているとおり、あらゆ ず、現実的に検討しているところであります にお答えできる段階にありませんが、この検討 は急速なスピードで変化、 で飛翔するミサイルなど、 る選択肢を排除しませんが、 わゆる反撃能力を含め、あらゆる選択肢を排除せ こうした状況を踏まえ、国民の命や暮らしを守 この検討中で、現在検討中であるため、具体的 また、最近では、極超音速滑空兵器や変則軌道 ミサイルに関する技術 進化しております。 憲法及び国際法の範 41

〇小西洋之君 さっきと続いて質問とは別の答弁

めてまいりたいと考えております

らう一変引きますが、 もまごく互よ、1kkgに議場に入っていただいているんですから。 していただけますかね。秘書官ですね、そのためも読みかけて、ちょっと秘書官、ちゃんと補佐を

もう一度聞きますが、先ほど大臣は、日本をミサイル攻撃することをやめた方がいいと考えさせるためのものであるというふうにおっしゃったんですが、やめた方がいいというふうに相手国に考えさせるためには、具体的にどういうところを打撃目標として考えていらっしゃるのか、これは答えられるはずなので答えてください。明確に答えてくださいよ、政府参考人。

# ○政府参考人(増田和夫君) お答え申し上げま

ます。 象となり得るのかという御質問だと理解しており 象となり得るのかという御質問だと理解しており

につきましては、昭和三十一年の政府答弁におきましては、諸導弾等による攻撃を防御するのに、ほかに手段がないと認められる限り、誘導弾等の基地をたたくことは、法理的には自衛の範囲に含まれ、可能であると答弁しておりますが、ここでまれ、可能であると答弁しておりますが、ここでまれ、可能であると答弁しておりますが、ここでいる。

います。との観点から個別具体的に判断されるものでござどのに万やむを得ない必要最小限度の措置か否かましては、法理上は、誘導弾などによる攻撃を防ましたがいまして、何が対象となり得るかにつき

政府としましては、その昭和三十一年の政府答的ます。

○小西洋之君 ちょっと多分質問は。

すね、内閣法制局長官にもお越しいただいているじゃ、ちょっと先に行きますが、法理としてで

んですが、法理として、日本は、そのいわゆる敵を地攻撃能力ですね、個別的自衛権の一態様として、まあ今の政府は、武力行使の新三要件に該当するもの、武力であればできると言っているんですが、いずれにしても、法理として、この反撃、いわゆる反撃能力、まあ敵基地攻撃能力によって、相手国のこの軍司令部あるいはそれを指示しているところの政治中枢機能、あるいは相手国が日本に対する武力攻撃を遂行するための重要な基盤である産業インフラなど、そうしたところに日本は、法理として、憲法上、法理として反撃能力、敵基地攻撃能力を行うことはできるんでしょうか。

〇政府特別補佐人(近藤正春君) 今の御質問でご でいますけれども、従来政府が、武力行使の三要件に該当する場合のみ自衛の持置として武力の行使ができるけれども、従来政府が、武力行使の三要件に該当行使に及ぶことは自衛のための必要最小限度を超えるものであって憲法上許されないと説明してきておりますけれども、その一方で、お尋ねのいわゆる敵基地攻撃に関しましては、あくまで我が国を防衛するための必要最小限度の措置として、いわゆる誘導弾等の基地をたたく以外に攻撃を防ぐ方法がないといった場合もあり得ることから、憲法上の理論として、まあ法理として、そのような行動を取り得ることは、取ることが許されないわけではないと御説明しております。

今お話がありましたこの場合における必要最小限度の実力行使の具体的限度でございますけれども、それは、今の法理、つまり必要最小限度かどうかということにつきましては、当該武力攻撃の態様等に即して個別具体的に判断されるものでございまして、一概にお答えすることは困難であるというふうに考えております。

あるいはこの産業インフラ、そうしたものも法理て、軍の指令系統だとかあるいは政治中枢機能、は、その反撃能力、敵基地攻撃の打撃対象としは、その反撃能力、敵基地攻撃の打撃対象とし

解でよろしいですか、法制局長官。性としてはゼロではないと、そういう法解釈、理としては対象となることは排除されないと、可能

○政府特別補佐人(近藤正春君) 今御指摘のあり
 ことは困難でございまして、個々の当てはめの問しして、何か特定の施設があらかじめ入るとか入ら基中として攻撃対象になるかということでございまあった。
 ことは困難でございまして、個々の当てはめの問めてといとかいうことにつきましては、今お答えするとか入らまといとがいるときにどういうものが必要最小限度のがいませんけいといいのであるとか入らまして、何か特別補佐人(近藤正春君) 今御指摘のあり

○小西洋之君その当てはめの問題を歴代の法制○小西洋之君○小西洋之君その当てはめの問題を歴代の法制あるしてきて、かつて長官にはこの委員会で答弁審査してきて、かつて長官にはこの委員会で答弁審査してきて、かつて長官にはこの委員会で答弁審査してきて、かつて長官にはこの委員会で答弁審査してきて、かつて長官にはこの委員会で答弁

ますが。釈を与えるのも危ないので、今この程度にいたしいを与えるのも危ないので、今この程度にいろんな解

防衛大臣、三回目なんですが、答えていただきは日本に対するミサイル攻撃をやめた方がいいと相手に考えさせるためのものだというふうにおっしゃったんですが、やめた方がいいと考えさせるために相手を打撃するその目標としては、いわゆる相手のミサイル基地以外のものも入り得るというふうに今お考えなのか、あるいはどういうものが対象となるとお考えなのか、あるいはどういうものが対象となるとお考えなのか、それについて答えてください。それを答えないんだったらもう防衛で、三回目なんですが、答えていただき政策の議論はできませんので、明確にお願いいただき

ば、いかなる状況においても講ずるいかなる措置は、いかなる状況においても講ずるいかなる措置している。び国務大臣(浜田靖一君) 我が国といたしまして

現在、国民の命や暮らしを守るために十分な備技本的な強化についてあらゆる選択肢を排除せず抜本的な強化についてあらゆる選択肢を排除せず抜本的な強化についであらいる選択肢を排除せず抜本のである。

民主党のヒアリングにお越しいただいた自衛隊の ことはもう立証されているんですね。委員長の下 も質問させていただきたいと思います。 愚行であるというような趣旨のことをおっしゃっ 対象にしたような、まさに軍事的にはもう究極の 日本がアメリカを守れば、当然、相手国は日本が 違憲の武力、また政策的にも、相手国の目の前で 根拠を持って陳述されているんですが、そうした の委員会でも、 容認はもう法解釈ですらない絶対の違憲だという が、実は、またこの委員会でいろいろ質問させて 員会の委員で、佐藤理事とは因縁もございます 院の特別委員会の委員長であられて、 〇小西洋之君 防衛大臣は安保法制のときの衆議 ておりましたが、そういう政策的な問題について て、日本をアメリカ、日本全体をアメリカの攻撃 性を欠く行為であって、 元海将の方は、まさにそれは軍事的には全く合理 攻撃対象になるわけでございますので、我々立憲 いただきますが、安保法制の特に集団的自衛権の 宮崎礼壹元法制局長官が具体的な かつて真珠湾攻撃を行っ 私は特別委

では、外務大臣に御質問させていただきますでは、外務大臣に御質問させていただきますの改定あるいは防衛費の増大というのは、中国をおります。こうした中で、この防衛文書の三文書おります。こうした中で、この防衛文書の三文書おります。こうした中で、この防衛文書の三文書の改定あるいは防衛費の増大というのは、中国できます。こうした中で、この防衛文書の三文書の改定あるいは防衛費の増大というのは、中国をおります。こうした中で、この防衛文書の立とは、外務大臣に御質問させていただきますが、中国で習近平体制が三期目に入って、様々なが、中国で習近平体制が三期目に入って、様々なが、中国で習近平体制が三期目に入って、様々ない、中国で関係を表している。

ます。からこそこの外交の力が必要だというふうに思いからこそこの外交の力が必要だというふうに思いだとは思うんですが、私はまさにこういうときだ

中国は非常に難しい困難な国ですが、日本・中国は非常に難しい困難な国ですが、日本・中国、アメリカ・中国は、それぞれ最大の貿易相手国、アメリカ・中国は、それぞれ最大の貿易相手工、今国際秩序が非常に試練を受けているところではありますが、一方で、この現代国家において、現代地球において、世界において侵略戦争というのは続かない、遂行することはできないというのは続かない、遂行することはできないというのは続かない、遂行することはできないというのは続かない、遂行することはできないということだというふうに思います。

そうした観点も踏まえて、日本として、この中とりした観点も踏まえて、日本として、この中が立いために、回避するために、日本が主導する務省として、どういう対中国あるいは台湾、あるいは世界も、国連なども含めた外交戦略を展開されようとしているのか、その方針について大臣の名弁をお願いいたします。

○国務大臣(林芳正君) 今委員から御指摘があり ましたように、この十月二十二日まで中国共産党 大会が開催されまして、そして二十三日午前にい わゆる一中全会開催されまして、習近平氏を党総 わゆる一中全会開催されまして、習近平氏を党総 もつることは差し控えますが、今御指摘があった ように、今回の党大会のこの報告の中身、それか らその後の党人事を始め、この中国政策全般につ いての分析を怠ってはならないと思っておりま す。今後、我々が対中政策をつくっていく中でこ ういう分析をしっかりやって対応していくという ことが非常に大事だというふうに考えておりま ことが非常に大事だというふうに考えておりま

うに思っております。この台湾をめぐる問題が対会の安定にとっても非常に大事だと、こういうふ国の安全保障についてはもとよりですが、国際社国の安全保障についてはもとよりですが、国際社

話によって平和的に解決されるということを期待するというのが従来からの一貫した立場でございするというのが従来からの一貫した立場でござい対しても五月の日中外相テレビ会談などの機会に対しても五月の日中外相テレビ会談などの機会に対しても五月の日中外相テレビ会談などの機会に対しても明確に発信していくということが大変重要によって平和的に解決されるということを期待話によって平和的に解決されるということを期待

おります。 こうした外交努力を続けてまいりたいと思って

〇小西洋之君 時間なので終わるんですが、平和的解決を期待する、あるいは、相手に伝えるだけではなくて、具体的な戦略を仕掛けて、日本が主て、また、両大臣に統一教会の政務三役に関するて、また、両大臣に統一教会の政務三役に関するで、また、両大臣に統一教会の政務三役に関するいして、質問を終わります。

ありがとうございました。

○ ついて外務大臣に一間伺います。 初めに、大臣所信表明に関連して、人権外交に初めに、大臣所信表明に関連して、人権外交に

先日の本委員会での大臣の所信表明には、人権りました。一方で、本会議におきまして、岸田総りました。一方で、本会議におきまして、岸田総理の所信表明演説には、安倍元総理がほぼ必ず入れていた基本的価値観の根幹である人権という文でした。この理由を大臣はどうお考えでいらっしゃるか、また、人権という文字が入らなかったことに対しての受け性という文字が入らなかったことに対しての受け性という文字が入らなかったことに対しての受け性という文字が入らなかったことに対しての受ける。

逼的価値に立脚した国際的規範や原則の維持強化信表明演説でも、岸田総理自身が先頭に立って普れを守り抜くということを掲げており、今回の所新時代リアリズム外交、これの第一の柱としてこぶの人権を始めとする普遍的価値について、は、この人権を始めとする普遍的価値について、

ておられます。

人権はまさに普遍的な価値であり、その擁護、これは全ての国家の最も基本的な責務でございます。日本政府全体としても、私から所信表明で述べたとおり、深刻な人権侵害については、米国などの同盟国、同志国と緊密に連携をしてしっかり声を上げるとともに、努力をしている国に対しては、対話と協力によりその取組を促す日本らしい人権外交を進めていく考えでございます。

○音喜多駿君 普遍的価値の重視という点で総理も方針に違いはないということでありますが、ども方針に違いはないということでありますが、ども方針に違いはないということでありますが、ども方針に違いはないというふうにも受け取られかねません。 形で人権侵害が行われている覇権国家、中国あるいはロシアといった国に強いメッセージが出せていないというふうにも受け取られかねません。 先月、私は、ワシントンDCで行われた対中政策に関する列国議会連盟、こちらに出席をいたしまいます。現在進行の政治家から日本の人権の取組には関心とそして関待が示されておりました。林大臣におかれましては、人権を軽視する覇権国家に対して毅然と対ける先頭に立っていただくということを強く要はする先頭に立っていただくということを強く要はする先頭に立っていただくということを強く要はする先頭に立っていただくということを強く要はする先頭に立っていただくということを強く要はないというにないます。

省にお伺いいたします。 次に、防衛力の強化について、防衛大臣、防衛 望をいたします。

政府は、この防衛力の強化、防衛費の増額について前向きな姿勢を示しており、これに異論はありません。ただ、防衛力の強化を図れば、おのずと憲法第九条の解釈で認められる自衛権、防衛力の範囲や自衛隊の存在についても議論の俎上に上がってきます。ゆえに、我が党は、併せて憲法九条に自衛隊の存在を明記する旨の改正案も公表を入る。

と憲法の関係について浜田防衛大臣の見解を改めく必要が生じると考えられるところ、この防衛力は、同時に憲法第九条の議論も積極的に行ってい防衛力の強化、防衛費の増額を進めるのであれ

を述べられ|てお伺いをいたします。

○国務大臣(浜田靖一君) 防衛大臣の立場から憲 高ことは控えなければならないわけでありますが、憲法上、我が国が保持し得る防衛力は自衛の が、憲法上、我が国が保持し得る防衛力は自衛の ための必要最小限度でなければならず、今般の防 に対の が、憲法上、我が国が保持し得る防衛力は自衛の ための必要最小限度でなければならず、今般の防 に対して直接申し上げ

○音喜多駿君 要は、防衛力は必要最小限というる選択肢を排除せず、現実的な検討を加速しているところであります。
その上で、安全保障戦略等を策定する中で、あらゆその上で、安全保障戦略等を策定する中で、あらゆるという。

可変的なものと考えてよいのかどうか、こちら防衛費の増額、防衛力の強化を図ってもその範囲であれば憲法議論にはならないというお答えだったかと思います。
では、そのそもそも憲法で認められる範囲であるこの必要最小限の防衛力、これは、時の解釈により、あるいは外的な要因によって左右され得るるこの必要最小限の防衛力、これは、時の解釈にあり、あるいは外的な要因によってもその範囲であるこの憲法解釈の範囲で認められるので、今般の防

| す。| | ○政府参考人(増田和夫君)| お答え申し上げま|| 衞省に改めてお伺いいたします。

あ 対的な面を有します。 対的な面を有します。 が 対的な限度につきましては、その時々の国際 なりの必要最小限度でなければなりませんが、その時々の国際 では、その時々の国際

以上でございます。

○音喜多駿君 社会情勢や状況によって変わり得

能力、こうしたものの必要性というのもやはり迫いるわけであります。度重なる北朝鮮によるミサイルの発射や、ロシアあるいは中国などの核保有国による脅威を考えれば、現行の防衛システムだすとも防衛力の強化ができるという整理になってずとも防衛力の強化ができるという整理になってがるわけであります。度重なる北朝鮮によるミサイルの発射や、ロシアの状況に鑑みて、憲法を変え

の範囲内で可能であるというふうに整理ができる られてまいりますし、この整備は現行憲法の解釈 んだと思います

衛大臣の見解をお伺いいたします。 針、これを今後定めていくべきと考えますが、防 ついても、これ認めて、ここを中核とした防衛方 めた我が党でいうところの積極防衛能力、これに これを踏まえて、いわゆる敵基地攻撃能力を含

構築について政策提言をしていることは承知をし ○国務大臣(浜田靖一君) ております 御党が積極防衛能力の

加速し、年末までに結論を出す予定でございま か、あらゆる選択肢を排除せず、現実的な検討を ゆる反撃能力を含め、国民を守るために何が必要 衛力を抜本的に強化してまいります。また、いわ うに、新たな国家安全保障戦略を策定する中で防 政府としては、これまでるる御説明しているよ

ふうに思っております。 つつ、またこれからも努力してまいりたいという 今お話のあった御党の案も我々の頭の中に入れ

して、ありがとうございます。 ○音喜多駿君 我々の提案にも触れていただきま

すので、よろしくお願いを申し上げます いますので、今後とも政策提案させていただきま うな防衛大綱、これを策定していただきたいと思 全保障に対する不安、これを根本的に解消するよ りにしました。多くの国民が抱えている日本の安 サイル攻撃、これ、多くの国民が映像で目の当た まさにロシアによるウクライナ・キーウへのミ

まいります。 の円安対応について、 次に、外務省の在外職員や研修員の給与、 外務省と外務大臣に伺って 手当

ただきました。我が国の外交を支える職員の待遇 行の影響により、在外職員の給与、手当に影響が 国際的な物価高騰に加えて最近の急速な円安進 そして、 私の元にも何件か改善を求める声をい 将来的にも制度を、安定した制度を 少しでもこの影響を少なくするこ

> 整えておく必要があるかと思います。 この点、省内では具体的に現在どのように状況

の参考人にお伺いいたします。 ら出始めているところ、遡った対応については検 そうした声や状況を受けて、手当については年度 届いていて、状況を把握されているのか。また、 ると考えられるところ、こちらもどのような声が ゆる留学についても研修先で円安の影響が出てい 討できないのかどうか。この点、まとめて外務省 が、この円安の影響はウクライナ危機後の三月か 内に改定で対応するということも伺っております を把握されているのか。外務省職員の研修、いわ

○政府参考人(志水史雄君) お答え申し上げま

ございます。 おりまして、そのような声が届いているところで は甚大であり、 え、最近の為替相場での急速な円安の進行の影響 増大するなど、このような影響を直接的に被って 委員御指摘のとおり、国際的な物価高騰に加 在外職員や研修員は経済的負担が

考えております。 にも、適切な水準の手当を支給することが重要と その職責に応じて能力を十分に発揮し、 員が期待される成果を上げられるようにするため 厳しい勤務環境下におきましても、在外職員が また研修

こととしております。これ以上の遡及に関しまし 額改定を先行して行ったところでございます。ま を実施し、必要な公館には八月に遡って適用する な円安の影響を反映した手当額を支給するため ところでございます た、本日十一月一日付けで多数の公館の増額改定 に、本年八月に、為替変動が特に激しい公館の増 ては、どのような対応を取り得るか検討している 在外職員や研修員の手当につきましては、急速

ら、必要な場合には今後更なる増額改定を調整し ていく考えでございます。 引き続き、足下の為替変動の状況を踏まえなが

支給するという旨のコメントは既に出されている ○音喜多駿君 林大臣からも適切な水準の手当を

担に鑑みて、前向きな検討をしていただきたいと やはりその状況、この職員の方々が負っている負 ざいましたけども、それ以前の対応についても、 行っていただいて、 か、これ、いま一度しっかりと調査、現状把握を 員が著しい損害を被っている事例がないかどう れるということで、これ、 いうふうに思います。 と思いますが、法令にのっとって増額改定が行わ 八月まで遡るという今答弁ご 、改定のタイムラグで職

円安にせよ円高にせよ今後も発生するというおそ ます。 に負わせるということは我々は不当であると考え 与について、為替リスクといった外的要因を個人 と考えているからであって、在外職員の手当や給 いては改革姿勢を取っておりますが、あくまで国 民の目から見て公平で公正な仕組みをつくるべき れがあります。我が党は公務員の給与や待遇につ こうした為替リスクと物価リスクについては、

務省として今後検討する考えあるのかどうか、こ 払うといったことが必要と考えますが、これを外 考慮して地域ごとに設定すること、高頻度に見直 すこと、為替リスクに対応するため現地通貨で支 の点、大臣にお伺いをいたします。 ンフレリスクに対応するため、消費者物価指数を 在外職員の手当や研修職員の手当について、イ

を申し上げます。 して御関心を持っていただきまして、本当に感謝 ○国務大臣(林芳正君) この職員の問題につきま

替が大きく変動した場合には、年度内に複数回支 給額を見直しているわけでございます。 を定めると、こういうふうになっております。 を反映させまして、各国ごとに年度初めの手当額 た上で、その結果に各国の為替、物価変動の影響 間調査会社に国ごとに生計費調査、これを行わせ この手当額が邦貨で定められているために、為 在勤基本手当や研修員手当につきましては、民

当、支給することが重要であり、今御指摘のあり 力を十分に発揮できるように、 研修員を含めた在外職員がその職責に応じて能 適切な水準の手

ります。 給の在り方を不断に検討していきたいと考えてお ました点も含めて、為替変動を踏まえた手当の支

ことができるということが手当の趣旨であれば、 検討の余地があるという御答弁であったと思いま 生活ができて、研修職員は生活費と学費は支払う ○音喜多駿君 多数耳にしております。 俸給に手を付けないと生活ができないという声も 回の円安においては、手当だけでなく、基本給、 ていくことも一案かと考えております。 現地通貨払い、こうしたことをスタンダードにし す。基本的には、給与以外の手当で職員は現地で ただ、今手当の議論させていただきますが、今 現地通貨で支払うこと等について

課題になるとも思われますが、そうした点も含め 貨を分けると、こうしたことも検討事項にするお けて支給されているのが一般的であるからです。 民間企業の駐在員の給与は日本円と現地通貨に分 きではないかとも考えます。というのも、まさに けて支払うことをこれは視野に入れて検討するべ れませんが、現行制度の下においては、この基本 当の制度について見直すということも必要かもし つもりはないかどうか、この点も大臣にお伺いい たします。 給、俸給の部分についても日本円と現地通貨を分 この点、基本給について、給与法や課税関係が そもそも、ダブルインカムである在外職員の手 この部分についても将来的に日本円と現地通

はできない仕組みになっておるわけでございま 国の現地通貨を基礎として支給額を決定すること 基礎として支給額が決定をされております。赴任 職員の給与に関する法律によりまして、日本円を ての一般職の国家公務員の俸給が、この一般職の ○国務大臣(林芳正君) この外務職員も含めて全

外交を推進するために、為替変動を踏まえた手当 議論させていただきました在勤手当が支給をされ ておるところでございますので、 他方で、在外職員には、俸給と別に、先ほど御 機動的で力強い

与制度を構築をされています。 リスクに備えて様々な制度を設けて、駐在員の給 ○音喜多駿君 民間企業でも、為替リスクや物価

ないでしょうか。 れば法改正も検討していくということも必要では 与の制度についても民間を参考にして、必要であ 度を設けているのであれば、是非この駐在員の給 ていますけども、給与が民間と連動するという制 公務員について、今回、給与法の今般改正も出

た点を政府には提案させていただきたいというふ ということも必要であると思いますので、こうし 庁挙げての実態調査、こうしたものを行っていく 員の給与支払方法についての調査、あるいは全省 ましたので、この点、まずはこの民間企業の駐在 遇を網羅的に把握はしていないということであり 現時点でこの海外で駐在している人についての待 これ、経産省などにも今回問合せしましたが、

ただきたいと思います。 積み残してしまいましたが、 ちょうど時間が参りましたので、済みません、 また次回やらせてい

○金子道仁君 日本維新の会、金子道仁です。 終わります。 ありがとうございました。

す。 だきました。今回初めて質問させていただきま 七月の参議院選で初めて議席を預からせていた よろしくお願い申し上げます。

思います まず、外務大臣に御質問させていただきたいと

ります。 の人道復興支援についてお伺いしたいと考えてお 本日は、外交方針について、そしてウクライナ

す。また、先週の大臣の挨拶でも、最後、 幅な強化が求められている。」と記載されていま を増していることから、外交・安全保障双方の大 方針の二〇二二で、 経済財政運営と改革の基本方針、いわゆる骨太 「安全保障環境は一層厳しさ まとめ

の部分で、以上の諸課題について着実に具体的な な強化をする、 成果を上げるため、 一輪である外交面での抜本的な強化の具体的な内 要性、国民の命と暮らしを守るためのこの両輪の 評価しておりますが、同時に、外交面でも抜本的 化、これがまさに着実に進んでいる、そのことを 的な担保である防衛力の五年以内の抜本的な強 制の抜本的な強化という言及がございました。 充を含む財政基盤、DX推進を含めた外交実施体 容について、外務大臣の見解をまずお伺いさせて まさに、今の議論の中でも国家安全保障の最終 安全保障の両輪としての外交の重 人的体制、ODAの一層の拡

と、こういうふうに考えております。 終えんと言っていいような秩序の動揺の中にござ ○国務大臣(林芳正君) 挨拶の中でも述べさせて いまして、我々は言わば歴史の岐路に立っている いただきましたが、国際社会はポスト冷戦時代の

ください。

いきたいと考えております。 配置及び業務分担の見直し等を行いながら、でき た経験もおありになるということをお伺いしてお ということでございますが、具体的には、人的体 く、徹底した業務の合理化や効率化、そして人員 考えております。委員御自身も外務省で勤務され る限りの人員の増強、これを引き続きお願いして おりますが、一層山積する外交課題に対応すべ についてはこれまでも重点的な措置を講じてきて りますが、この在外公館も含めて、外務省の定員 制に関しまして、やはり外交の要諦は人であると 今、金子委員からお話のありました抜本的強化

す。特に、現下のウクライナ情勢によって人道支 外交にとって大変重要な政策ツールでございま に努めていきたいと思っております。 様々な形でODAを拡充して、外交的取組の強化 援のニーズが高まってきております。引き続き、 また、ODAでございますが、これは我が国の

新設や人員の拡充など体制の強化に努めておりま して、令和四年度末までには在外公館数が二百三 さらに、在外公館でございますが、在外公館の

いりたいと思っております。 機能強化も図りながら、戦略的に整備を進めてま 十一となるところでございますが、既存の公館の

含めた外交・領事実施体制の抜本的な強化、こう 盤、在外公館の整備を図って、邦人保護体制等を いと考えております。 したことを通じて外交力の強化に努めてまいりた このような諸点を含めて、人的体制、 財政基

強化というにはまだ遠いのではないかと考えてお ことを本当に評価しております。ただ、抜本的な ○金子道仁君 ありがとうございました。 ります。在外公館数も増えていますが、今、日本 人的体制について、例年少しずつ増加している

す。 ○政府参考人(志水史雄君) お答え申し上げま

する大使館数は百五十四となる見込みでございま 十ということになっております。なお、令和四年 する大使館数は百五十三ということで、その差二 おり、中国の大使館数が百七十三、我が国が設置 に判断してきているところでございますけれど 視しながら、二国間関係の重要性に鑑み、総合的 その時々の国際情勢や、各国、各地域の動きを注 置状況、相手国の在京大使館の有無などを含め、 おける我が国との協力強化、他の主要国の公館設 援といった経済上の観点、邦人保護、国際社会に 安全保障上の観点や戦略的対外発信、 度末、具体的には来年一月をもって我が国が設置 令和四年、本年一月の現在、委員御指摘のと 日本企業支

か国あり、その内訳は、アフリカが十八か国、中 使館を設置していない国は北朝鮮を除いて二十七 中国が大使館を設置している一方で、日本が大

> 置する予定となっております 月をめどにキリバスにおいて我が国が大使館を設 先ほど申し上げましたが、令和四年度末、来年一 でございます。ただし、大洋州に関しましては、 南米が六か国、 欧州が二か国及び大洋州が 一か国

ような理解でよろしいかと思いますけれども、 ○金子道仁君 ありがとうございました。 やはりアフリカに圧倒的に差が出ている、

省、お答えください。 ず日本が開設していない国はどれくらいあるの ます。中国が大使館を開設しているにもかかわら 比較すると大使館数約二十少ないと理解しており の在外公館数、現時点で百五十三、そして中国に またどの地域に多く分布しているのか、外務 館がアフリカ地域に少ないというのは問題がある 我が国にとって、その情報収集窓口である在外公 長の質を重視した支援、ODAを行っていく、 のような発言がありました。人に着目した、注目 が国、今年八月、TICAD8で総理の方からこ

のような発言だったと理解しています。

つまり、ODAの総額ではなくて質で勝負する

した日本らしいアプローチの下、人への投資、

そ 成 我

在外公館などの新設に当たりましては、 従来、

ります。 る上で在外公館は極めて重要な役割を果たしてお したように、ODAを始め我が国の外交を推進す ○国務大臣(林芳正君) 委員が今御指摘がありま

せください。

んではないでしょうか。外務大臣の見解をお聞か

リカが果たす役割、これ一層重要になってきてお ります。こうした観点から、アフリカにおいて 社会における意思決定や世論の形成においてアフ ミックな成長が期待できる大陸であります。国際 が、この地域は若く、希望にあふれて、ダイナ と、こういうふうにアフリカ言われております 体制の強化に努めてきております。 も、これまで在外公館数の増加や人員の拡充など 二〇五〇年に世界の人口の四分の一を占める

構要求として、在セーシェル兼勤の駐在官事務所 うに、令和五年度機構要求として、あっ、これは ざいます。 の大使館への格上げ等を要求しておるところでご おります。また、先ほど官房長からありましたよ 大使館、二〇一八年一月にAU代表部を新設して またあれですね、 具体的には、二〇一七年一月に在モーリシャス 別の話で、 また、令和五年度機

) は、前には、 うりょこう、ぎょこ。 整備に努めてまいりたいと思っております。 引き続き、アフリカ地域も含めて、在外公館の

从こを沓にたて卜務介この答といこごとこ○金子道仁君 ありがとうございます。

に把握されておられますでしょうか。ですが、日中両国のODA総額の比較、どのよう以上を踏まえて外務省にお答えいただきたいん

○政府参考人(遠藤和也君) お答え申し上げま

OECD開発援助委員会によりますれば、日本の二〇二一年のODA実績の暫定値は、政府貸付け、無償資金、技術協力及び国際機関に対する拠でございます。一方で、中国政府の二〇二二年の財务援助の支出額は百九十八億六千万元、日本円で申し上げますと約三千三百八十億円ということになっていると承知しております。

中国政府の発表は、対象国別の実績、具体的案件の概要等、詳細な情報は明らかにされておらず、不透明な点が多いと言わざるを得ないところでございます。また、中国はOECD開発援助委員会のメンバーでないことから、我が国同様の国際的基準にのっとった援助データの報告を行っておらず、ODA総額を比較するということはできないと、これも申し上げざるを得ないというところです。

す。

なの所といたしましては、中国による対外援助がす。

○金子道仁君 簡単にまとめると、中国で把握している数字は三十億米ドル、日本に関しては百七十二億米ドルという御答弁だったと思うんですけれども、つまり日本の方が中国の約五倍強多いODAをしていると。

ないかというふうに考えるわけですよね。つまこれは、我々の実態、実感覚からすると逆じゃ

り、そういう情報しかない状態で、ODAの戦略的な一層の強化であったりとか、そういうこと、基本的なデータを把握しないまますることは非常に難しい。しかも、対中分析の重要性を先ほど林大臣がおっしゃっていましたけれども、ODA、まさに日本が、まあ言い方変かもしれませんが、中国と闘うような大切な分野において情報収集がまだできていない、それが今の日本の外務省のその人的体制の不足になっているんではないかと考えますので、是非この抜本的な強化という点で情報収集能力の向上も含めて御検討いただければと思います。

二つ目の質問として、ウクライナの人道支援についてお伺いしていきたいと思います。 本年の二月のウクライナ侵攻以降、我が国として行ってきている人道支援の内容及び規模、そしておりますが、その内容と規模について、差し支えない範囲で結構ですのでお答えください。外務えない範囲で結構ですのでお答えください。外務えない範囲で結構ですのでお答えください。外務

○政府参考人(遠藤和也君) お答え申し上げま

我が国はこれまでウクライナ及びその周辺国等も行っているというところです。
お書を受けた関係国に対しまして、約十一億ドルの人道、財政、食料関連の支援を表明いたしまして順次実施してきており、越冬支援も一部行っているところでございます。また、ウクライナから影響を受けた関係国に対しまして、約十一億ドル影響を受けた関係国に対しまして、約十一億ドルが国はこれまでウクライナ及びその周辺国等

今後の支援につきましては、総合経済対策に基今後の支援につきましては、総合経済対策に基いり、JICA、日本のNGOとも協力しながら、関、JICA、日本のNGOとも協力しながら、関、JICA、日本のNGOとも協力しながら、

〇金子道仁君 ありがとうございます。

ただきました。 ただきました。 ただきました。

その際、在日ウクライナ大使と同じテーブルでを見交換させていただいたんですが、その除に、エネルギー不足で厳しい冬を前に市民の中にい、エネルギー不足で厳しい冬を前に市民の中にい、エネルギーインフラへの攻撃が非常に激しい。

日本として、その補正予算の中で越冬支援に関してどのような考えを持っておられるのか。大使の方からは、是非発電機等をたくさん送ってほしい、そのようなことを言っておられましたけれども、日本として、国際機関を経由しないで、我が国から直接顔が見える形で支援を行う、そのようなことは検討しておられますでしょうか。大臣、御見解をお願いします。

していきたいと思っております。のような支援ができるかについても引き続き検討また、今委員からお話もありました二国間でど

〇金子道仁君 ありがとうございます。

を再開されたと理解していますが、現在の在ウクを再開されたと理解していますが、現在の在ウクライナ大使なって、これから日本としてどのようにその支援を有効に行っていくかという点では、直接的なバイの支援について、今月の、ごめんなさい、先月ですが、そのために必要となる在ウクライナ大使ですが、そのために必要となる在ウクライナ大使ですが、そのために必要となる在ウクライナ大使ですが、そのために必要となる在ウクライナ大使ですが、そのために必要となる在ウクライナ大関では、五世の大学を担い、現在の在ウクを再開されたと理解していますが、現在の在ウクを再開されたと理解していますが、現在の在ウクを利用された。

ますでしょうか。

〇政府参考人(中込正志君) お答えいたします。 ただいま御指摘ありましたとおり、十月五日、キーウの在ウクライナ日本国大使館、再開いたしました。先生お話ありましたとおり、安全対策のの館員のみがキーウに帰還するという形にしておりまして、当面ローテーション勤務の形で大使館りまして、当面ローテーション勤務の形で大使館りまして、当面ローテーション勤務の形で大使館りまして、当面ローテーション勤務の形で大使館りました。

こうした限られた体制ということでございます。ので、当面の大使館の業務に限定をして対応しているといり、それから、ウクライナに駐在する各国の大使的、それから、ウクライナに駐在する各国の大使館の業務につきましては、情報ので、当面の大使館の業務につきましては、情報ので、当面の大使館の業務につきましているということでございます

以上でございます。

ヮま|〇金子道仁君 ありがとうございます。

○政府参考人(中込正志君) お答え申し上げます。

対応しているということでございます。おりますので、それにつきましては大使館の方で非常に我々として重要な業務というふうに考えては、日本からの支援ということにつきましては当然、ウクライナ政府とのやり取りといった場

○金子道仁君 ありがとうございます。

年来そちらの方にいまして、今、在留邦人、確認をしております。キリスト教の宣教師として二十私の友人が今ウクライナ・オデッサの方で活動

支援ができるんではないか。 オンライン授業を続けていきたい、 第 ン授業に非常に混乱を感じている。でも、 乱している、さらに、この戦時下の中でオンライ 経験した者として、ウクライナの方々も非常に混 コロナの中でオンライン授業をする、その混乱を す。ただ、多くの教員、保護者、まさに我々も、 千五百校ほどあるというふうに報告を受けていま はなくてオンラインで行っている、その数が約三 下ではありますけれども、 したと。全ての学校が、ほとんどの学校が対面で 生活の再建支援として、 一歩が教育であるという考え方から、是非この 学びを止めるわけにはいかない。国の復興の 九月から新学期が開始 今ウクライナで、戦時 そこに日本の 教育

日本としても、オンラインの授業支援であれて、現地に人を派遣する量も限って、この日本にいながらウクライナの教育支援ができる、そのような可能性があるんではないかと思いますけれども、オンラインの学習支援について、ICTの機も、オンラインの学習支援ができる、そのような可能性について、外務大臣、御見解お願いいたしば、現地に人を派遣する量も限って、この日本にば、現地に人を派遣する量も限って、この日本には、現地に人を派遣する量も限力を表す。

○国務大臣(林芳正君) ウクライナの子供たちののウクライナ及び周辺国における緊急人道支援のの将来につながる大変重要な取組であるというふの将来につながる大変重要な取組であるというふ学習環境整備を含む教育支援、これはウクライナ学習環境整備を含む教育支援、これはウクライナの子供たちののウクライナ及び周辺国における緊急人道支援の

○金子道仁君

ありがとうございました。

是非前

実施をしておるところでございます。供、それからオンラインの活用を含む教育支援、委員からございました、IT教材、教育用品の提委員からございました、IT教材、教育用品の提の方の一部で、ユニセフを通じまして、今、金子

今お話のあったように、このオンラインの活用を含む教育分野、更なる支援については、今般の生活再建に貢献をする観点から、現地のニーズを踏まえて、国際機関経由のみならず、JICAを踏まえて、国際機関経由のみならず、JICAを踏まえて、国際機関経由のみならず、JICA

○金子道仁君 ありがとうございます。

の中で一番有効なものは教育の支援ではないか声は聞こえますけれども、日本としてできる支援

だけますでしょうか。 ておられると思いますけれども、より民間セク 寄り添うような人と人とのつながりのある支援と 支援をするためには、ニーズの把握であったり、 ると理解しております。まさに大使館が少ない、 いますけれども、 ターとの連携について強化していただきたいと思 く。もちろん、JICAはとても大事な働きをし 本というチームの中で顔の見える形で支援してい いうものが有効である、それをできる限りこの日 お金を、物をぽんと置くだけではなくて、それに で民間セクターとの連携というものも加わってい ております。検討されている、その検討事項の中 人員が少ない中で、この人道支援、効率的な人道 今、開発協力大綱の改正を行っていると理解し 最後に、外務大臣、 御意見いた

○国務大臣(林芳正君) 今委員が御指摘のありましたように、有識者会議を開いて新しい〇DA大います。その中の議論を既にやっておるところでございます。その中の議論でも、今おっしゃられたような、○DAを実施する主体について、特に民間でおりますので、当然のこととは思いますけれども、より有効な○DAを実施するためにもどういることができるのか、しっかりその方向で検討していきたいと思っております。

とうございました。
以上で質問等終わらせていただきます。あり向きな検討をよろしくお願いいたします。

◇榛葉賀津也君 国民民主党・新緑風会の榛葉賀

林外務大臣、浜田防衛大臣、大臣御就任おめでたうございます。尊敬するお二人とこの参議院外交防衛委員会で議論できることを大変光栄に思いますし、岸田内閣において最も安定感、重厚感のあるお二人だと思っていますので、是非頑張ってほしいと思います。フィジカルのことではないです。中身にとって重厚感があるということですので、是非お願いしたいと思います。

まず、質問に入る前に、先月二十九日、ソウルまず、質問に入る前に、先月二十九日、ソウルまず、質問に入る前に、先月二十九日、ソウルまず、質問に入る前に、先月二十九日、ソウルまず、質問に入る前に、先月二十九日、ソウルまず、質問に入る前に、先月二十九日、ソウルまず、質問に入る前に、先月二十九日、ソウルまず、質問に入る前に、先月二十九日、ソウルまず、質問に入る前に、先月二十九日、ソウルます。

外務省では、安藤領事局長をトップとしてこの外務省では、安藤領事局長をトップとしてこの対策室を設置されたと聞いていますし、相星大使をが現地大使でございますので、是非、相星大使を始めとする現地職員と連携を緊密にして、御遺族にできる限り寄り添った対応をしていただきたいと心からお願いを申し上げたいと思います。さて、質問に入りたいと思いますが、今年は、つ九七二年に田中角栄元総理と中国の周恩来が日中共同声明に署名したいわゆる日中国交正常化から五十年の節目の年に当たります。他方で、二〇二二年の野田元総理と石原元東京都知事が沖縄県失閣諸島の購入に交わした国有化の問題から十年失閣諸島の購入に交わした百有化の問題から十年

評価をして、どのような影響が現在の日中関係にいわゆる尖閣国有化という政策決定をどのように及を避けますけれども、両大臣は、この十年前の及を避けますけれども、両大臣は、この十年前のはおりましたが、当時の尖閣諸島国有化までの経当時、私は野田内閣で外務副大臣を仰せ付かっ当時、私は野田内閣で外務副大臣を仰せ付かっ

ありが **〇国務大臣(林芳正君)** 尖閣諸! 与えているとお考えでしょうか。

平成二十年十二月以降、尖閣諸島周辺海域においては、中国海警局に所属する船舶による領海侵れては、中国海警局に所属する船舶による領海侵れては、中国海警局に所属する船舶による領海侵であります。

の下で、引き続き、冷静かつ毅然として対応するとともに、関係省庁間において緊密に連携しつ、尖閣諸島周辺海空域における警戒監視活動等に万全を期してまいります。

〇国務大臣(浜田靖一君) 今外務大臣がお話ししたとおりでありますけれども、歴史的にも国際法上も疑いがなく、我が国がこれを有効に支配しているというふうに考えておりますし、その上で、尖閣諸島周辺海域において、中国海警局に所属する船舶による領海侵入が平成二十年十二月に初確る船舶による領海侵入が平成二十年十二月に初確された後、御指摘の平成二十年十二月に初確された後、御指摘の平成二十四年九月以降はこれが相次ぎ、さらに本年七月には領海侵入時間が

ては、我が国領土、領海、領空を断固として守りて予断を許さない状況にあり、我が国としては極めて深刻に懸念しておるところであります。

中国側の力による一方的な現状変更の試みに対した連携しながら警戒監視に万全を期すとともに、と連携しながら警戒監視に万全を期すとともに、と関諸島をめぐる情勢は依然としては、我が国領土、領海、領空を断固として守り

過去最長となる事案が発生するなどしておりま

言葉をずっと使っておりました。私の記憶すると国有化という言葉は使わずに所有権の移転というに申し上げましたが、当時、佐々江事務次官は、C棒葉賀津也君 私はいわゆる国有化というふう

りたいと考えております。

抜くとの考えの下、毅然かつ冷静に対処してまい

ますけども、そういった問題には毅然と私は対応 す。言わば、中国の情報戦もあるんだろうと思い 比較的早く立ち直りましたから、あの辺りから既 国が積極財政繰り返してリーマン・ショックから 国船籍が入ってきておりましたし、とりわけ、中 わった二〇〇八年当時から頻繁に我が国領海に中 るところによると、もう北京オリンピックが終 なったと言う識者いるんですが、私の記憶してい 閣周辺での海洋進出の活性化する大きな原因と 国当局でございまして、一部の我が国国内の識者 ころによると、真っ先に国有化とあおったのは中 していく必要があるんだろうと思います。 に中国は海洋進出していたという記憶がありま この二〇二〇年のいわゆる国有化が中国の尖 ○国務大臣(浜田靖一君) 私の今の立場、防衛省

支配を強化すると書いてあるんですね。しかし、 すね、これには、尖閣諸島の無人化政策を見直し 自由民主党の選挙公約、いわゆるJ―ファイルで 二〇一四年の自民党の公約、 そして、もう一点、二〇一二年と二〇一三年の 公務員の常駐や周辺漁業環境を整備して実効 J―ファイルからは

ございます。

ことを考えたのでしょうか。 約どおり、本当に尖閣に公務員が常駐するという しゃいました。当時の自由民主党は、この選挙公 は、 らっしゃいましたし、浜田大臣におかれまして は当時この漁業権を所管する農林水産大臣でい 両大臣、お伺いしますが、二〇一二年、林大臣 国会運営の要である国会対策委員長でいらっ

でございまして、現に我が国はこれを有効に支配 の領土であるということは、先ほども申し上げま が国固有の領土であると、尖閣諸島が我が国固有 もお分かりでお聞きだとは思いますけれども、我 こでお答えをする立場にはないということは委員 ○国務大臣(林芳正君) 当時の自民党の立場でこ したように歴史的にも国際法上も疑いがないわけ

択肢があるわけですが、実際にどのような方策を するための具体的な方策につきましては様々な選 この尖閣諸島及び周辺海域を安定的に維持管理

も適切に対応をしてきております。 くというべきものと考えておりまして、これまで 取るのかについては戦略的な観点から判断してい

一と対応してまいりたいと考えております。 | 断固として守るという方針の下で、冷静かつ毅然 命、財産及び我が国の領土、領海、領空、これを いずれにいたしましても、今後とも、国民の生

として、今直ちに尖閣諸島に部隊を配備すること が、今現状、私の立場では今申し上げたとおりで れたということは党内であったかもしれません 全を期してまいりたいと思っております。 は検討しておりませんが、関係省庁と連携しつ 当時の背景を鑑みれば、そういったことが議論さ つ、今後とも尖閣諸島を含む南西地域の防衛に万 今議員から御指摘のあった点については、この

| 思っています。しっかりと我々も対応していきた 現実的にどう解決していくのか。外交、安全保障 だろうと思います。国民民主党はたった二十数名 交代の文化というのは現実的になるんだろうと で与野党の差がなければなくなるほど、私は政権 交、安全保障を票のために使うとかではなくて、 は現実的な議論をしたいと思っています。この外 政権を取り戻して、いろんな力学が働いていたん ○榛葉賀津也君 当時は民主党政権から自民党が の小さな政党ですが、事外交、安全保障について いと思います。

路線が起こり、政策の大転換が行われました。こ 大革命が終結して、鄧小平も復権し、改革・開放 思っていますし、 近代化し、経済発展させようともう心血を注いだ 対中国ODAが始まりまして、官民挙げて中国を れが一九七八年でございます。翌一九七九年には 係、幾つもの節目があったと思っています。文化 一変させたのが、言うまでもなく、一九八九年の クトと言われた宝山鋼鉄所はこの顕著な例だと わけでございます。中国建国以来最大のプロジェ 一九七二年の日中国交正常化以降、この日中関 ただ、そんな日中友好ムードを

天安門事件でございます。 日本は、このとき極めて冷静な対応で中国の孤立 欧米各国は中国を激しく批判しましたが、実は

ず知らずのうちに世界の工場と言われ、二〇〇八 外交をしていたんだろうと思います。これに腐心 せないように、極めて、いわゆるバランスのある を避けて、改革・開放政策の時計の針を逆戻りさ されておりました。しかし、その後、中国が知ら

はなくて、実は欧米も過分にその傾向があった。 のだという基本的考えで私は外交がここまで行わ 日本の経済にも有益で、かつ中国の民主化も進む が我が国の国益にもかなうと、中国の経済発展は 改革・開放路線を支持して中国を成長させること の経済大国になるという結果になりました。 〇年にはついにGDPで日本を抜いて世界第二位 れてきたんだろうと思います。いや、日本だけで これまでの我が国の対中国の基本的な政策は、

らでしょうか。 しましたが、この対中国のODA、拠出総額は幾 年、四十二年間行われて、まあ二〇二二年に終了 しかし、現実はどうか。 ここでお伺いします。 一九七九年に始まった日本のODA、二〇二二

|○政府参考人(遠藤和也君) す。 お答え申し上げま

サプライチェーンはもう中国なしでは成り立たな でもないと思いますし、経済においても、 ○榛葉賀津也君 これだけ拠出して、今の中国見 力が約千八百六十億円でございます。 いますし、中国の軍事拡張は皆様方に説明するま し、台湾有事の緊張感はかつてないほど高まって ベットやウイグルでの人権弾圧は更に激しさを増 てみると、結果として、台湾がのみ込まれ、チ 円、無償資金協力が約千五百七十六億円、 ますけれども、円借款が約三兆三千百六十五億 いほど大きくなっているわけでございます。言う 業が終了した対中ODAの累積の供与額でござい 七九年に開始されまして本年三月末で全ての事 世界の 技術協

> ピルズベリーは百年マラソンという言葉をおっ ンスターチャイナが生まれていたと。マイケル・ れて、欧米列国、日本も含めて、気が付いたらモ ていく必要があるんだろうと思います。 しゃいましたが、大変これは私はしっかりと考え なれば、民主化なき経済発展が中国で推し進めら

質問をしたいと思うんですけれども、これまでの 策決定をし、それを履行してきたんだろうと思い が国の外交官がその時々でベストの判断をして政 議員であります。歴代の政治家や極めて優秀な我 でしょうか いう対中国政策、このアプローチは正しかったん 我が国のこの経済を通じての民主化改革を促すと ます。ただ、あえて素人だからこそ大臣に大きな 外交の専門家でもありませんし、一野党の

年には北京オリンピックを開催、そして、二〇一

迎えたわけですが、日中関係においては、 ように、日中両国、今年、国交正常化五十周年を ○国務大臣(林芳正君) 今委員の御指摘のあった ておるわけでございます。 な可能性とともに数多くの課題や懸案が存在をし 時々の状況に応じ、今委員からも御指摘があった ように、様々な問題があり、現在においても様々 その

のアメリカにおける中国に対する見方を反映して 領、当時のですね、演説の草稿を作ったんではな いかと言われているような方でおりまして、一つ ルズベリー、これは、あの有名なペンス副大統 いると言っても過言ではないかと、こういうふう メリカ等でも、今委員から御指摘のありましたピ あるということは承知をしております。また、ア に思っております。 我が国の対中外交政策について様々な御意見が

的な日中関係、これを日中双方の努力で構築して 責任ある行動を求める、そして諸懸案も含めて対 話をしっかりと重ねる、そして、この気候変動や 国とは、やはりこの主張すべきは主張する、この と繁栄に対して大きな責任を有しております。中 パンデミック、こういったような共通の諸課題に この現在の日中両国、これは地域と世界の平和

いくということが重要であるというふうに考えて

非その感想をお伺いしたいと思います。 いかという議論がありますが、これ、両大臣に是 わゆる十四億人の中国ではなくて、その十四分の んではないかとはっきりおっしゃっています。い 身を含めて、米国が中国を過小評価してしまった 中国という国を見誤ったんではないかと、 すが、最大のミスは、アメリカ含めて西洋諸国が ニクソン訪中まで遡っていろいろ評価されていま ○榛葉賀津也君 ピルズベリーは、一九七二年の 一足らずの中国共産党の本質を見誤ったんじゃな 自分自

作、 の演説ということがあったわけでございます。 ころ、先ほどちょっと申し上げたペンス副大統領 なのかなと、こういうふうに思っておりましたと の専門家の中で少なからずあると、こういうこと ざいます。こういう考え方がアメリカの対中政策 く前に読んで大変印象深く感想を持った記憶がご ○国務大臣(林芳正君) そのピルズベリー氏の著 アメリカの対中政策は、時代時代の環境の中 百年マラソンというものは、もう私も十年近

な考え方でしっかりと対応してまいりたいと思っ くかということであろうと、こういうふうに思っ ざいますので、大事なことはこれからどうしてい 努力を重ねてきた結果ここにいるということでご し、我が国においても、我々の先達がそうやって として申し上げればそういうことでございます 政策を論評するわけではございませんが、一般論 うと、これはアメリカについてはもちろん他国の まえて考えられるベストな選択をしてきたんだろ の都度その都度、まあその時点の国際環境等も踏 いますが、先ほど委員がおっしゃったように、そ いろんなことがあったと、こういうふうに思 エンゲージであったりコンテインであったり 先ほど申し上げましたような基本的

た点につきましては、 ○国務大臣(浜田靖一君) れば、私が十三年前に防衛大臣をやっていたとき 我々防衛関係の人間からす 委員から御指摘のあっ

| と今とを比べれば、これはもう圧倒的な防衛力の | が起きているのではないかなというふうに思って | りましたので、そういう意味では、この十数年間 の間におけるその経済の発展というのが大変影響 中で、やはり経済力というのが大変伸びた頃であ いるわけであります。 としてあるわけでありますが、この時代の変遷の 能力が上がっているというのは、これはもう評価

| うに、将来に向けてどうこれに対応していくの 一臣からおっしゃったように、お話がありましたよ うふうに思っておるところであります。 すれば、これからもしっかりと見ていきたいとい か、極めて重要だと思っておりますので、我々と 今後とも、それはしっかりと、やはり今外務大

うございます。 ○榛葉賀津也君 極めて誠意ある御答弁ありがと

す。 ですが、独り言を言わせていただきたいと思いま 思いますので、 前原先生中心に、我々もその一角に入って、それ 文書が整備されると聞いていますので、我が党は に対するきちっとした考え方を示していきたいと 最後に、これは外交、防衛とは全く関係ないん 我々、小さな党ですけれども、年末には防衛三 是非御指導賜りたいと思います。

立の観点において極めて正常ではない状況が今行 不正常な状況にございます。野党が審議拒否をし なかったんですけれども、実は今、国会が極めて 前中になりました。午後だったらこれ言うつもり 質問する予定が、国会予定、日程の変化で私は午 われているというふうに思っております。 ているとか、そういう不正常ではなくて、三権分 先月の二十五日に、自民党の後藤茂之先生が経 今日、実は質問の順番が変わりまして、午後に

でございます。今日の午後の本会議でこれが解消 じ日に、衆議院で裁判官訴追委員に後藤先生が任 済再生担当大臣に御就任されました。しかし、同 臣と立法府の役割と二つを担っているということ す。この日を境に、いまだもって後藤先生は、大 命されるという珍事が実はあったわけでございま

> という極めて重要な国家の基本的理念に、 悪いと思っているんですね。つまりは、三権分立 無論、これは憲法違反ではありません、法律違反 をチェックする極めて重要なポストであります。 判官訴追委員会の委員というのは、立法府が司法 されると聞いておりますが、言うまでもなく、裁 でもありません。しかし、私はそれ以上にたちが 反するからであります。 原則に

す。ここを揺るがすような事態をやっぱり与党・ う普遍的な価値観をしっかりと持っている、これ の支配、基本的人権、三権分立といった、こうい が、我が国の最も強さは、民主主義であるとか法 ンターがあると思いますが、地味かもしれません がかの国に負けない我が国の底力だと思っていま 政府がつくってはならないと思うんです。 私は、対中国や対北朝鮮、 様々な対抗策やカウ

り、三月二十三日、山梨県上空で空中給油を実施 け、ようやく二十五日、南関東防衛局が県に対し した。十月四日、山梨県が文書で要請したのを受 月の時点でも米側に確認中という答弁に終始しま 影されました。当委員会でも我が党の井上哲士議 米軍機が空中給油訓練を行う様子が住民により撮 ○山添拓君 日本共産党の山添拓です。 て事実関係を報告しました。指摘されていたとお と緊張感を持ってこれからも対応してまいりた したというものでした。 員が繰り返し指摘してきましたが、防衛省は、五 い、そのことを申し上げて、質問を終わります。 是非、我々野党ですから、その辺にもしっかり 山梨県甲府市上空などで、今年三月二十三日、

に御説明する準備が整ったところであります。 中給油の実態も含めて照会を行い、 実関係だけではなく、在日米軍が実施している空 取りを行いまして、山梨県上空における飛行の事 ○政府参考人(深澤雅貴君) も、本年三月以降、在日米軍司令部との間でやり 防衛省に伺います。 なぜ、確認に七か月も掛かったのですか。 米軍の運用に関するものでありますけれど 本件につきまして 十月に対外的

○山添拓君 いないんですね。 も目撃された情報などについては全然確認されて ところが、三月以外のほかの機会に

か。 じられています。 て、内部で回答内容を調整していると答えたと報 南関東防衛局は、 一体何を調整していたんです 山梨日日新聞の取材に対し

○政府参考人(深澤雅貴君) お答え申し上げま

性から空中給油を行ったものであると。なお、 答があったところであります。 無を含め、運用上の観点から逐一答えないとの回 士演習場において訓練中の米軍機を支援する必要 要に基づいて行ったものであり、具体的には東富 山梨県上空で空中給油を実施したと。 認を行ったところ、米側からは、三月二十三日に の他個別の空中給油については、一般にはその有 三月二十三日以外の事実関係等も含めて今般確 運用上の所 そ

〇山添拓君 その点は後から伺います。

国会で答弁しています。 の米軍機に当てはまると、当時の稲田防衛大臣が となりました。同時に、その際、日米間では、 を確認したとし、これはオスプレイに限らず全て 後とも空中給油訓練は陸地から離れた海域の上空 調査の継続中から訓練を再開し、それ自体大問題 市の海岸浅瀬に墜落、大破しました。米軍は原因 中給油中に給油ホースがプロペラに接触し でしか実施せず、 二〇一六年十二月、米海兵隊のオスプレイが空 陸地の上空では実施しないこと 資料もお配りしておりま 今

と確認したものですね。 あるから陸地の上空では実施しない、 防衛省に伺いますが、空中給油は危険な訓練で 海域で行う

〇政府参考人(深澤雅貴君) お答え申し上げ

県名護市沖での米軍オスプレイの不時着水事案を けれども、これにつきましては、平成二十八年十 一月に空中給油訓練中に発生をいたしました沖縄 御指摘の当時の稲田防衛大臣の答弁であります

す。 
 は実施しないとの認識が確認されたものでありま は実施しないとととしており、陸地の上空でしか実施しないこととしており、陸地の上空では実施しないとの認識が確認されたものでありま なまがしないとの認識が確認されたものでありま なまがしないとの認識が確認されたものでありま なまがしないとの認識が確認されたものでありま なまがしまが、 
 は実施しないとの認識が確認されたものでありま なまが 
 はまが 
 はま

○山添拓君 それは、空中給油が危険な訓練であるから陸地の上空ではなく海域の上空でとしたもるから陸地の上空でとしたもるから陸地の上空でとしたものだと、それは、空中給油が危険な訓練であ

○政府参考人(深澤雅貴君) お答え申し上げま

てございます。全対策を講じて実施しているものと承知をいたしを対策を講じて実施しているものと承知をいたしまり、米軍は起こり得る様々な状況を想定した安めり、米軍は起こり得る様々な状況を想定した。

ます。
合的に勘案し実施しているものと理解をしておりば、米軍は訓練の安全性や教育訓練上の所要を総ば、米軍は訓練の安全性や教育訓練上の所要を総

全性のためではないんですか。
○山添拓君 ちょっとお答えいただいているんでですよ。私はなぜ海域の上空かと聞いているんでですよ。私はなぜ海域の上空かと聞いているんで

す。

○政府参考人(深澤雅貴君) お答え申し上げま

ます。

○山添拓君 危険な訓練だから海域の上空で行う

○政府参考人(深澤雅貴君) 繰り返しの答弁で恐の所要を総合的に勘案して実施しているというこの所要を総合的に勘案して実施しているというこ縮でございますけれども、空中給油訓練について縮でございますけれども、空中給油訓練について

(軍副一する者あり)

○委員長(阿達雅志君) 速記を止めてください。

| ○委員長(阿達雅志君)| 速記を起こしてくださ

得るというふうに考えてございます。目的とする教育訓練上の所要に基づくものがありこれは例えば、専ら空中給油に係る技能の習得をごれは例えば、専ら空中給油に係る技能の習得を

実施をしておるということでございます。りますとか教育訓練上の所要を総合的に勘案してりますとか教育訓練上の所要を総合的に勘案してるの訓練につきまして、その訓練の安全性である。

○山添拓君 まだお答えいただいていないんです。

○政府参考人(安藤敦史君) お答え申し上げま行う場合も海域上空で行っていますか。 一応伺いますけれども、自衛隊機が空中給油を

自衛隊におきまして陸地上空での空中給油の実育の窓の経路上などの洋上で実施しておりまる訓練を除きまして、国内の訓練区域や国外と往る訓練を除きまして、国内の訓練区域や国外と往る訓練を除きまして陸地上空での空中給油の実

○山添拓君 二○一八年十二月には、岩国基地所 属のKC130が高知県沖で戦闘機に空中給油を認め きました。空中給油は、給油機と補給される機体 とが速度や距離を一定に保つ必要があり、事故が とが速度や距離を一定に保つ必要があり、事故が 絶えません。危険だからこそ、米軍も自衛隊も海 絶えません。危険だからこそ、米軍も自衛隊も海 絶えません。危険だからこそ、米軍も自衛隊も海 が、今回、米軍は山梨県上空での空中給油を認め が、今回、米軍は山梨県上空での空中給油を認め ました。

確認に反するのではありませんか。 大臣に伺います。稲田大臣が答弁した米側との

○政府参考人(深澤雅貴君) お答え申し上げます。

向上させ、実効的な対処態勢を確保する上で不可 所要に基づいて空中給油を行ったものであり、そ のような空中給油は、在日米軍の運用の柔軟性を は実施しない旨説明してきているところです。 離れた海域の上空でしか実施せず、陸地の上空で に基づくものがあり得ると考えておりますが、そ ります。 うした訓練につきましては、従来から、陸地から も答弁申し上げましたが 欠な機能を果たすものであるとの説明を受けてお らは、空中給油訓練との説明ではなく、運用上の に係る技能の習得を目的とする教育訓練上の所要 また、今般の防衛省からの確認に対し、米側か 御指摘の空中給油訓練につきましては、先ほど 例えば、 専ら空中給油

性が取れないとの認識はございません。中給油を行ったことをもって過去の答弁との整合したがいまして、今般米軍機が山梨県上空で空

○山添拓君 海域で行うとを確認したのは空中 油、だからそごはないと、こうおっしゃるんです 油、だからそごはないと、こうおっしゃるんです か。

○国務大臣(浜田靖一君) 今政府参考人から答弁 があったとおりでありまして、運用上の所要に基 があったとおりでありまして、運用上の所要に基

今お話があったように、我々とすれば、海において訓練をする回数というのを、やはり米軍側はいて訓練をして、安全上、要するに訓練をすることによって今度はどこで空中給油しても大丈夫なように、そのための海における訓練ということがあると私どもは考えておるわけで、ということがあると私どもは考えておりません。ということがあるとは考えておりません。ということがあるとは考えておりません。ということがあるとは考えておりません。ということがあるとは考えておりません。ということがあるとは考えておりません。

は、二〇一七年三月十三日の参議院予算委員会大臣が答弁されたので伺いますが、安倍元総理

要 明は当時していないですよ。

「安介しているんですね。米軍との確認で、空中給
は、治訓練と訓練機への空中給油が違うなどという説
というよしているんですね。米軍との確認で、空中給
は、まさに空中給油中に起

○国務大臣(浜田靖一君) 基本的に訓練でありますので、その意味では、その目的は何かといえば、これは事故を起こさないための訓練を行ってば、これは事故を起こさないための訓練を行ってば、これは事故を起こさないための訓練を行ってといるということがまず前提としてあるわけでありますので、その意味では、その目的は何かといえ

じゃ、伺いますけれども、空中給油訓練は危険たものだと、そう言いたいんですね。合い添拓君 当時からそういう認識で答弁している。

もあるんですか。 もあるんですか。 を注いら降上でも構わない、それ根拠で だから海上で行わなくちゃいけない、しかし空中

○国務大臣(浜田靖一君) それはちょっと話が別でございまして、要するに、海で訓練をするというのは、やはりどこまで限界があるかということをやはり上げていくわけですんで、やっぱりそこでおいて事故を起こさないための訓練をしているわけでありますんで、そこのところの考え方の相違というのは、これはちょっと我々とすれば説明のしようがございませんが、少なくとも、海上でのしようがございませんが、少なくとも、海上でのしようがございませんが、少なくとも、海上でのしようがございませんが、少なくとも、海上でのしようがございませんが、少なくとも、海上でおいます。

 ○山添拓君 いや、ですから当時区別はされていないんですよ。空中給油訓練か空中給油なのか、 区別した答弁なんかされていないんですよ。
 区別した答弁なんかされていないんですよ。
 工十三日のほかに、三月九日、二十四日、六月月二十三日のほかに、三月九日、二十四日、六月月二十三日のほかに、三月九日、二十四日、六月二十四日、六月四日、今年だけで少なくとも計七回、米軍機の空中給油が日撃されています。

油なのか、米側に確認されたんですか。これらは空中給油訓練なのか、それとも空中給

中給油やりたい放題になるということですよ。 のしようがないと思うんですね。これ、危険な空 陸域も認めたと言っている空中給油なのか、区別 で行うべき空中給油訓練なのか、それとも政府が よ。運用上の所要だと言いさえすれば、海域上空 〇山添拓君 これは区別なんかしていないです は、一般にはその有無を含め運用上の観点から逐 であると。なお、その他個別の空中給油について 軍機を支援する必要性から空中給油を行ったもの り、具体的には東富士演習場において訓練中の米 は、三月二十三日に山梨県上空で空中給油を実施 行ったところ、米側からの回答といたしまして したと。運用上の所要に基づいて行ったものであ 一答えないとの回答があったところであります。 しかも、米軍は従来から実施していると言って 三月二十三日以外の事実関係等も含めて確認を

○政府参考人(深澤雅貴君) お答え申し上げまいます。いつからやっていたんですか。

ことであり、承知をいたしておりません。 対策を講じた上で従来から実施しているという説明があったものでありますけれども、いつからからを講じた上で従来から実施しているという説

さ、委員会に報告いただきたいと思います。
○山添拓者
これは、総理答弁も含めて、過去の答弁との整合性が問われる問題です。確認いただ

○山添拓君 もう一度伺います。ては、後刻理事会において協議をいたします。では、後刻理事会において協議をいたします。

か。
か。
か。

のは陸地で離れた海域で、上空でしかせず、しな神というものに対して、こちらでも、訓練という中には、当然のごとく、この今のお話にあった訓中には、当然のごとく、この今のお話にあった訓中には、当然のごとく、この今のお話にあった訓

いということでございますので、我々とすれば、いということでございますので、それこそ安全性を防衛関係の訓練というのは、これは当然のことであって、をするというのは、これは当然のことであって、で、我々とすれば、

の案件だというふうに考えます。

〇山添拓君 これは開き直りですよ。 資料の二ページ、御覧いただければ分かります する、そういう空中給油なんですよね。総じて訓練ですよ、全体が。実戦だとでも言うんですか。 練ですよ、全体が。実戦だとでも言うんですか。 そうじゃないですよね。空中給油は海上で行うという総理答弁がほごにされて、そのことに抗議すらしない、むしろ当然だと開き直られる。住民の安全が脅かされている問題です。危険な空中給油はやめさせるべきだと指摘をしたいと思います。 井野防衛副大臣に伺います。

であるだといいます。 と世界平和統一家庭連合の頭文字を組み合わせ字と世界平和統一家庭連合の頭文字を組み合わである。 と世界平和統一家庭連合の頭文字を組み合わせたものだといいます。

事実でしょうか。 格などは福田氏らがやっているということです。 格などは福田氏らがやっているということです。 経などは福田氏らがやっているということです。 の取りまとめや井野事務所との連係 で表の斉藤優群馬県議によれば、俊世会の設立

○副大臣(井野俊郎君) 会の発足が誰の提案かまではちょっと私は存じ上げていません。あくまでではちょっと私は存じ上げていません。あくまでではちょっと私は存じ上げていません。あくまでも、斉藤県議さんの方から、井野さんの国政報告を聞きたいという人たちがいるから来てくれないかという申出があり、その旨、了解といいましょうか、それに従って出席等をさせていただいたとうか、それに従って出席等をさせていただいたという。

○山添拓君 福田氏とのやり取りもあって、了解

○副大臣(井野俊郎君) 確かに窓口としては福田 か場所ですか、そういったものをさせていただい さんという方が窓口となって、日程調整であると

> ○山添拓君 先ほど、小西議員の質問に、斉藤県 んですか。

○山添拓君 なぜ解散するように求めたんですだったというふうに記憶をしております。 私覚えていませんけれども、まあ一週間前ぐらい私覚えていませんけれども、まあ一週間前ぐらいという。

○副大臣(井野俊郎君) 私自身、その俊世会の活の旨お伝えをさせていたださました。○副大臣(井野俊郎君) 私自身、その俊世会の活動自体が全然最近はなかったということもあった動自体が全然最近はなかったということもあった動ということもあった動自体が全然最近はなかったということもあったか。

○山添拓君 私は、二十日の予算委員会ではそのことには触れていないんですね。その後、俊世会についてしんぶん赤旗の報道はありましたけれどはならないのか。統一協会の関係者が一人、二人ばならないのか。統一協会の関係者が一人、二人はならないのか。統一協会の関係者が一協会関係のいることによって、それは全体が統一協会関係のいることによって、それは全体が統一協会関係のいるのはほとんど統一協会の関係者で構成されているのはほとんど統一協会の関係者で構成されているのはほとんど統一協会の関係者で構成されている。

〇副大臣(井野俊郎君) 俊世会についての私のます認識をちょっと申し上げさせていただくと、福田さんという方が、まず、統一教会の御信者ないしはそういう所属している団体等については、説明は私の方ないしは事務所には一切ございませんでした。ですが、斉藤県議さんであったり、周囲の状況といすが、斉藤県議さんであったり、周囲の状況といいましょうか、うわさ話とか、そういったもろもと。ただ、その教団内でのどういう立場の方々かということの認識はなかったんですけれども、恐ということの認識はなかったんですけれども、恐らくそういう関係者なんだろうなということの認識はなかったんですけれども、恐らくそういう関係者なんだろうなというような認識は持ってございました。

い たのかということも分かりません。 果ていただいた方々について、まず私は、どんなち 東ていたがも分かりませんし、信者の方が何人いた けていたかも分かりません、私が集めて、声掛ら 来ていただいた方々について、まず私は、どんなら 大のかということも分かりません。

す。

さいうような措置をとったということでございまいがようなことはよくないだろうということでそうので、一人でもそういう関係者の方がいらっしゃるいがような措置をとったということでございまいがような措置をとったということでございましたので、赤旗等の御指摘もありましたのす。

○副大臣(井野俊郎君) 正直言えば、数年前ぐら

○山添拓君 予算委員会では単なる支持者ではないですね。しかし、後援会の中心メンバーを担っていた方であれば、これ会がでする。

した。

これは当然のことと述べま

の、辞職してもらう、これは当然のことと述べま

の関においても、その任命以後接点が見付かった

内閣においても、その任命以後接点が見付かった

内閣においても、その任命以後接点が見付かった

か。

ことになります。これはお辞めになります
きたことになります。これはお辞めになります
の関係者が多いことを認識されながら存続させて

方々、当然、福田さんとも連絡を取り合ったことろいろな指摘があって以降は、私自身はこのの副大臣(井野俊郎君) 今回の問題発生以降、い

その上で、今回、赤旗等の御指摘もありました

合ったことはございません。お話ないしは、そういった方々とも連絡を取りもございませんし、その関係者と思われる方とも

○山添拓君 解散させようともされてこなかった 接点はないというふうに認識しております。 と私も分かりませんけれども、そういう意味では と私も分かりませんけれども、そういう意味では とれらないと解散するのかどうかはちょっ ですので、後援会というものが正式にどのよう

○山添拓君 解散させようともされてこなかった

山田副大臣に伺います。

(すか。) 自民党の自主点検で報告されなかったのはなぜ

○委員長(阿達雅志君)

申合せの時間が参りまし

○副大臣(山田賢司君) ありがとうございます。 自民党の調査の場合において、様々な論点について、項目について調査するようにという指示がいて、項目について調査するようにという指示がなく思いますけれども、ただ、先々週ぐらいに、先週ぐらいでしょうか、この問題がメディア等で取り上げられるようになりまして、で、私自身、海外出張中でございまして、それを事務所の方に確認するようにということで確認をさせました。帰国は、二十七日に帰国しまして、直ちにその事実関係を再度確認しまして、推薦書に署名しているということが明らかになりましたので、翌日かということが明らかになりましたので、翌日かといます。

ましたよね、昨年のことですから。 (の山添拓君) 私が伺っているのは、自主点検の際にも推薦確認書を結んでいたことは認識されている (日本) 発表をさせていただきました。

りましたけど、これが話題になって、改めてどんかに、何らかのものには署名したという認識はあ名前なのか何なのかということが分からずに、何名前なのか(山田賢司君) いえ、推薦確認書という

いうことでございます。て、これ包み隠さず御報告をさせていただいたとなものに署名したのかということを調査しまし

○山添拓君 何らかのものとおっしゃいました

んでいた事実を御存じでしたか。山田氏を副大臣にと申し出た際、政策協定まで結き、大臣の申出により内閣が任命します。大臣は副大臣は、国家行政組織法十六条五項に基づ

○国務大臣(林芳正君) 今、山田副大臣から答弁で、あっ、申出の後でござが、それは当然申出の前がありました件については、直接副大臣から御報がありました件については、直接副大臣から答弁

申し出られたんでしょうか。
○山添拓君 知っておられたら副大臣にするよう

○山添拓君 大臣がその事実を、政策協定の事実を御存じであったら副大臣にするよう申し出ることはなかったのではないかと私は考えますが、時間が来ましたので今日は質問をしませんけれども、統一協会あるいはそれと一体の国際勝共連合による自民党議員との政策協定は、韓国に本拠を置く団体が自民党を通して内政に干渉してきた疑惑です。自民党としてはもとより、政府としても感です。自民党としてはもとより、政府としてもあるということを指摘して、質問を終わります。 ○委員長(阿達雅志君) 午後二時に再開することとし、休憩いたします。

午後零時三十一分休憩

午後二時開会

○委員長(阿達雅志君) ただいまから外交防衛委

として高橋光男君が選任されました。本日、矢倉克夫君が委員を辞任され、その補欠委員の異動について御報告いたします。

○委員長(阿達雅志君) 休憩前に引き続き、外交、防衛等に関する調査を議題とし、質疑を行い交、防衛等に関する調査を議題とし、質疑を行い

○佐藤正久君 自民党の佐藤正久です。質疑のある方は順次御発言願います。

をはいう話ありましたけれども、重厚かつスマートな大臣だと私は思っておりますので、政府とこい立法府、しっかり課題について議論して、前のの立法府、しっかり課題について議論して、前の方に進めるという形にしていきたいと思います。 まず、資料一、これを御覧いただきたいと思います。

事項となっており、中国の動向について慎重に注 の不足と相まって、 向等は、その軍事や安全保障政策に関する透明性 国への情勢認識、これを伺いたいと思います。 略策定時と比べて、大臣の安全保障面から見た中 おりますけれども、世論調査でも、中国への日本 議における岸田総理の発言録であります。まさに 視していく必要がある旨、述べております。 まして、中国について、中国の対外姿勢、軍事動 ○国務大臣(林芳正君) 佐藤委員から身に余るお 言葉を賜りまして、ありがとうございました。 国民の厳しい見方が増えています。前回の安保戦 現下の厳しい安全保障環境というふうに言われて 御指摘の二〇一三年の国家安全保障戦略におき これは、防衛力の抜本的強化のための有識者会 我が国を含む国際社会の懸念

現在も日中両国間には様々な懸案も存在いたし現在も日中両国間には様々な懸案も存在いたします。尖閣諸島をめぐる情勢、東シナ海、南シナます。尖閣諸島をめぐる情勢、東シナ海、南シナます。尖閣諸島をめぐる情勢、東シナ海、南シナます。尖閣諸島をめぐる情勢、東シナ海、南シナ

ば、真剣に有事を考えた場合、例えば川嶋局長、の一つに継戦能力というものがあります。例えれてから細部議論したいと思いますけれども、そ力を抜本的に強化すると、後ほど防衛大臣が来ら力を抜本的に強化すると、後ほど防衛大臣が来ら

か。川嶋局長は防護マスクとか鉄帽とかお持ちです

持ってはおりません。 する者あり)個人でということでございますか。 (発達)

ときに危機管理を担う。それは、副大臣も政務官 化、こういうのをやっていただきたいというふう も、個人用装備がないんですから。それじゃ本当 てはそういう備蓄すらないんですよ。 いろんなところに移動します、ずっと指揮所にい 総理大臣もないんですよ。いざというときに当然 ですね。防衛省の職員も自衛隊員で、いざという はやっぱりいけないわけで、そういうことを含め に自分を、身を守る。これ、危機管理要員につい ん。実は外務大臣も持っていないと思いますよ。 も個人装備の鉄帽も防護マスクも持っておりませ 〇佐藤正久君 委員の方々、実はこれが実態なん に思います。 て、今回、有識者会議含めて、防衛力の抜本的強 るわけじゃありませんから。いざって考えたとき 防護マスク

ここの資料の方に、防衛力を抜本的に強化してもすると、よく言われるように、これに、NATO基準のように海上保安庁の予算とか、あるいはその恩給の予算とか、あるいはここにあるような科学技術、公共インフラのような予算を入れてしまうと、まさに水増しどころか水膨れのような感じになってしまって、肝腎の中身、この防衛力の度水の部分が増えないと防衛力の抜本的に強化してらないと思います。

衛省の見解を何います。増やすということにあると思いますけれども、防増やすということにあると思いますけれども、防強化の幹は、中心は防衛力、自衛隊のまさに力を強さにこういう、今回の議論、防衛力の抜本的

に必要な予算をしっかり確保していく考えでござ を排除せず現実的に検討し、 衛隊の能力強化の在り方についてあらゆる選択肢 ためどのような装備品等を装備すべきかなど、自 現実に向き合い、将来にわたり我が国を守り抜く こういった観点から、我が国が直面する厳しい 防衛力の抜本的強化

ば、 ○佐藤正久君 まさにこの、そこが強くなけれ やっぱり国はしっかりと守ることができな

するという部分がなければ、これも実際動かない しっかりしなければ、防衛ニーズからアプローチ に、やはり科学技術、 というのも事実だと思います。 ただ一方で、この総理の発言にありますよう 公共インフラというのも

資料二、これを御覧ください。

いけないというふうに言えると思います。 はり総理が言われるように省庁横断でやらないと これではなかなか、これからまさに戦う中におい れは約千六百億円が政府、防衛省は三十二億円。 えば量子技術、十五か月予算で政府全体で八百億 てAIもロボットも非常に防衛の方が少ない。や これはCSTIの資料を基に作ったもので、例 防衛省はたった二千二百万円です。AI、こ

というものです。 くなれば四五%の、研究開発を、税で控除しよう うのは延長するもので、最大五○%、コロナがな さらに、防衛省が今回、九省庁と連携して提案 、これを、資料二見てください、この税制とい 何とかしようとしている研究開発税

にこれはという技術についてはしっかり防衛と は、 わけです。でも、今有識者の方で議論しているの 研究開発からキリのものまで全部合わさったのが チングしていません。これは、 この税制改正で、だからこの九省庁でやっている ただ、これは今の有識者会議の議論と全くマッ まさに防衛に必要なエマージング技術、 高いピンの技術、 本当

> めにも、 は七割、八割の控除をしますというぐらいのイン 各、文科省が連携してやらないと。これはまさに 究やろうとするんであれば、リスクを軽減するた リスクを回避をして、これから大事な技術を、研 マージング技術に寄っていかないんです。本当に センティブ与えないと駄目だと思います。 CSTIの思いだと思いますし、NSSの思い。 まさに、今回のこの議論、省庁を、壁を破って だけど、これが、この税制のままだと全然エ 補助金だけではなく、こういう研究開発

ります。 にも円滑につなげていくことが重要だと考えてお の技術力を結集し、安全保障を含めた国力の強化 スタートアップ企業やアカデミアも含め、 我が国 得るものであると考えております。したがって、 進められているAIや量子技術といった先端技術 ○副大臣(星野剛士君) 向き合ってやるということが大事だと思いますけ 横断的に将来しっかり守るための議論というもの れども、内閣府副大臣の御認識をお伺いします。 が国を取り巻く安全保障環境に大きな影響を与え をやって、これはまさにCSTIの方も防衛省と には様々な応用可能性があります。その進展は我 官民を問わず研究開発が

まいりたいと考えております。 に考える有識者会議における議論も踏まえなが 内閣府としても、国力としての防衛力を総合的 関係省庁と連携をしてしっかりと取り組んで

○佐藤正久君 ありがとうございます。 で言うほど簡単なものではないと。 資料三を御覧ください。 ただ、 П

は協力しないというこの現実が、副大臣、 軍と関係する部分と技術協力ができるというふう になりました。一方で、自衛隊の方には学術会議 によって学術会議は、中国の共産党配下、つまり 下の中国科学技術協会の代表との覚書です。これ これが二〇一五年に日本学術会議と共産党の配 ありま

これが、 さらに、この資料四を見てください 同じ二〇一五年、習近平がトップと

> 国を挙げて、大学やあるいは企業、そして政府等 の資料ですけれども、見てください。このぐらい に立ち向かわないけないんですよ。 なって軍民融合発展委員会と、これは経済産業省 一体となってやっている。これに、 副大臣、これ

め、連携強化の在り方について現在関係府省と議 ジェクトに防衛省の研究者が参画する仕組みを含 る仕組みをつくることが重要であり、個々のプロ た中、防衛省独自の投資拡充に加え、政府が推進 戦闘様相を一変させ得ると考えられます。こうし はり軍民、 ○副大臣(井野俊郎君) 先生御指摘のとおり、や 部科学省、 す、ロボットについても、サイバーについても。 のプロジェクトに防衛省のニーズをマッチングす ある形で活用していくということが重要です。 する研究開発事業の成果を防衛分野で真に意味の ていくと、そういう考えはございますか。 衛省だけではかなり無理な部分がいっぱいありま これから防衛ニーズを基にしっかりCSTIや文 政府の研究開発プロジェクトのうち防衛省以外 防衛省、やっぱりこういうことを考えると、防 民生の先端技術というものは、 いろんなものと打って出ると、 将来の 連携し

仕組みが構築できるよう、積極的に取り組んでま いります 論しているところであります。 防衛省としても、 防衛力の抜本的強化に資する

サイバー分野で提案しておりますけれども、 学園都市的なものを横須賀につくるということを ば無理ですから。ここはしっかり、 かり対応の方、お願いしたいと思います。 な形で、省庁、本当横断的にやってもらわなけれ よっては防衛省だけではなく、NSSもかむよう の予算の分捕り等ありますから、これは場合に んから。物すごい学術会議の壁、 ○佐藤正久君 副大臣、これは本当甘くありませ いと思います。 次に、資料五、資料六、これを御覧いただきた あるいは各省庁 私は第二筑波 しっ

インフラです。自衛隊が幾らいい装備を持って 今回の有識者会議のもう一つのポイントが公共

> 諸島の空港を見てください ものですけれども、これ、まず空港、 とができません。これは防衛省の資料を抜粋した も、インフラがなければこれは能力を発揮するこ 沖縄の南西

だけでは絶対できません。これはBバイCという 観点でこれはインフラ整備をやる。これは防衛省 宮古しかないんです。それ以外の有人離島には海 がこの空港やこの港の状況になっています。 含めたトータルでの検討がされてこなかった結果 では使えないと。これは滑走路の長さだけではな 上自衛隊の輸送艦入れませんから。 自衛隊の輸送艦が入れる先島の有人島は、石垣と こういうものを含めて、まさに今回、総合的な P1もP3Cも下地島空港以外はほとんど先島 今まで国交省と防衛省あるいは海上保安庁を この滑走路の厚さの問題にもあります。これ 海上

強調されており、防衛省からはニーズは聞いてお もう国交大臣はBバイCの観点というのを盛んに 駄目です。予算委員会でもこれは質問しました。 は話にならないんですよ。 りませんという明確な答弁がありました。これで 論理を国交省が持ち出せば持ち出すほど、これは やっぱり今まさに防衛力の抜本的強化をやるの

横断的にやるべきだと思いますけれども、 であれば、真に使える公共インフラ、これを省庁 大臣のお考えを伺います 国交副

国全体として必要とされる総合的な防衛体制の強 があったとおり、政府内の縦割りを打破し、 回有識者会議におきまして、岸田総理からも発言 ました国力としての防衛力を総合的に考える第一 ラの活用につきましては、九月三十日に開催され ○副大臣(石井浩郎君) お答えいたします。 化策を検討していく必要があるものと認識をして おります。 佐藤委員御指摘の有事の際における公共インフ 我が

ら、公共インフラの活用の在り方等につきまし 衛隊の部隊展開や住民保護のニーズを確認しなが 管しております国土交通省といたしましても、 このため、空港や港湾などの公共インフラを所 自

政府全体での検討に参画してまいりたいと考

議論していただきたいと思います。 これ使えないんですよ。この辺り含めていろいろ おりますけれども、三千メーターのある滑走路、 今使われていない。LCCがちょっと離発着して れが県管理、あるいは変な覚書のためにほとんど ろんなところで発信をされております。でも、こ ○佐藤正久君 下地島空港の自衛隊の活用にはい 是非これはお願いしたいと。特に

か生活の安定が図れるものだというふうに思いま 経済財政の在り方、基本的な考えについても議論 ているのは、資料一にあるとおり、これを支える 一定程度負担することによって日頃のなりわいと いう言葉があるように、これは国民がある程度、 全体で支えるべきものだと、国防は最大の福祉と していただきたいというふうに言っています。 そしてもう一つ、総理が今回この会議で言われ やはり私は、この防衛というのはやっぱり国民

す。文科省が造る人工衛星には建設国債が使え 建設国債は使えません。海上保安庁には使えま は建設国債が使えます。海上自衛隊の護衛艦には ん。でも、海上保安庁あるいは警察の官舎、これ 非常に古い、財務副大臣、古いしきたりがあっ も同じ考えだと思いますけれども、ただ一方で、 保するということがこれは大事で、これは財務省 過性ではなく、しっかりとしたものが安定的に確 については、これはしっかり今回議論をして、一 て、自衛隊が上げる人工衛星には建設国債が使え そういう意味で、この安定的な財源というもの 例えば自衛隊の官舎は建設国債は使えませ

いいんだと。そういう部分も、 になじまないと。でも、これは国民から見たら全 う観点から、将来への投資という部分が建設国債 合によっては、有事、なくなると、損耗するとい く分からない。何で自衛隊の官舎が駄目で警察が これは昔からの縛りで、自衛隊というのは、場 今回、こういう古

いものは見直すべきだと思います。

お聞きしたいと思います。 事だと思いますけれども、財務副大臣のお考えを 方にもしっかり求める分は求めるということが大 基盤、これをやっぱり真剣に議論をして、国民の そういう意味で、今回のしっかりとした財政の

ありがとうございます。 ○副大臣(井上貴博君) 佐藤先生、どうも御指摘

財源力の強化と健全な財政が不可欠であるという 防衛体制を強化するに当たっては、これを支える ふうに思います しさを増す中、今言われましたように、総合的な 先生の御指摘のとおり、安全保障環境が一層厳

臣は御退席いただいて結構でございます。 ○**佐藤正久君** ここで、内閣府副大臣と国交副大 り検討してまいりたいというふうに思います。 家安全保障局などの各省庁と連携を図り、しつか を進めていく中で、財務省としても、防衛省と国 強化の内容、規模、 ますが、その中で、御指摘を踏まえて、防衛力の れないように、経済再生、財政健全化の両立を図 と、軍事的有事の際には、厳しい経済環境の中、 お話がありました、恒常的に要する経費であるこ り、責任ある財政運営を図ってまいりたいと思い 入の両面から検討を含め、必要な安定財源を確保 する財政余力が必要であることを踏まえ、歳出歳 装備品、食料、エネルギー等の需要の増大に対応 ○委員長(阿達雅志君) それでは、内閣府副大 て、中長期的な財政持続可能性への信頼が損なわ している様々な社会課題に対応していく基盤とし することが重要だというふうに考えています。 あわせて、防衛の問題を含めて、我が国の直面 一般論で申し上げれば、防衛費に関しては、今 財源についても一体的な検討

> 日頃は持っておかないといけないと思いますの いうときに自分の身は自分で守るぐらいのものを いは市ケ谷の主要官庁の役人といえども、いざと と思いますから、やっぱり本当に、霞が関やある で、ここはしっかり議論していきたいと思いま すらないということは、これはやっぱりおかしい

総務副大臣にお伺いします。このふるさと納税 次に、資料七を御覧ください

|○副大臣(尾身朝子君) ふるさと納税は、ふるさ で決めることを可能とすることを趣旨として創設 応援する気持ちを伝え、税の使い道を自らの意思 思います 制度の趣旨について簡潔に御説明いただきたいと とやお世話になった地方団体に感謝し、若しくは

税から全額控除するものでございます。 場合に、寄附額のうち二千円を超える部分につい 用し、個人が地方団体に対して寄附金を支出した て、一定額を上限として原則個人住民税及び所得 具体的には、税制上の寄附金控除の仕組みを活 された制度です。

税があるなら、自分たちの税金の一部を自衛隊の と。これは、防衛納税というものが、ふるさと納 い道を自らの意思で決めることを可能とするもの 読み替えると、お世話になった自衛隊に感謝を いると思うんですよ。 方々の福利厚生のために使いたいという人は結構 し、若しくは応援する気持ちを伝え、又は税の使 ○佐藤正久君 まさに、今の趣旨、これを防衛に

民も、総理とか外務大臣、防衛大臣が防護マスク そろえるだけでも実は相当お金が掛かります。国 を正面から問うのが今だと。実は、個人装備品を おり、これはやっぱり国民が負担するということ 〇佐藤正久君 今、財務副大臣から話があったと に六十五席、席を設けて、五万円以上払った人は に何かそれの返礼品、実は、埼玉に狭山市ってあ を少し抑える努力だけではなく、ほかからやっぱ れますけれども、今回、お金が、防衛費が増えま 納税の返礼品は入間の航空祭の際に市役所の屋上 ります。入間基地のそばです。狭山市のふるさと で、やっぱりこの防衛を、納税するという代わり り節税とか税を持ってくるというのも非常に大事 まさにそれは、つまり今回、今財務副大臣おら であれば、その分まとめ買いによって歳出化

臣、国土交通副大臣は御退席ください。

です。 優先的にそれ見せましょうと、これが返礼品なん 何で狭山市がやって防衛省がやらないんだ

等でのまた財源にするとかいろんなやり方ありま 今人気なんです。カメラマンにとっては一番前で 応援したいという人は航空祭、入間なんかは十万 ういうふうに国民が自分の国を守るために自分も 衛納税という部分。これはやっぱり国民が一定程 ずいておられますけれども、やっぱりそういう防 れば、国庫に入った分を、今度はそれは補正予算 というのが今やっていて、それは物すごくこれが 人以上入りますから、こういう人いると思うんで はあると思うんですよ。今、 力演習とかあるいは音楽まつりとかいっぱいネタ すから、これ防衛納税と、まあそうしたら総合火 撮りたいに決まっていますから。すごい倍率なん 度国防に関与すると、負担をお願いする以上、そ しかも、今航空祭なんかも一万円席、五千円席 でも、それは全部国庫に入るんです。であ 小野田政務官もうな

りふるさと納税、今回の防衛力抜本強化に併せて ジングじゃありませんけれども、防衛省はやっぱ これ検討する考えはございませんか。 防衛省、全然、なかなか税についてはチャレン

キュリティー体制強化のための措置の新設の三点 要望といたしまして、航空機騒音対策事業に係る を要望しております。 特例措置の延長、そしていわゆる研究開発税制に 〇政府参考人(石川武君) お答え申し上げます。 係る措置の延長、そして防衛産業のサイバーセ まず、防衛省としましては、来年度の税制改正

当時も言及しているんですよ。要は、菅総務大臣 〇佐藤正久君 まさに、まあ来年じゃなくてもい 意識を持って考えていきたいと思っております。 ういった方法が有効なのか、防衛省としても問題 点から、どういった方法があるのか、 ので、今後、防衛力強化の政策目標を達成する観 いですよ、これはやるべきで、 その上で、ただいま先生の御指摘もありました 実は河野防衛大臣 あるいはど

<sup>^</sup>。 次に資料八、これを御覧いただきたいと思いま

いただきたい。委員の先生方にもシェアしたいん といただきたい。委員の先生方にもシェアしたいん とにあります。国防のためにあります。国防のためにあります。国防のためにあります。国防のためにあります。国防のためにあります。国防のためにあります。自衛隊というのは国防のため たいったけど、道路を走る車両は有税なんです。免 れになってないんですよ。これ、なぜかといった いんですよい。委員の先生方にもシェアしたいん ないんですよい。委員の先生方にもシェアしたいん ないただきたい。委員の先生方にもシェアしたいん ないただきたい。委員の先生方にもシェアしたいる。このツケが今来ています。

今、林大臣も当時税調におられましたからその今、林大臣も当時税調におられませんけれども、これはどう考えてもおかしいんです。同じ防衛目的で船と航空な揺御存じだと思いますけれども、これは光金額じゃないかもしれませんけれども、この部分、これ役人に言うと、ガソリンには色が付いていませんから、そのときの区別して払うのは難しいと、できない論理を言います。ばか言っているんじゃないと。後で還付すればいいだけですから、同じように。その分が、入れた証拠は残っから、同じように。その分が、入れた証拠は残った分から、それを後で補正予算のときに国庫に入った分からそれを振り分ければいいだけの話で。

緒に議論しないと、これはなかなかお願いするとは財務省と話しても、やっぱり主計局なんかも、やっぱり何らかの考え聞かないと、一方的に国民に負担求めるだけではなくて、自衛隊のやっぱりに負担求めるだけではなくて、自衛隊のやっぱりにとる歳出化削減努力と同時に、やっぱり節税という部分にこれすだけではなく、こういう節税という部分、これは財務省と話しても、やっぱり防衛省も予算を増や国民からすると、そっぱり防衛省も予算を増や

料十三、十四。
お十三、十四、これを見ていただきたいんですが。資三、十四、これを見ていただきたいんですが。資料十大臣おられるので、ちょっと飛ばして、資料十大臣おられら中で、もう一点、これ、今日、井上副きに難しいと私は思います。

これは、今日午前中、音喜多委員の方から外務省の在外職員に対する円安、物価高対策についてありました。これ、資料十三にあるように、外務省は一つの仕組みとして、名称位置給与法を考えると、八月、十一月、一月、四月に改定ができるという仕組みがあって、この在勤基本手当で、これで伸び縮みすることができる仕組みになっているんです。ところが、防衛省、悲惨なことにそういうのありませんから。

今、防衛省では、教官、あるいは連絡員、留学生、全部で何か二百十名ぐらいいます。私も留学したときも、一ドル百四十円になって非常につらい思いをしましたけれども、これ実は一年、二年って当たり前で、しかも、軍の場合は配偶者同伴でないと活動ができない、横並びにならないと、当たり前です。だから、みんな奥さんを連れていきます。私も連れていきました、仕事になりませんから。でも、子供が小さければ、置いていくわけにいきませんから、みんな連れていきます。

つまり、形上は、井上副大臣、単身で行っているんですよ、単身で行っているんですけれども、これは旅費法上行っています。でも、実際は、家族同伴というのはほかの国は当たり前なのに、これは赴任じゃなくて、一年、二年の長期出張だからということになって、この資料十四見てもらうように、旅費法からいうと、三十日過ぎると一割減、六十日過ぎると二割減、何と防衛省のこの通達で、九十日過ぎると防衛省だけが三割減なんです。自分で縛っているんですよ。

教えてください。 されているようですけれども、一番新しい状況をこれ、人教局長にお伺いします。今この見直し

〇政府参考人(町田一仁君) お答えいたします。

防衛省におきましては、連絡官等として長期出張者を多数海外に派遣しております。これら長期出張者の日当及び宿泊料については、国家公務員等の旅費に関する法律におきまして滞在日数六十日を超える場合にはその定額から二割を減額して支給することとされておりますが、防衛省におきましては、さらに事務次官通達におきまして満年日数九十日を超える場合に三割を減額して支給することとしておりました。

今般、長期出張者の処遇改善の取組の一環としたといたしました。防衛省におきましては、引きとといたしました。防衛省におきましては、引きとといたしました。防衛省におきましては、引きとといたしました。防衛省におきましては、引きがき長期出張者の処遇改善の取組の一環としいと考えております。

こご、頁長っていこごいて、三削或より〇佐藤正久君 ありがとうございます。

ただ、頑張っていただいて、三割減はなくなっただ、頑張っていただいて、三割減はなくなっただ、頑張っていただいできないという部分が実態にはあります。これはやっぱり、その特殊性に態にはあります。これはやっぱり、その特殊性にない、いろんなやり方あると思うんですよ。本当にこの円安、物価高含めてここ考えないといけなっただ、頑張っていただいて、三割減はなくなっただ、頑張っていただいて、三割減はなくなっただ、頑張っていただいて、三割減はなくなっただ、頑張っていただいて、三割減はなくなっただ、頑張っていただいて、三割減はなくなっただ、頑張っていただいて、三割減はなくなっただ、頑張っていただいて、三割減はなくなっただ、頑張っていただいて、三割減はなくなっただ、頑張っていただいて、三割減はなくなっただ、頑張っていただいて、三割減はなくなっただ、頑張っていただいて、三割減はなくなっただ、頑張っていただいて、三割減はなくなっただいでは、

出も、財务別大臣こ吐壬ハモノまノて一番最切務省もやっぱり一体となって、どういう形が本当に日本の力になるのかという観点から検討していただけないでしょうか。○副大臣(井上貴博君) ありがとうございます。ただけないでしょうか。

私も、財務副大臣に赴任いただいている最中で 現段階でも全省庁そろっているわけではありませ で各省庁にヒアリングをさせていただいて、今、 て各省庁にヒアリングをさせていただいて、今、 ての物価高や円安の状況で海外渡航してい が、ヒアリングをさせていただいて、今、 は、この物価高や円安の状況で海外渡航してい のが、ヒアリングをさせていただいている最中で

す。

ことについては円建ての支給が規定されておりました、委員御指摘のとおり、旅費に関する

そういう中で、特別な事情等により規定によって出張が困難になった場合等は財務大臣の協議をについてもこうした仕組みを通じて適切な支給ができるように、足下の円安、物価高を踏まえて、外務省を始め各省庁連携して協議等に対応し、迅速に進めていきたいというふうに思っています。また、手続についても、できるだけ柔軟に、簡素化して、各省庁の事情に合わせて対応したいというふうに思います。

○佐藤正久君 どうも前向きな答弁ありがとうご

今、井野副大臣も聞かれたと思います。しっか、井野副大臣も聞かれたと思います。

だいて結構でございます。 ここで、財務副大臣、総務副大臣は御退席いた

○委員長(阿達雅志君) では、井上財務副大臣

○佐藤正久君 次に、継戦能力、これも一つの防衛力抜本的な強化の一つの重要な要素、継戦能力、抗堪性、一般に弾薬、あるいは部品、燃料等の補給品、施設、人員等が一般に言われます。例えば弾薬、この場合は一つ頭痛いのは、例えばで、一般に弾薬、あるいは部品、燃料等が一二SSMの改良型、これを一部報道では千発は一二SSMの改良型、これを一部報道では千発は一二SSMの改良型、これを一部報道では千発は一二SSMの改良型、これを一部報道では千発は一二SSMの改良型、これを一部報道では千発は、相当大きな実は火薬庫が火取法上必要になります。そうなると、環境影響評価、住民説明、尾身総務副大臣、退席いただいて結構です。

さらに、ミサイルの場合は、今度は寿命があり

い。

い。

い。

ので、寿命というのは一般には十年ぐらいとよく
言われますけれども、そうなると、そのライフサ
言われますけれども、そうなると、そのライフサ
ます。当然電気線もあります。やっぱり劣化する

さらに、今、一二SSMの射撃というのは、一年に一発しか、実はアメリカでしか撃てません。 たなると、仮に千発保管しても、一年に一発だとれ百九十発は廃棄しないといけない、替えないといけない。でも、そういう危ない弾を船の中からとか撃つわけにいきませんから、そういうことをきえて整備しないといけない。さらに、そうすると、ライフサイクルコストに加えて射場という部と、ライフサイクルコストに加えて射場という部と、ライフサイクルコストに加えて射場という部と、ライフサイクルコストに加えて射場という部と、ライフサイル能力とか今後議論される反撃能力考えるときも、そういうロジ面も考えてやらないと結局絵に描いた餅になります。

います。
ての防衛省の決意、考えをお聞かせ願いたいと思ての防衛省の決意、考えをお聞かせ願いたいと思大事だと思いますけれども、この弾薬整備についこの辺り、この弾薬について、継戦能力極めて

# ○政府参考人(川嶋貴樹君) お答え申し上げま

ただ、これまでのところ、技術の高度化に伴うていないというのが現状でございます。したがっていないというのが現状でございます。したがって、実効的な対処力、抑止力のためには誘導弾を目急に充実させる必要があるということであります。

には更なる資源配分が必要となるということ、ま他方、必要十分な誘導弾の数量を確保するため

をしていく必要があると。他方、火薬庫となりま といたしますと、どうしても必要な火薬庫を整備 ぎなものでございまして、それを大量に入れよう 強化するというところもやらなければならない。 るものでございますから、企業さんの製造体制を おり、様々な苦労があるということを申し添えさ 調整が必要となるということで、先生御指摘のと 仮に現在防衛省の土地であるとしても様々な地元 すと、それを設置する地元におきまして様々な、 なミサイルとなりますと全長が九メートルあると り、ミサイルは火薬庫に収納する必要がございま た製造等の能力に企業さんの方で一定の限界があ せていただきます。 いうことで、一言で言いますとミサイルは場所塞 また、先ほど先生から御指摘ありましたとお 他方で、一二式のSSMとなりますと、大き

以上でございます。

○佐藤正久君 局長、苦労があってもやらないといけないんですよ。それが、今まさに総理の言われる、厳しい安全保障環境を直視をして整備する、困難があっても乗り越えないといけない。 その継戦能力には、弾薬ではやっぱり部品、よく言われる戦闘機のエンジンの共食い問題とかありますけれども、意外と忘れられがちなのが燃料とか被服なんですよ。

アメリカの場合は、航空機燃料と車の燃料、一下メリカの場合は、航空機燃料と車の燃料、一切ましたけど、自衛隊は別なんですよ。あと、離島、先島諸島を考えたときには、航空燃料の備蓄島、先島諸島を考えたときには、航空燃料の備蓄かったためにそこで止まってしまった。先島の場かったためにそこで止まってしまった。先島の場合は島ですから、車で運ぶわけいきません。となると、一定程度は備蓄しないといけない。これがると、一定程度は備蓄しないといけない。これがほとんど今ありませんから、自衛隊用の航空燃料。

も、服の備蓄、これはほとんどありません。一人ろんな人お願いするにしても、動員掛けるにしてこの辺りもやらなきゃいけないし、あとは、い

難であるといった御指摘を現役の予備自衛官の

と思います。と思います。と思います。と思います。一人に対して、という今考えになっているので、これは全くマッという今考えになっているので、これは全くマッという今考えになっているので、これは全くマッと思います。

ください。

資料十、これは防衛省の資料ですけれども、これが実は継戦能力で大事な予備自衛官、これの定しても。海上、航空は千百人と八百人です。多分ほかの軍隊で海軍、空軍の予備役がこの程度のほかの軍隊で海軍、空軍の予備役がこの程度のほかの軍隊で海軍、空軍の予備役がこの程度のはかの軍隊で海軍、空軍の予備役がこの程度のいます。もう不死身じゃありませんからね。この、考えると、継戦能力、やるときに、この予備自衛官、この部分もしっかり考えないといけないと思います。

今回、町田人教局長のやり取りの中で、実は予付回、町田人教局長のやり取りの中で、実は予には定年延長が数年前、これが決まりました。では、なぜか医者だけなんですよ。看護師や例えばも、なぜか医者だけなんですよ。看護師や例えばも、なぜか医者だけなんですよ。看護師や例えばも、なぜか医者だけなんですよ。

るだとか、それから訓練日数が生業との関係で困るだとか、それから訓練日数が生業との関係で困るだとか、それから訓練日数が生業との関係で困るだとか、それから訓練日数が生業との関係で困されたします。一方で、平成三十年以降少しずったものは非常に制約があるものというふうに持えております。一方で、平成三十年以降少しずったものは非常に制約があるものというふうに持えております。一方で、平成三十年以降少しずったとには努力してきているところですが、御指の各種制度、どうしても生業との両立が困難であるだとか、それから訓練日数が生業との関係で困るだとか、それから訓練日数が生業との関係で困るだとか、それから訓練日数が生業との関係で困るだとか、それから訓練日数が生業との関係で困るだとか、それから訓練日数が生業との関係で困るだとか、それから訓練日数が生業との関係で困るだとか、それから訓練日数がと、

○佐藤正久君 井野副大臣、これは非常に大事なたきたい まいりたいと、このように考えております。 既点から しっかりと検討して、予備自衛官の拡充に努めて至くマッ で、今後、このような観点、問題点につきましてして一個 方々からいただいているところでございますのして一個 方々からいただいているところでございますのして一個 方々からいただいているところでございますのして一個 方々からいただいているところでございますのして一個 方々からいただいているところでございますのして、

てまた、本会議対応、お疲れさまでございましたいと思いますし、これはやっぱり政府を挙げてやらないと、人は非常に大事だと思います。 そしたいと思いますし、これはやっぱり政府を挙げてが心と思いますし、これはやっぱり政府を挙げて対応していただき

早速でございますけれども、大臣の専門分野の早速でございます。

資料十一のこの左端の円グラフにあるように、資料十一のこの左端の円グラフにあるように、全体の九割が築二十年以上で、第二準、耐震基準に合致していない、つまり四割の施準、耐震基準に合致していない。つまり四割の施

下の方にその一例書いてありますけれども、これ、継戦能力、抗堪性という観点から施設、施設っていうのは極めてこれは大事な要素で、大臣もずっとこれに、問題には関わってこられたと思いますけれども、やっぱりこれ、防衛力の抜本強化というときに極めて分かりやすい、しかも、これは実行可能な、目に見える、隊員にとっても本れは実行可能な、目に見える、隊員にとっても本いますがよう。

の分野を望んでいます。やっと石垣が終わりました。まだ多くの隊員がこめために施設整備がほとんど取られていました。のために施設整備がほとんど取られていました。

○国務大臣(浜田靖一君) 委員御指摘の点についも、大臣の認識をお伺いしたいと思います。しっかりやっていただきたいと思いますけれど抗堪性の確保の点からも、この施設整備、これを抗堪性の確保の点からも、この施設整備、これを持国の防衛力の抜本的強化の中で、継戦能力、

衛施設の十分な機能発揮を確保することは重要で す中で、防衛力の持続性、強靱性の基盤となる防 あると認識をしております ては全く私どもも同じ認識でおるわけであります 安全保障環境が大変急速に厳しさを増

与といった取組が重要であると認識しておりま 化を図りつつ、施設の重要度に応じた防護性能付 の状況等を踏まえ、集約、建て替え等による効率 このため、 、施設の老朽化対策については、老朽

てもしっかりと取り組んでまいりたいと思いま 確保するために、新たな国家安全保障戦略の策定 に向けた議論が加速する中で、これらの点につい 防衛省としては、防衛施設の十分な機能発揮を 一で総合的に検討していく必要があると考えており ど、様々な観点を踏まえつつ、引き続き政府全体

せるようにしっかりとやっていきたい、このよう それではとても追い付くとは思っておりませんの 予算の中でやってきたわけでありますけれども、 に考えておるところであります。 我々とすれば、当然のごとく、今まで限られた 今回のこの我々の要求というのをしっかり通

# 〇佐藤正久君 ありがとうございます。

すので、是非よろしくお願いしたいというふうに で、これは本当に隊員が望んでいる分野でありま これは我々もしっかり応援したいと思いますの

次に、北朝鮮に関してのミサイル対応につい まず防衛政策局長にお伺いしたいと思いま

いかがでしょうか 点からもやっぱり課題というふうに思いますが、 域にミサイルが着弾するということがほぼ判明し 操業している接続水域とかあるいは排他的経済水 置命令では、たとえAIS情報で日本漁船が多数 ん。これは警察権に基づく公共の秩序の維持の観 ても、今の法制上は撃ち落とすことができませ 現在、隊法八十三条の三の弾道ミサイル破壊措

○政府参考人(増田和夫君) お答え申し上げま

> ております。 うに確保するかということは大きな課題と認識し 済水域におります多数の船舶、この安全をどのよ 弾道ミサイルから我が国の経済水域や排他的経

ては、技術的課題や国内法、国際法上の観点な のでありまして、同条を根拠にいたしまして我が における人命又は財産に対する被害を防止するも す弾道ミサイル等による破壊措置は、我が国領域 国の接続水域や排他的経済水域に落下する弾道ミ サイル等を迎撃することはできません。 その上で、いかなる措置を講じるかにつきまし 他方、自衛隊法第八十二条の三の規定によりま

能であるように、日本の領域だけではなく接続水 考えていますが、いかがでしょうか。 秩序の維持、これは、例えば邦人の安全確保、こ 〇佐藤正久君 続けて局長にお伺いします。 秩序の維持ということは、これは排除されないと 域とか排他的経済水域でも警察権に基づく公共の れは隊法八十四条の三で在外邦人の保護措置が可 法理論上、 法理論上は、 警察権に基づく公共の

# ○政府参考人(増田和夫君) お答え申し上げま

することが困難であるとの課題もございます。 置は公共の秩序の維持に当たるものでございまし 水域には、極めて広大な上、多数の船舶が航行し 数の船舶が日本関係船舶に該当するかどうか確認 て、その保護対象となり得る船舶につきましては ような形で確保していくのか、 ていることを踏まえ、これらの船舶の安全をどの が、我が国の排他的経済水域等を航行している多 日本関係船舶が考えられるところでございます に検討してまいります いずれにせよ、我が国の接続水域や排他的経済 委員御指摘のとおり、弾道ミサイル等の破壊措 政府全体で総合的

で、多くの漁船が日本海では操業しております。 これはやっぱり一つの大きな課題

> 思います。 が出れば、 上空を通過してグアムに着弾するおそれがある北 できない。 朝鮮のミサイルを自衛隊は仮に撃ち落とすことが して、これも局長にお伺いしますけれども、 できても、 さらに、この破壊措置命令のもう一つの課題と 日米同盟に大きな影響が出かねないと ただ、それでグアムの米国人等に被害 今の破壊措置命令で撃ち落とすことが

ませんか。 ふうに述べられましたが、 事態が認定できれば迎撃できる場合もあるという

## ○政府参考人(増田和夫君) お答え申し上げま

ることも可能と考えております。 めの自衛の措置として当該弾道ミサイルを迎撃す あくまでも我が国の存立を全うし、国民を守るた が武力の行使の三要件、これを満たす場合には、 の時点における状況の全体を評価した結果、これ なりませんが、一般論として申し上げますと、そ いうだけでは武力の行使の三要件を満たすことに 弾道ミサイルがアメリカに向けて発射されると

過して着弾します。ワシントンDCであればアラ か、あるいはハワイというものは日本の上空を通 ○佐藤正久君 ただ、本当に、マリアナ列島と ことは困難でございます が分かっている状況で、日本が撃ち落とせるのに とリスクの共有がなければ同盟って成り立ちませ ŧ スカ上空なので日本の上空は通過しませんけれど 三要件を満たすか否かは個別具体の状況に即して 撃ち落とさないということはかなり大きな影響が ん。本当にアメリカの国民が被害が出るというの 判断すべきものでありまして、一概にお答えする 同盟というのは、価値観の共有と負担の共有

ども、この資料十五、十六を見ていただきたいと できれば落とせる場合もあるかもしれませんけれ

一般論からいっても出ると思います。

日本

一方、局長は自民党の会議で、これは存立危機

その認識は変わりあり

その上で、御指摘の場合も含めて武力の行使の

そういう場合、ただ、その存立危機事態が認定

思います。資料十五、

認になっているんです。日本にミサイルが落ちな は武力攻撃事態はなくても存立危機事態に該当す 力攻撃事態等に該当しない場合は例外なく事前承 党合意によって、存立危機事態に該当するが、 れ原則になっています。例外というものはありま 国会の事前承認というのがこの存立危機事態のこ 追い付くかかなり疑問でもあります。また、この 認が原則であり、弾道ミサイル対処に事務処理が るには、対処基本方針案の策定とか国会の事前承 くてマリアナの方に落ちるという場合は、日本に すけれども、例外の中でも特にこの五党合意、 る場合もあるかもしれません。 この存立危機事態を認定し、防衛出動を発令す 武 五

どういう形で対応するか、これも、防政局長、 ル対応、先ほどありました排他的経済水域含めて 上においては、この辺りも含めてやっぱりミサイ らどういう形で本当にミサイル防衛というものを としてこうなっていますけれども、やはりこれか ると、こうなっているんです。これは過去の議論 閣議決定でもうしっかり、この施行に当たって、 後検討していただけないでしょうか。 日米でやっていくか、これは共同反撃ということ も当然想定されると。議論をこれからするという この五党合意というものを尊重し、 さらに、これは、資料十六にあるように、この 適切に対処す 今

○政府参考人(増田和夫君) お答えを申し上げま

意書、 当該同意の趣旨を尊重し、適切に対処することと 等に該当しない例外的な場合における防衛出動の めることとされておりまして、 国会承認については例外なく国会の事前承認を求 では、存立危機事態に該当するが、武力攻撃事態 委員御指摘のとおり、平和安全法制に関する合 いわゆる五党合意がございまして、この中 政府は閣議決定で

きましては、他方、様々な課題があると思います り抜くためにどうしたらいいのかということにつ 他方、国民の命と平和な暮らしを断固として守

ので検討していきたいと思います。

○佐藤正久君 実は私も五党協議の方の責任者の の佐藤正久君 実は私も五党協議の方の責任者の とで、当時からこれ非常に悩みながら実はこれ を作った経緯があります。やっぱりこの時代と変 を作った経緯があります。やっぱりこの時代と変 を作った経緯があります。やっぱりこの時代と変

では次に、中国について外務大臣に伺います。 にの可能性も指摘されています。ただ、日中間の懸案事項、これは増加しています。八月四日の日本内で中国による弾道ミサイルが着弾をしました。内で中国による弾道ミサイルが着弾をしました。これは言語道断です。その後の対応、なぜミサイがこれは言語道断です。その後の対応、なぜミサイがこれは言語道断です。その後の対応、なぜミサイがこれは言語道断です。その後の対応、なぜミサイがこれは言語道断です。その後の対応、なぜミサイがこれは言語道断です。その後の対応、なぜミサイがこれは思います。しつかりとこの辺りの対応と思いた。これは失止千万と言われても仕方がないとれば思います。

さらに、日中間の懸案事項は増加しています。さらに、日中間の懸案事項は増加しています。さらに、東シナ海のガス田のやぐらの増設、す。さらに、東シナ海のガス田のやぐらの増設、日本産食品の輸入禁止問題、ALPS処理水の問題、深刻な人権問題、何一つ解決しておりません。

○政府参考人(安藤俊英君) お答え申し上げまに不当に拘束されている日本人、何人いますか。件務省の政府参考人にお伺いします。今、中国

六名のうち、四名につきましては刑が確定し、一いという状況でございます。帰国に至っていないに病気のため亡くなり、六名が帰国に至っていないたいう状況でございます。帰国に至っていないという状況でございます。 その邦人が拘束されたことを確認しております。その邦人が拘束されたことを確認しております。その中国での一連の邦人拘束事案につきましては、中国での一連の邦人拘束事案につきましては、

ざいます。 名が公判中、残り一名は逮捕され身柄拘束中でご

行ってきております。

政府といたしましては、邦人保護の観点から、政府といたしましては、邦人保護の観点から、政府といたしましては、邦人保護の観点から、政府といたしましては、邦人保護の観点から、

対し前向きな対応を求めていく考えでございま今後も、こうした働きかけを継続し、中国側に

○佐藤正久君 是非対応をお願いしたいと思います、とげが。

自民党の部会では、まさに今回、中国の共産党大会において習近平の力が強くなったからこそトップ同士のやっぱりこの会談の意義が高まったという説明がありました。確かに、台湾海峡の平和と安定のためにトップ同士が話すということは当然大事だと思います。ただ、ただ、そのタイミングというのも一方であって、これはまさに日韓ングというのも一方であって、これはまさに日韓が全然抜いたままやるということだと思います。とげが全然抜いたままやるということについては、やっぱり何らかの国民への説明というのがないと問います。

首脳会談やるのは、やる意義があると思います。でも一方で、外務省としては、そのいろんなす。でも一方で、外務省としては、そのいろんなけど全然とげはそのままというのでは、やっぱりけど全然とげはそのままというのでは、やる意義があると思いま

だと思います。いかがでしょうか。このとげを抜く努力、これは外務大臣、先頭に立ってとげを抜く努力、これは外務大臣、先頭に立ってとげを抜く努力、これは外務大臣、先頭に立ってとげを抜く努力、これは外務大臣、

○国務大臣(林芳正君) まさに今、佐藤委員から

ざいます。

芝います。

並ないことが重要だと考えておるところでご重ねていくことが重要だと考えておるところでご重ねていくことが重要だと考えておるところでごがます。であるからこそ、主張すべきは主張し、責任ある行

で、 
のみならず、各分野各層で重層的なやり取りをのみならず、各分野各層で重層的なやり取りをでいることはございませんけれども、首脳レベルの指摘の日中首脳会談について現時点で決まっ

〇佐藤正久君 その環境整備、これはやっぱり外務省の仕事ですから、これしっかりやっていただきたいと。でなければ、何か、せっかく日中首脳会談やっても、その成果について国民の評価、逆に、今、習近平が一番力が強いときに日本の方から擦り寄ったというふうに見られるのは、これはやっぱり寄ったという部分も併せて検討いただきたいと思見せ方という部分も併せて検討いただきたいと思りがます。

また、お隣の韓国もこの十年で大きく変わりました。反日、親北政権もその十年間の間に誕生した。反日、親北政権もその十年間の間に誕生した。反日、親北政権もその十年間の間に誕生しました。所道ミサイルも巡航ミサイルも韓国の世論調査では約五五%の方が韓国も核武装すべきという。韓国の方では五五%の方が核武装すべきだと、これは日本とは全然違いますけれども、そのぐらいやっぱり向こう、危機意識が高まっているというのがあります。

回、韓国の方が来る際に、総理が乗られる自衛隊を、行かなかったのは当然だと思いますが、今人と。行かなか言いがありました。日本の国旗と韓国の失礼な物言いがありました。日本の国旗と韓国の失礼な物言いがありました。日本の国旗と韓国の失礼な物言いがありました。日本の国旗と韓国の生がながます。まあ、それはそれで親善という目的監が来ます。まあ、それはそれで親善という目的ない。

あってはならないと思います。
うに李舜臣の旗を掲げると、こういうことは絶対艦旗に韓国が敬礼をしないとか、二〇一八年のよ艦旗に韓国が敬礼をしないとか、二〇一八年のよ

○政府参考人(増田和夫君) お答えを申し上げましょうか。

回の懸念事項、これは韓国の方に伝えているんで

これについてのくぎ刺し、しっかりこういう前

うでございます。

今般の国際観艦式に際し、韓国はこれらを理解ら、よろしくお願いしたいると考えております。 つた とになりますから。 今の尹政権でもはやそういことになりますから。 今の尹政権でもはやそういは念には念を入れて、これは映像で流れますから。 よろしくお願いしたいと思います。

そしてもう一点、この国際観艦式に親善目的でもないということでよろしいでしょうか。

○政府参考人(増田和夫君) お答えを申し上げます。

平成三十年の十二月二十日の火器管制レーダー照を招きかねない極めて危険な行為でありまして、の指摘の火器管制レーダーの照射は不測の事態

応を強く求めていく考えに変わりはございませ応を強く求めていく考えに変わりはございませた懸案の解決のため、引き続き韓国側の適切な対応衛省・自衛隊としましては、再発防止も含めん。

# 〇佐藤正久君 よろしくお願いします。

最後に、日韓間におけるこの旧朝鮮半島出身者はいけませんので、仮に日本、日本企業が謝罪ということですけれども、やっぱりこの問題はもう既に解決済みだというこの原則、これは絶対曲げてはいけませんので、仮に日本、日本企業が謝罪とができたとしても、これは政権替わったからまたでできたとしても、これは政権替わったからまたができたとしても、これは政権替わったからまたができたとしても、これは政権替わったからまたができたとしても、これは政権替わったからまたができたとしても、これは政権替わったからまたができたとしても、これは政権を持つの利益ということがないような何らかの担保、これが解決策が合意したときには必要だと思いますけれども、大臣の考えをお聞かせ願いたいと思います。

○国務大臣(林芳正君) 旧朝鮮半島出身労働者問 ○国務大臣(林芳正君) 旧朝鮮半島出身労働者問 関につきましては、従来から、仮に現金化に至る す。先般の国連総会における日韓首脳の指示を踏 韓国側に対して指摘してきたところでございま 韓国側に対して指摘してきたところでございま 幸。先般の国連総会における日韓首脳の指示を踏 まえて、外交当局間での協議を加速化しておりま まえて、外交当局間での協議を加速化しておりま

また、合意した後についてということでお尋ねがございましたが、他国の内政に関わることにコスントすることは差し控えますが、累次述べてきておりますように、国と国との約束を守るというておりますように、国と国との約束を守るというます。

## ○佐藤正久君 終わります。

先日、所信をお伺いしましたので、私の方から | ら〇平木大作君 | 公明党の平木大作でございます。 | こ

います。 まず両大臣に一問ずつお伺いをしておきたいと思

<sup>9</sup>。 初めに、浜田防衛大臣にお伺いしたいと思いま

大臣は、二〇〇八年に第六代として防衛大臣に大臣は、二〇〇八年に第六代として防衛大臣に、今回、また再び、今度は第二十四専門家として同じポストに、大臣ボストに就かれるということは間々あるわけでありますけれども、先ほどの御答弁でもありましたけど、十三年も、先ほどの御答弁でもありましたけど、十三年も、先ほどの御答弁でもありましたけど、十三年も、先ほどの御答弁でもありました。

ある意味、最近もよく、この日本を取り巻く安全保障環境は極めて厳しいということをずうっと 全保障環境は極めて厳しいということをずうっと この何年か聞いてきた記憶があるんですが、浜田大臣が初めて防衛大臣務められていた頃も似たよす。北朝鮮のことに関してみても、大臣、着任される直前に核実験を行っていたり、あるいは在任中にいわゆる事実上の弾道ミサイルの発射実験等もあったというふうに記憶をしております。

そういう意味で、改めて浜田大臣にしか見えていない安全保障環境の状況というのを是非ちょっとがいない安全保障環境の状況というのを是非ちょっと何か景色が変わっていたとか、省内の状況がたら何か景色が変わっていた、自衛隊、実はこんなに違うなみた変わっていた、自衛隊、実はこんなに違うなみた変わっていた、自衛隊、実はこんなに違うなみた変わっていた、自衛隊、実はこんなに違うなみたでは、大田大臣にしか見えてと保障環境の部分、またこの防衛省・自衛隊の変化というところについてお伺いできればと思います。

## | す。 | 〇国務大臣(浜田靖一君) ありがとうございま

状況にはありました。

北況にはありました。

秋況にはありました。

秋況にはありました。

秋況にはありました。

秋況にはありました。

るため何が必要かはいま一度考えなければならな 強化、日米同盟の強化、そして各国との安全保障 用面及び装備面も含め、我が国自身の防衛体制の 通信等の分野の急速な技術革新、そしてまた少子 り一層深刻化していると言わざるを得ません。ま その試み、ロシアのウクライナ侵略などを踏まえ 高齢化への対応等も喫緊の課題であります。 た、情報戦を含むハイブリッド戦への対応や情報 ŧ いと思っております。 したが、引き続き国民の生命と平和な暮らしを守 の強化を優先的な課題として取り組んでまいりま れば、私が前回防衛大臣であった当時と比べて なる進展や、中国の力による一方的な現状変更や このような中、防衛省・自衛隊は、法制面、運 しかしながら、北朝鮮の核・ミサイル開発の更 我が国が現在直面する安全保障上の課題はよ

しているような状況であります。 は、女性の進出というのは大変顕著であります。 に、女性の進出というのは大変顕著であります。 に、女性の進出というのは大変顕著であります。

令軍のあるハワイにも行かせていただいて、米 月の間にワシントンにも行きましたし、太平洋司 るのも事実でありまして、私自身ももう既に二か きゃいけないのかなという感じがしております。 た点においても、我々これから取り組んでいくに うなことが言えるわけでありますので、そういっ いけない、そしてまた居住空間についても同じよ レだとかいろいろなところを増やしていかなきゃ しかし、その当時とは全く現状が違っている場合 いろな設備に対する老朽化もありますけれども、 のを非常に重視して、いろいろな交流が進んでい いったことだけではなくて、各軍種間の中で、い はもう少し予算をしっかり取ってやっていかな に新たな改修をしなければならない、女性のトイ わゆる自衛官、自衛隊の中で各国との関係という これに対しての、先ほど来御指摘のあったいろ いずれにしても、そしてまた、装備とかそう あっ、米国との間、そしてまたオーストラリ

であります。
アとの関係も、いろいろなそういった外交的な部のは大きな変化かなというふうに思っている次第のは大きな変化かなというふうに思っている次第のとの関係も、いろいろなそういった外交的な部

○平木大作君 林大臣にも一問お伺いしたいと思

林大臣は、恐らく現役の政治家の中で最も多様な大臣ボストを恐らく務められている方かなというふうに思っております。私も農林水産委員会に所属していたときに何度も質問を受け止めていただき、なかなか攻めどころが難しいなと思いなが、本当にこの経済閣僚も含めて様々務めになすが、本当にこの経済閣僚も含めて様々務めになる中で、このタイミングで外務大臣を務められているというのもやはりまたある意味すごいことないるというのもやはりまたある意味すごいことないるというふうに思っております。

大臣の所信の中ででもポスト冷戦時代の終えんというやはり言葉を使われておりましたが、このと、挑戦を受けているという、この外交にとっても本当に大きな分岐点、曲がり角にあるときに、も本当に大きな分岐点、曲がり角にあるときに、も本の外交のトップとして指揮を執られるというのは大変なことなんだろうというふうに思っております。

こういう中で、ある意味、この外交というのは、基本的にはその後ろに軍事力がありというところが二つ大きな力になるわけでがありというところが二つ大きな力になるわけでがありというというものは出てこない。そういう中で、経済力の方もちょっと今心もとない。ある意味、日本の経済的なプレゼンスがずっとなかなか落ちてきて経済的なプレゼンスがずっとなかなか落ちてきてしまっている、低下してきてしまっている、低下してきてしまっている。低下してきてしまっている。低下してきなが立めながあります。

と思います。 この点について大臣の御所見をお伺いできれば

○国務大臣(林芳正君) 大変大きな重い御質問を

ると、こういうふうに思っております。果たすべき役割はこれまで以上に重要となっておると、こういう認識を持っておりまして、外交の秩序の根幹が脅かされる、言わば歴史の岐路にあ秩序の根幹が脅かされる、言わば歴史の岐路にあ

外相就任以来、この一年近くになりますが、各国や国際機関等のカウンターパートと会談を重ねる中で、やはりこの日本外交の真骨頂、これはずっと先達が積み上げられてきたものでありますけれども、相手がG7のような先進国であってもは上国であっても、同じ目線に立って共通の課題について議論して、そして必要なときには相手が本当に真に必要としている支援を行うと、こうしたきめ細やかさにあるというふうに感じておるわけでございます。

このきめ細やかさに対する各国の日本に対する任頼と、日本外交へ対する期待、信頼と、こういった同志国、そして国際社会との連携にいったものを基礎にしながら、このG7や日米豪か、今、今ほどこのことが重要であるという時代が、今、今ほどこのことが重要であるという時代が、今、今ほどこのことが重要であるという時代が、今、今ほどこのことが重要であるという時代が、今、今ほどこのことが重要であるという時代が、つの維持強化を主導して、そして同時に途上国のニーズにも寄り添って日本らしい支援をすが、この維持強化を主導して、そして同時に途はないんではないかというようと表表で

をしていきたいと思っております。思うんですが、今日はODAについて少しお伺いた、まずは外務省の方からお伺いしていきたいとた、まずは外務省の方からお伺いしていきたいとまがります。

けるのが難しい時代が今長く続いております。DA予算は半減、半減というような言われ方しております。外務省が主管しているところについております。外務省が主管しているところについております。外務省が主管しているところについております。外務省が主管しているところについております。

組を強化しているわけであります。三・五倍と、このDACの主要援助国が軒並み取年間、大体四・二倍、ドイツが六・四倍、英国イガで、海外に目を転じると、米国はこの二十

説明いただけたらと思います。れ大分踏み込んだ取組になっていると思っている日本がなかなか伸ばせない中で、各国本当にこ

○政府参考人(遠藤和也君) お答え申し上げま

OECD開発援助委員会によりますと、二〇二一年のODA実績、第一位がアメリカで約四百二十三億ドル、第二位がドイツでございまして約三百二十二億ドル、第二位がドイツでございまして約三万二十三億ドル、第二位がドイツでございまして約三万二十三億ドル、第二位がドイツでございまして約三十三億ドル、第二位がアメリカで約四百二十三億ドルというところになっておりますと、二〇二十三の正のでは、第二位がアメリカでありますと、二〇二十三位がアメリカでありますと、二〇二十三位がアメリカでありますと、二〇二十三位がアメリカでありますといった。

委員御指摘のとおりでございまして、二〇〇〇 年と比べますと、アメリカはまさに約四・二倍、 ドイツは約六・四倍等と、おおむね大きく増加する傾向にあると承知しております。その背景とい たしましては、様々な要素、すなわち深刻化する たいましては、様々な要素、すなわち深刻化する たか、持続可能な開発目標等に対する意識の高ま りであったりとか、様々な論点あろうかとは思い ます。

○DA実績につきましては、これまで国際目標 言われてきておるというところでございまして、 胃在の我が国の厳しい財政状況等を鑑みれば、直 現在の我が国の厳しい財政状況等を鑑みれば、直 すですけれども、引き続き、この国際目標をも念 頭に、ほかのドナーの状況をも踏まえながら、 様々な形で○DAを拡充し、外交的取組の強化に 努めてまいりたいと考えておる次第でございま 要めてまいりたいと考えておる次第でございま す。

のはありまして、このDAC諸国の外側の枠組みど、今日午前中もこのODAに関する議論という

ても長いスパンで基本的に信頼を基にして関係を りますから、この十年、二十年、三十年というと はり求められているんだろうというふうに思って にもまさにありましたけれど、こういうときこそ いところがあるという中で、先ほど大臣の御答弁 れども、ここが実際に数字の部分も含めて見えな ゆる新興国が新たなドナーとなっていろんな影響 としっかり確保していかなきゃいけないんだろう のODA、しっかりこれ、まず予算も含めてもっ つくっていかなければいけないという中で、 というのはいまいち見えないわけですね。 と思っております。 本当にきめ細やかな日本らしい支援というのがや 力を行使するようになっているわけでありますけ おりますし、これ、当然、開発に関わることであ 実際には、中国ですとかインドですとか、いわ 日本

に思っています。

は思っています。

は思っています。

は思っています。

はいという中でありますけれど

はいます。

こういう中で、これは来年の前半をめどに開発協力大綱が八年ぶりに改正をされるということで協力大綱が八年ぶりに改正をされるということで活用に向けた決意というのが述べられたわけでありますが、もうここまでの段階で、当然今検討中なんですけれども、例えばこの改定の必要性とか方向性みたいなところについてはいるんなところで議論も何となく出てきてはいるんですが、私ではる論点についてかしお伺いをしておきたいというと議論が今後のところに積み残されている論点について少しお伺いをしておきたいれている論点について少しお伺いをしておきたいと見います。

ばらしいなと思うわけでありますけれども、先ほ時代の人間の安全保障の推進と、これ、どれもす意献ですとか、あるいは、世界とともに日本が繁重献ですとか、あるいは、世界とともに日本が繁重がするための環境を整備していく、また、新たな

かり連携をしていくということが大事。 とも申し上げたように、一方で、日本の外交的なども申し上げたように、一方で、日本の外交的ながなか難しいわけでありまして、やはりこれ、こういったものを、当然この日本らしさとか日本の信頼というものが核にはあるわけでありますけれども、全てを日本一国でやっぱりやるというのがなかなか難しいわけでありまして、これ当然、このかなか難しいわけでありまして、これ当然、このり、あるいは国際機関、こういったところとしっかり連携をしていくということが大事。

また最近は、国際社会において、NGOですとか市民社会との連携、民間セクターとの連携というものが非常に重視をされてきているわけであります。こういったところをしっかり大綱の中にも打ち出していただきたいというふうに思っております。

ればと思います。 この点について、林大臣の御所見をお伺いでき

○国務大臣(林芳正君) 私も、実は参議院時代に
○国務大臣(林芳正君) 私も、実は参議院時代に

こうしたこの今の時代に合った開発協力大綱、これをつくるべく、私の下に有識者懇談会を設けて、今御指摘いただいたように議論は既に始まっておるところでございます。これまで三回会合ございましたが、私自身も出席をして、〇DAの戦略的活用に向けた幅広い論点について御議論いたにおります。

精力的に議論を行っていただいております。そしずーの力を結集をしていくと、こういう観点からまして、開発課題に取り組む多様なステークホルの連携、これらは大変重要な論点だと考えており関との連携、それから民間セクター、市民社会と関との連携があるのようには、国際機

世界から期待される分野でもあるんだろうという まして、こういったところにこそ日本のある意味 も終わらない、解決が付かないという課題であり というのは、実際に一国の中で何かやり尽くして 題、 〇平木大作君 今この〇DAが取り組んでいる課 しっかり進めていきたいと考えております。 す。この報告書を踏まえて、新たな大綱の検討、 書を取りまとめていただくことになっておりま ても気候変動にしても、こういった地球的な課題 今後、四回目の有識者懇談会開催しまして報告 様々あると思っています。パンデミックにし

討いただけたらというふうに思っております。 の向上につながるんだというところを明確に意識 いうものが結果的に日本の信頼につながり外交力 れ当然のことなわけでありますが、同時に、この 益に資する内容にしていかなきゃいけないのはこ りますから、日本の外交力を高める、さらには国 かりした税金を使ってやっていく取組なわけであ したそんな内容にして、是非お取りまとめを御検 人類益に貢献する日本としてのリーダーシップと この開発協力大綱については、もうちょっとま 当然、これ、日本のまずは国民の皆様からお預

施設ですとか生活のインフラが破壊をされてし 専門家会議というのがございまして、ここでは特 ついても少しお伺いをしておきたいと思います。 れたわけでありまして、その会合の中で、復興に したウクライナ復興・再建・近代化に関する国際 先週、十月二十五日にベルリンで開催をされま では、続いて、関連して、ウクライナの支援に 厳しい冬を前にして、今ロシアによって電力

うふうに思っております

た次の質問の機会に幾つかお伺いをできればとい

一ことが提起をされておりました。 向けた新たなマーシャル・プランの必要性という

ます。 を発揮していただきたいというふうに思っており いるわけですね。ここにある意味しっかり存在感 ていくのかというチャレンジがもう既に始まって 意味支えていくのか、そして復興への道筋を付け だというような声明もあったところであります いただいておりまして、日本独自の知見と強みを で、どうやってこの人々の生活を日本としてある あるわけでありますけれども、このやはり実際に が、これ、日本にとって少しちょっと遠い国では 今侵略を受け、紛争のさなかにあるウクライナ 生かしたウクライナ支援、しっかりやっていくん これ、岸田総理からもビデオメッセージ寄せて

伺いしたいと思います 今後のウクライナ支援に向けた政府の見解をお

| を表明させていただきました。 | デオメッセージを通じて、これまでに行ってきた したウクライナ支援を今後も実施するということ ライナ国内においても越冬支援を実施しているこ 御指摘があった、これから厳しい冬を迎えるウク 供、食料支援、こうしたものに加えて、今まさに 避難民保護、支援、そして保健医療サービスの提 近代化に関する国際専門家会議におきまして、ビ ルリンで開催されましたウクライナ復興・再建・ きましたように、岸田総理は、十月二十五日にベ ○国務大臣(林芳正君) 今委員から御紹介いただ と、そして、さらに日本独自の知見と強みを生か

| 党からの御提言も勘案して、更なる越冬支援も含 の細かい支援を検討、実施していきます。 ニーズを的確に把握しながら、これまでの知見や む人道支援、生活再建に必要な復旧復興支援につ ら、ウクライナの人々に寄り添った、まさにきめ 経験を生かして国際社会の議論をリードしなが きまして、 今後の支援については、先般いただきました御 来年のG7議長国という立場からも、現地の その具体化

一ります。

大事だと思っています 存在感をしっかり発揮していくのかということが にらみながら、この中でどうやって日本としては はG7の議長国であります。そういったところも 日本らしさというものがこういったところに表れ が具体的に語られております。これ、まさにこの といったものを踏まえた復興の在り方というもの 日本が持っている例えば東日本大震災のこの経験 ていると思いますし、何よりも、これ明年の日本 〇平木大作君 岸田総理のメッセージの中でも、

があるということであります。 広げていければいいわけですけど、そこに今課題 ありますけれども、ある意味、なかなかまだまだ 20ですとか、もう少し世界的に支え合う枠組みを いということでありました。本来でしたらば、G Uが中心になってやっているということなわけで その支援の幅も、それから金額的なものも足りな なかなか今の支援、復興の支援自体はG7とE

うふうに思っております。 く、そんな決意で是非お取組をいただけたらとい わけでありますけれども、そういった意味でいく でマーシャル・プランという名前を取られている の、これ提唱したのがアメリカの当時の国務長官 れども、第二次世界大戦後のヨーロッパの復興 し、マーシャル・プランという言葉がありますけ の持ち味を発揮した復興支援というのができるの くの国を巻き込みながら、どうやったら一緒にこ と、このウクライナ復興を林プランにしていただ こういったところに、まさに日本の外交力で多 是非知恵を尽くしていただきたいと思います

に向けてしっかり検討してまいりたいと思ってお うのは、実は公明党としても長年にわたって支援 向で検討というものがありました。地雷除去とい 記事を見たので一応外務省に確認しておきたいん を続けてきた非常に重視している支援の在り方の 府が年内をめどに地雷除去専用車両を提供する方 一つなんですが、これまでもカンボジアですとか ですが、このウクライナの復興支援に向けて、政 関連してもう一問だけ、ちょっと最近気になる

域に実際に提供されて、復興に大きな力となって まいりました。 ラオス、アフガニスタン、コロンビアの様々な地

うふうに思っております。 次のいわゆる産業の発展ですとか人材育成みたい 復興につなげていくのかというところも含めて、 どうやって例えば農業につなげていくのか、産業 けではなくて、その例えば使い方ですとか、それ ところなんですけど、車両とか機械を提供するだ ぱりやってきたというところが一つの特徴だとい で、いわゆる地雷、不発弾、除去した地域を今度 なところにも取り組んで、パッケージにしてやっ これ単純に、日本の支援のやっぱりすばらしい

やっていただきたいなと思うわけでありますが、是非この日本らしさの光る支援というものを これいかがでしょうか。

○政府参考人(遠藤和也君) お答え申し上げま

我が国といたしましては、既にウクライナにおき ところでございます 委員会、ICRCを通じまして、地雷、不発弾の まして、国連開発計画、UNDP及び赤十字国際 発弾処理は重要な課題だと認識しておりまして、 復興を進めていく前提といたしまして、地雷、 処理、対応を含めた人道支援を進めているという 委員御指摘のとおり、今後のウクライナの復旧

地雷対策サービス、UNMASのアイリーン・ 〇平木大作君 私も、 旧復興支援に貢献するという観点から検討をして 価されておりました。しっかり前に進めていただ 取り組んできた地雷支援、地雷除去支援、高く評 験、 おきまして地雷除去に協力してきた我が国の経 コーン部長とお会いしまして、まさにこの日本が まいりたいと考えております。 更なる支援につきましても、カンボジアなどに 知見を活用しながら、ウクライナの人道、 先日来日をされました国連 復

サイバー防衛について何点かお伺いをしておきた ちょっと残りの時間限られてまいりましたが、

きたいと思います。

と思います。

このサイバー防衛については、日本としてはまた課題だと、遅れているという指摘があるわけでありますが、一方で、昨年行われた東京オリンピック・パラリンピック、あの期間中は大会運営のネットワークシステムにおよそ四・五億回のサイバー攻撃が確認されたそうでありますけれども、実際は大きな被害を受けずに、防御に成功したというふうに言われております。専門家の方も、日本のサイバー防衛能力は決して捨てたものではないと、こんなコメントもあったわけでありますけれども。

○政府参考人(小柳誠二君) お答え申し上げま と今政府にあるいは自衛隊にこれ共有されている と今政府にあるいは自衛隊にこれ共有されている と今政府にあるいは自衛隊にこれ共有されている ピックのときのこのノウハウというものはちゃん ピックのときのこのノウハウというものはちゃん

ましています。 対会系線表見会に 対会 関間中に通信遮断をいたしましたセキュリティーイベントが四・五億回あったことを発表しております。東京大会に向けて、官民が密接に連携し、の対処支援体制の整備を行いました結果、大会のの対処支援体制の整備を行いました結果、大会の運営に影響を与えるようなサイバー攻撃は確認されなかったところでございます。

しているところでございます。いるサイバーセキュリティ戦略本部において共有いるサイバーセキュリティ戦略本部において共有いるサイバーセキュリティ戦略本部において共行いるところでございます。

す。
等の必要な支援をしてまいりたいと考えておりまの強化、確保に努めていただけるよう、情報共有の強化、確保に努めていただけるよう、情報共有けいりを活用いただき、サイバーセキュリティーク後も、政府機関等においてこれらの知見やノ

○平木大作君 共有されているということであり

そういう中で、最近、これ、今日の読売新聞の一面にも記事があったと思いますが、アクティブサイバーディフェンス、積極的サイバー防御という言葉をすごく頻繁に聞くようになりました。とても大事な考え方だと思うんですけれども、ただ、これ、専門家と言われる方でも議論する方にだ、これ、専門家と言われる方でも議論する方になって相当実は定義に幅がある、中身が大分違うなと。よって、なかなかその議論がかみ合わなかったり、深まっていないようなところがあるというふうに感じております。

のかということをお伺いしたいと思います。イバーディフェンスについて質問があったようでありますけれども、なかなかこの議論が前に進まないという中にあって、政府でそもそもアクティンサイバーディフェンスについて質問があったようでさきの衆議院予算委員会でもこのアクティブサ

○政府参考人(小柳誠二君) お答え申し上げま

おります。

おります。

だなく、様々な議論があるものと承知をしてけではなく、様々な議論があるものと承知をしています。

いずれにいたしましても、サイバー分野におけます今後の我が国の方針等につきましては、新たな国家安全保障戦略等の策定のプロセスの中であらゆる選択肢を排除せずに検討しているところでございまして、現時点におきまして結論についてでざいまして、できたいとおけいされていたしましても、サイバー分野におけます今後の我が国の方針等につきましては、新たます今後の我が国の方針等につきましても、サイバー分野におけます。

○平木大作君 まあ余り具体的にお答えいただけなかったのでちょっと簡単に紹介しますと、例えば、最も保守的な意味で使っている方は、このいわゆる不審なアクセスとかネットワークへの侵入をしっかり防止する、加えて、既に仕掛けられてをしっかり防止する、加えて、既に仕掛けられてをしっかりなことをもってアクティブサイバー除くみたいなことをもってアクティブサイバー

フェンスと言う方もいる。
フェンスと言う方もいる。、あるいは仕掛けられたアクセスとかを妨害するみたいなことをでいった中に入って対処をするみたいなことをでいった中に入って対処をするみたいなことがでルウエアが働かないように、政府が重要なインマルウエアが働かないように、政府が重要なインアクセスとかを妨害する、あるいは仕掛けられたアクセスとかを妨害する。

もっと言うと、最近、新聞の論調にこういうの もっと言うと、最近、新聞の論調にこったの方が多いんですけれども、不正なアクセスをしてく を つ アクティブサイバーディフェンスだと言っ もってアクティブサイバーディフェンスだと言っ もってアクティブサイバーディフェンスだと言っ と こういったものがちょっと混ぜこぜになって さ、こういったものがちょっと混ぜこぜになって さ、こういったものがちょっと混ぜこぜになって は いい状況じゃないんだろうというふうに思っております。

最後、一問だけお伺いしておきます。きたいということをお願いしたいと思います。きには定義付けができるような形で進めていただきには定義付けができるような形で進めていただきには定義付けができるような形で進めていたといますけれども、しっかりと、議論が終わったとます。

識をしております。

さい、これもずっと課題だと言われてきたについては、これもずっと課題でと言われてきたについては、これもずっと課題だと言われてきたについては、これもずっと課題だと言われてきたについては、これもずっと課題だと言われてきたについては、これもずっと課題だと言われてきた。

す。れているのかお伺いして、終わりたいと思いまれているのかお伺いして、終わりたいと思いま

○国務大臣(浜田靖一君) サイバー領域におけるの課題であるとの認識の下、様々な取組を行って ・ で、優れた能力を持つ人材の確保、育成は喫緊 上で、優れた能力を持つ人材の確保、育成は喫緊 上で、優れた能力を持つ人材の確保、育成は喫緊 を対して、防衛省・自

取り組んでまいります。
諸外国等との連携強化といった施策にも引き続き
バー部隊の体制強化、ネットワークの充実強化、
このような人材の確保、育成策に加え、サイ

育体制の拡充に関する検討も進めております。

以上です。

〇平木大作君 今、よくウクライナのサイバー防 ・間ということに関して参考になるというような話 をころは、この実際に今ロシアと戦っているさな かなんですけれども、そこで得ている知見という ものをそのまま実は国際的な演習の場でも共有を ものをそのまま実は国際的な演習の場でも共有を しているということでありまして、これは、防衛 しているということでありまして、これは、防衛 しているということでありまして、これは、防衛 でも今、タリンで開催をされているロックド・ シールズ、サイバー演習、ここに実際に派遣をされて、そういった知見の共有に努めていらっしゃ

今、まだまだ今見えている課題の中でやらなけった。まだまだ今見えている課題としてしっかりお取り組みいただきたいということを申し上げまして、質問を終わらせていただきます。

○委員長(阿達雅志君) この際、委員の異動につ

として青島健太君が選任されました。本日、音喜多駿君が委員を辞任され、その補欠

○髙良鉄美君 本日最後になりました質疑です

今国会からこの外交防衛委員会で伊波洋一議員

重要インフラについて同様のこのいわゆる不正な

もうちょっと進んだところに行きますと、この

私は三十五年間、大学で憲法や行政法を教えてまいりましたけれども、三年前に退官をして沖縄県の選挙区から初当選しました。三年間所属してこちらにいましたのは法務委員会です。法務委員会では、人権、民主主義、とりわけ法の支配を基軸に質問をしてまいりました。林外務大臣は所信で法の支配を三度も用いられておられるので、大変心強く、また期待をしているところです。

中電県式の辺野古新基地建設反対の民意は、県 です、今夏の参議院選挙の沖縄選挙区、そこで の争点は辺野古新基地建設に初めて賛成を掲げた候補 に対して、反対を掲げた伊波洋一議員が勝利し、 に対して、反対を掲げた伊波洋一議員が勝利し、 に対して、反対を掲げた伊波洋一議員が勝利し、 に対して、反対を掲げた伊波洋一議員が勝利し、 に対して、反対を掲げた伊波洋一議員が勝利し、 に対して、反対を掲げた伊波洋一議員が勝利し、 で対を訴えた玉城デニー知事が圧勝しました。 中電県式の辺野古新基地建設の是非でした。与党と

先ほども触れましたけれども、林大臣は今回の所信で法の支配に言及されました。また、今年一月十七日の参議院本会議の外交演説でも、国際社会の平和と繁栄を支えてきた自由、民主主義、人会の平和と繁栄を支えてきた自由、民主主義、人位い挑戦にさらされているとした上で、先人たちしい挑戦にさらされているとした上で、先人たちの努力により世界から得た日本への信頼を基礎しい挑戦にさらされているとしたと、

林大臣が守り抜くとおっしゃった普遍的な価 |

の一つに掲げております。 の一つに掲げております。。 の一つに掲げております。。 の一つに掲げております。。 の一つに掲げております。。 の一つに掲げております。。

このうち、今お尋ねのございました法の支配とは、一般に、全ての権力に対する法の優越を認めは、一般に、全ての権力に対する法の優越を認めな平な社会に不可欠な基礎であり、これまで政府として、憲法の最高法規性の観念や個人の人権、として、憲法の最高法規性の観念や個人の人権、との内容や手続の公正を要求する適正手続などが法の支配の内容として重要である旨答弁をしてきなと承知をしております。

では世界の平和と繁栄を確保していくと、この ないては世界の平和と繁栄を確保していくと、この はては世界の平和と繁栄を確保していくと、この まして、法の支配に基づく自由で開かれた なのまして、法の支配に基づく自由で開かれた なのまして、おの支配に基づく自由で開かれた なっとが重要であると考えております。

方であります。

強化を含む国際社会の取組に積極的に参加し、各強化を含む国際社会の取組に積極的に参加し、各性の保障と恣意的な権力の抑制とを趣旨とに、人権の保障と恣意的な権力の抑制とを趣旨として、全ての権力に対する法の受証と認った。

その上で、これまで政府としては、憲法の最高をの上で、これまで政府としては、憲法の人容を手続の公正を要求する適正手続、権力の恣意的行使をコントロールする裁判所の役権力の恣意的行使をコントロールする裁判所の役権力の恣意的行使をコントロールする適正手続、

衛省・自衛隊としては、最高法規である憲法を始このような法の支配の考え方を前提として、防

任務を遂行してきております。めとする法令に基づき、我が国を防衛するという

また、法の支配に基づく秩序を国際社会に貫徹また、法の支配に基づく秩序を国際社会に貫徹はの支配に基づく自いのような認識の下、例えば法の支配に基づく自いのような認識の下、例えば法の支配に基づく自いが、対しては世界の平和とさせることは、地域全体、ひいては世界の平和とさせることは、地域全体、ひいては世界の平和とさせることは、地域全体、ひいては世界の平和とさせることは、地域全体、ひいては世界の平和とさせることは、地域全体、ひいては世界の東方の表

○髙良鉄美君 ありがとうございました。 ○高良鉄美君 ありがとうございました。 今、法の支配が共有をされるべき基本概念であって、 法の支配が共有をされるべき基本概念であって、 法の支配が共有をされるべき基本概念であって、 をして、日本の国内法制はもちろんのこと、国際 そして、日本の国内法制はもちろんのこと、国際 そして、日本の国内法制はもちろんのこと、国際

私は、この法の支配ということについて今ちょうどお聞きをしたわけですけれども、これが果たして国内の全ての地域で貫徹されているかというとお問題なんですね、基本的に今日お伺いしたいの問題なんですね、基本的に今日お伺いしたいのするということがありますので、沖縄県の、先ほどちょっと辺野古のお話をしましたけれども、沖縄県には法の支配が貫徹されているだろうかということで、委員の皆様もお聞きいただきたいと思うことで、委員の皆様もお聞きいただきたいと思うことで、委員の皆様もお聞きいただきたいと思うことで、委員の皆様もお聞きいただきたいと思います、今日は、話というか、沖縄の事情を知っていただきたいというような形になってくるかと思いますけれども。

す。
されがちょっと懸念されることなんでですね。これがちょっと懸念されることなんででまかり通っているんじゃないかと、沖縄の場合でまかり通っているんじゃないかと、沖縄の支配が貫徹されないで、むしろ、この反対

ですよ、あるべき手続ということなんです。だかすから、デューというのは、もうあるべき姿なん手続というのはデュープロセスとよく言うわけでということで先ほどおっしゃいました。この適正として、適正手続というのも法の支配の内容だ

ら、途中で省いたりとかいろいろなことをしちゃら、途中で省いたりとかいろいろなるというのが復帰前ありまな。銃剣とブルドーザーというのが復帰前ありまな。銃剣とブルドーザーというのが復帰前ありまら、途中で省いたりとかいろいろなことをしちゃら、途中で省いたりとかいろいろなことをしちゃら、途中で省いたりとかいろいろなことをしちゃ

位協定です。

位協定です。

が開ては上位に扱われてきたのが日米安保と地り沖縄では上位に扱われてきたの支配の内容である憲法の最高法規性もないがしろにされて、憲法より沖縄では上位に扱われてきたのが目米安保と地の沖縄では上位に扱われてきたのが目米安保と地の沖縄では上位に扱われてきたのが目米安保と地位協定です。

今年五月十五日、沖縄県は本土復帰五十年を迎った。、たち今年した。沖縄県議会では、日米地位協定の抜本的な見直しと、これを盛り込んだ決議が全会一致で行われました。ところが、参議院では、この地位協定の抜本的でもない、地位協定の見直しというこの文言を盛り込むことに対して与党が反対をして、この復帰の決議が見送られました。五十年を迎して、この復帰の決議が見送られました。五十年を迎して、この復帰の決議が見送られました。五十年を迎して、この復帰の決議が見送られました。五十年を迎いる。

五十年前に当時の琉球政府が作成した復帰措置のない平和な沖縄としての復帰を願った県民の心情が記されていますが、基地はなくなるどころかますます強化され、県民は基地に起因する事件、基地はないなるとされ続けています。

政府が国内外で主張する法の支配であると明度強調しておきたいと思います。

えても、そうなっているだろうかということで少れて、人権や適正手続とおっしゃいましたけれどかに、人権や適正手続とおっしゃいましたけれどかに、人権や適正手続とおっしゃいましたけれどかに、防衛大臣の所信を聞いていると、確

そうすると、主権在米というのは、これは主権の そのような部分がないのかということなんです。 でした。アメリカが何でも決めると。今、日本は し気になることがよくあります。 、復帰前は主権在民ではなくて主権在米

ずれもそうだと思います。 から二〇一二年四月の2プラス2の共同発表、い 年五月の再編の実施のためのロードマップ、それ を行っていた時代に作られたものです。二〇〇六 編に関する計画の主要部分は、米国が対テロ戦争 て質問したいと思いますけれども、在日米軍の再 そこで、これを、ちょっと安全保障の面につい 思います

と理解しているかという問題になってくるんだと 問題として考えるよりも、やはり法原理をきちん

というような構想と理解しております。 艦ミサイルや地対空ミサイルを中国軍に対し撃つ は、 まっています。この遠征前方基地作戦というの フォースデザイン二〇三〇ですかね、これは二〇 現在そうですね。中国をにらんだ新たな作戦構想 国などとの大国間競争にシフトしました。これ、 ABOといった構想で新たな時代の戦力構成も始 三○というのが発表され、遠征前方基地作戦、E 列島線上の島々を機動的に移動しながら、地対 ただ、その後、米国の戦略は対テロ戦争から中 要約すれば、分散された小規模の部隊が、第 、海兵隊でいえば、二〇二〇年三月に、

ことです。 軍の作戦構想の変化が、在日米軍の再編、特に沖 縄の海兵隊の人員などに影響を与えないかという ここで疑問に思うのが、米国の戦略あるいは米

部隊、今二つ部隊があるようですけれども、米本 に展開して中国軍に対しミサイルを撃つ作戦構想 フォース、MDTFという部隊が創設されており ればアジアに配置されることも選択肢として議論 を持っているようです。このMDTFの三つ目の ます。これも同じように、第一列島線上に機動的 一方、米陸軍には、マルチドメイン・タスク ヨーロッパですかね、 この三つ目が立ち上が

> 道もありました。 の俎上にあると米太平洋軍司令官が答えたとの報

軍種間の今後の連携について意見交換を行い、第 | 備なのか、あるいは外国からの一時的な展開なの 本展開について話が出たと考えるのが自然です。 に初めて展開しました。このMDTFが恒久的配 に、第一軍団司令部でインド太平洋地域の日米陸 本にも配備されるのかも重要な点です。 は、米陸軍のHIMARSが米本土から南西諸島 米陸軍との共同訓練、オリエント・シールド22で 一MDTFの視察もしており、このMDTFの日 かはさておきまして、日本に配備されるのは、 吉田陸幕長は、今年四月のアメリカ訪問の際 また、今年、奄美などで行われた陸上自衛隊と そこで、浜田大臣にお尋ねをします。ちょっと 日

の話がないというだけなのかです。 ら米側に確認をしたのか、それとも米側から変更 兵隊に関連する部分に変更はないということでよ 長くなりましたけれども。 いのか、あるいは変更がないという点は日本側か いておりません。米軍再編の計画、特に沖縄の海 の再編計画に変更があるという話は今のところ聞 米軍のこの新たな作戦構想に合わせ、在日米軍

ようお願いします。 て、 て、 また、このMDTFの日本展開の可能性、そし 現時点での情報を明らかにしていただきます 可能性が仮にあるとすればその時期につい

○政府参考人(安藤敦史君) お答え申し上げま

行っております。 おける協力について平素から緊密に意見交換を 新興技術や共同訓練といった非常に幅広い分野に 強化するため、日米両国の戦略、体制及び能力、 認したように、 日米間では、 日米同盟の抑止力、対処力を一層 本年一月の日米2プラス2でも確

ついての日本政府の対応についてお伺いをしま

指摘がございましたとおり、陸上領域に限らず全 メイン作戦構想を運用構想として掲げているもの ての領域において作戦を実施するためのマルチド その上で、米陸軍につきましては、先生が今御

イに配備することを発表したと承知をしておりま し、また、本年九月には三つ目のMDTFをハワ マルチドメインタスクフォース、MDTFを配備 ○一七年には米本土に、二○二一年にはドイツに は、米政府としては何ら決定していないものと承 の構想を前方で実施する部隊といたしまして、二 知をしております 今申し上げました以上の内容につきまして

すね。 というようなことで理解をしました、現時点でで ○髙良鉄美君 ありがとうございました。未決定 に実施していく考えに変わりはございません。 ながら日米間で合意した在日米軍再編計画を着実 防衛省といたしましては、日米で緊密に協力し

ろあるわけですけれども。 思います。まあ、アジアの国々といってもいろい テロ戦争から中国などとの大国間競争にシフトし いためにもアジアの国々との連携は重要であると ておりますが、日本が大国間競争に巻き込まれな 先ほど述べましたように、アメリカの戦略は対

関係改善にもマイナスの影響を及ぼすのではない なくて、中国との連携にも言及がありませんでし ようなものでありましたけれども、今回、ウクラ 米韓中口と連携して外交努力を展開すべきという を米国、韓国等としており、過去の決議にあった 射に抗議する決議案では、緊密に連携する対象国 かと懸念をしております。 た。これは日中関係の後退、あるいは今後の日朝 イナ情勢からロシアが省かれたというのだけじゃ 参議院で行われた北朝鮮による弾道ミサイル発 朝鮮民主主義人民共和国の弾道ミサイル発射に

| これは国会、永田町周辺でもそうだったと思いま 難を呼びかけるアナウンスが繰り返されました。 過した後にもかかわらず、 して速報をしており、各地でサイレンが鳴り、避 日本政府はJアラートを五年ぶりに発令し、通 報道各社は番組を中断

と承知をしているところでございます。また、こ すけれども、 断固として守り抜くため、冷静かつ毅然と対応し 民の生命、財産及び我が国の領土、領海、領空を ような行為は断じて許されませんと、続けて、国 る形で弾道ミサイルを発射しましたとして、この た後でしたけれども、 いたします。これで本当の危機に対応できるのか おった形で国民に混乱をさせているような感じが てまいりますと述べられました。しかし、この状 況を見ますと、冷静どころか、ちょっと不安をあ 浜田防衛大臣は所信で、青森県上空を通過させ かなり物々しい形で、もう通り過ぎ そういう形でありました。

いでしょうか。米韓両軍は、その報復として、地 朝鮮側の対抗措置は織り込み済みだったのではな 子力空母ロナルド・レーガンも投入して、日米韓 対地ミサイルを四発日本海に向けて発射していま た。北朝鮮はこれに抗議をしていましたから、北 三か国が日本海で五年ぶりに共同訓練を行いまし そういうような声が聞こえたと聞いております。 と私も言わざるを得ませんし、これは与党内でも 日まで日本海で共同訓練を実施し、アメリカの原 報道によると、米韓は九月二十五日から二十九

ぎとなりました。高度一千キロの宇宙空間から落 だったと言わざるを得ません。 でした。そもそも政府が領空を百キロ前後と定義 下することはほぼないというのが防衛省のお答え 基地内で落下し、爆音に驚いた住民が通報する騒 していますが、領空を通過したかのような危機感 ところが、韓国軍の弾道ミサイル一発が自国の

るという痛ましい事件がありましたけれども、現 下し、 ように、オスプレイが名護市の集落の近くに墜落 ら、復帰前には、つり下げられたトレーラーが落 属の水筒や部品が度々落下しています。それか 普天間第二小学校に窓枠が落下し、その後も、金 て、二〇一六年十二月には、今日朝もありました をしました。二〇一七年には、大型輸送ヘリから リCH46が沖縄国際大学に墜落し、炎上。そし 沖縄では、二〇〇四年八月、米海兵隊の大型へ 小学校五年生の少女が下敷きとなり死亡す

部を担っていると言わざるを得ません。の沖縄の上空、まあ沖縄も領土でしょうから、この沖縄の領空です。でも、Jアラートはもら、この沖縄の領空です。でも、Jアラートはもら、この沖縄の上空、まあ沖縄も領土でしょうか

意の仕方が分からないわけです、もちろん。に注意と、流れ弾に注意という垂れ幕がありました。でも、どうやって注意すればいいのかと。注

前回のこの質疑で伊波議員が取り上げた、米海のでね。

「前回のこの質疑で伊波議員が取り上げた、米海のでね。

「前回のこの質疑で伊波議員が取り上げた、米海のでね。

沖縄県警によると、復帰後、これ、一九七二年から二〇二〇年で、米軍関係者の検挙件数は六千六十八件、うち殺人、強盗、放火、強姦の凶悪事件は五百八十二件発生しています。SDGsの誰一人取り残さない、持続可能で多様性と包摂性のある社会を目指す、そうされていると思いますける社会を目指す、そうされていると思います。

ません。
不安をあおるような政府の対応が、このアラー不安をあおるような政府の対応が、このアラー

人や朝鮮学校を標的とする差別書き込みが増えて | す。我が国としては、日朝平壌宣言に基づき、拉「フアラート発令直後、インターネット上に朝鮮 | 恩委員長と直接向き合う決意を述べてきておりま

した暴力の扇動が数多く報告されています。ろといった排斥コメントだけではなく、朝鮮人をおといった排除コメントもあります。また、朝鮮学校を強制閉鎖は、迫害しろといった危害の扇動をするような殺せ、迫害しろといった危害の扇動をするようないます。日本から出ていけ、あるいは強制送還し

ます。 へイトスピーチ解消法はできましたが、今回のように不安があおられると、イトスピーチは増幅してしまいます。人種差別撤廃条約四条は、人種差別的な扇動を禁止し、そのような扇動の犯罪化を締約国に義務付けておりますので、締約国としての責任もしっかり果たしていただきたいと思いての責任もしっかり果たしていただきたいと思います。

さて、この北朝鮮のミサイルの問題ですけれども、林大臣は、北朝鮮との間で、拉致、核、ミサイルといった諸懸案を包括的に解決し、不幸な過去を清算して、日朝国交正常化の実現を目指しま去、最重要課題である拉致問題については、全ての拉致被害者の一日も早い帰国を実現すべく、あらゆる機会を逃すことなく全力で取り組みますとらゆる機会を逃すことなく全力で取り組みますと

安倍政権になってから、拉致問題は政府の最重要課題であると繰り返し強調されてきました。国要課題であると繰り返し強調されてきました。国要課題であると繰り返し強調されてきました。国要課題であると繰り返し強調されてきました。国

これまで、岸田総理自身、条件を付けずに金正体的に取り組むことが重要だと考えます。する関係国と緊密に連携しつつ、我が国自身が主拉致問題の解決に向けましては、米国を始めと

| 指す考えであります。| し、不幸な過去を清算して、日朝国交正常化を目致、核、ミサイルといった諸懸案を包括的に解決

に取り組んでまいる覚悟でございます。の一日も早い帰国を実現するために、全力で果断の家族も御高齢となる中で、全ての拉致被害者

○髙良鉄美君 ありがとうございます。 ともよろしくお願いしたいと思います。 会ちょうど言及されました日朝平壌宣言、これもう二十周年ということでございますし、それから米国等関係国と一緒にするだけじゃなくて、日本も主体的に動くということでしたので、是非このともよろしくお願いしたいと思います。是非このともよろしくお願いしたいと思います。

| すね、安倍政権は無条件対話を口癖のように唱え に銘じ、分別のある行動を取るべきであると、在 ても、対朝鮮敵視政策を追求し続ける限り、我が かつてなかったとした上で、安倍政権は、 幼児たちの童心まで乱暴に傷つけた極悪な妄動は 稚園を排除した形がありました。このような日本 償化、幼稚園、保育園ですね、それから朝鮮の幼 に朝鮮学校が排除されました。それから、幼保無 の対話がうまくいくのかというキーワードという 行為は一度や二度ではなかったが、今回のように んでしょうかね、高等学校の授業料無償化のとき 国内政策の問題も心配しておりまして、北朝鮮と 共和国の敷居を絶対にまたげないということを肝 政府の対応について北朝鮮側の言葉では、 ただ、私もちょっと心配しているのは、日本の 、当時で 、卑劣な

に捉えられても仕方がないと思います。 重要どころか軽視しているように、そういうふう重要どころか軽視しているように、そうでなければ、最重要課題というのであれば、対話の障害を取りなことを明らかにしています。

これについても林大臣の御決意をお伺いしたい

日 います。 けてしっかりと取り組んできているところでござけてしっかりと取り組んできているところでございこれまで外国人等に対する偏見や差別の解消に向います。

でかりたいます。 との上で申し上げますと、我が国において、在 日朝鮮人に対する差別を許容する国の政策や規則 は存在せず、本邦外出身者に対する不当な差別的 にがら、先ほども申し上げましたように、我が国 は存在せず、本邦外出身者に対する不当な差別的 は存在したように、我が国に対して、不幸な過去を清算し、日間はないます。 な過去を清算し、日間はないます。

〇髙良鉄美君 ありがとうございます。このヘイトスピーチも人権の問題、それから拉致の問題もでいろいろ今おっしゃったような形で対話を始め、そしてまた解決に向けて取り組んでいただきめ、そしてまた解決に向けて取り組んでいただきめ、そしてまた解決に向けて取り組んでいただきが、

います。 朝鮮被爆者問題について少し質問をしたいと思

この問題については、昨年三月の〇DA特別委の茂木外務大臣は、「被爆者が放射能による健康の茂木外務大臣は、「被爆者が放射能による健康被害を受けたという点で、重要な人道上の問題であると考えております。 政府としては、引き続き、本件が重要な人道上の問題であることを踏まき、本件が重要な人道上の問題であることを踏まき、本件が重要な人道上の問題であることを踏まき、本件が重要な人道上の問題であることを踏まき、本件が重要な人道上の問題であることを踏まる。

日朝鮮人への差別解消が対話の前提条件になって

思いますが、林大臣の御決意をお伺いします。らないように再度約束を果たしていただきたいと残さないどころか、誰一人救済できなかったとな残さないどころか、誰一人救済できなかったとなりません。被爆者に残された時間は僅かしかし、残念ながら、これ、その後は全く進展

という点で、重要な人道上の問題であると考えて は、この被爆者が放射能による健康被害を受けた ○国務大臣(林芳正君) 御指摘の点に関しまして

に対応してまいる考えでございます。 たように、関係省庁間で緊密に連携しながら適切 の問題であることを踏まえ、今御指摘がありまし 政府としては、引き続き、本件が重要な人道上

要な人道上の問題ということで、よろしくお願い ○髙良鉄美君 ありがとうございます。非常に重 したいと思います。

人権侵害が厳しく指摘されているからです。 ります。国連の人権機関から日本における様々な 値なのだろうかと少し疑問を抱かれるところもあ 本政府が捉えている人権とでは、共通の普遍的価 述べられました。国際的に使われている人権と日 人権侵害に対してしっかり声を上げると林大臣は 普遍的な価値である人権の擁護のため、深刻な

年に勧告を受けています。 また拷問禁止委員会からは二〇〇七年と二〇一三 す。また、国連自由権規約委員会は一九九三年、 以上執行していない国は五十か国に上っていま 国のうち、死刑制度がない国は百十二か国、十年 例えば、死刑については、国連加盟百九十三か

遍的価値とは相入れないかと思います。 け、見直さないこと自体が問題であり、共通の普 向です。しかし、人権政策を世論の多寡に委ね続 死刑存置の理由に挙げられているのが世論の動

午後四時五分散会

挙げていることを厳しく指摘しました。 員会は、二〇〇三年から民法改正を行うよう勧告 は日本以外にはありません。国連女性差別撤廃委 し、二〇一六年にも法改正をしない理由に世論を し、二〇〇九年からはフォローアップの対象と また、婚姻の際に法律で同姓を強制している国

をしておりません。 議定書に批准をしています。 加盟百八十九か国のうち、現在百十五か国が選択 女性差別撤廃条約選択議定書についても、この 日本は現在まで批准

一九九八年、二〇〇八年、二〇一四年に、そして | れを誠実に遵守してまいりたいと考えておりま す。 | ども、関係省庁にもしかるべく情報を共有した上 一とどめ、これにて散会いたします。 ○委員長(阿達雅志君) 本日の調査はこの程度に わりたいと思います。 おります。 で、関係省庁において十分に検討することとして うことは承知をしております。 公表される総括所見の中でこれまで、今委員から 告に対する検討を行っておられ、その結果として 委員会、これは我が国が定期的に提出する政府報 ○国務大臣(林芳正君) 我が国が締結をしており 善勧告を受け続けていることについて、林大臣の く厳しい勧告を受けており、日本の人権政策が問 遇、外国籍への差別など、人権の面からことごと もございましたように、様々な勧告があったとい ます国際人権諸条約の各条約に基づき設置された しくお願いします。 ○髙良鉄美君 ありがとうございます。これで終 て法的拘束力を有するものではございませんけれ 認識をお伺いして、終わりたいと思います。よろ 危惧しております われているという認識が足りないのではないかと このほか、難民申請をしている外国籍の方の処 我が国として締結している国際人権諸条約、こ こうした勧告の内容については、我が国に対し 国連人権機関からの日本の人権政策について改